



平成27年 第4回定例会

会 議 録

(平成27年6月5日～6月23日)

枕 崎 市 議 会

平成 27 年
枕崎市議会第 4 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 19 日間（6 月 5 日～6 月 23 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容	
6 月 5 日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号-第11号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第12号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 議案上程(日程第13号) 14 提案理由の説明 15 質疑、討論、表決 16 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 議会議員の選挙について 17 報告(日程第15号、第16号) 18 散 会	
6 月 6 日 (土)	休 会			
6 月 7 日 (日)	休 会			
6 月 8 日 (月)	本会議	前 9:30	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会	
6 月 9 日 (火)	休 会	委員会	前 9:22	1 総務文教委員会
6 月 10 日 (水)	休 会	委員会	前 9:20	1 産業厚生委員会
6 月 11 日 (木)	休 会	委員会	前 9:22	1 予算特別委員会
6 月 12 日 (金)	休 会			

6月13日(土)	休 会			
6月14日(日)	休 会			
6月15日(月)	休 会			
6月16日(火)	休 会			
6月17日(水)	休 会			
6月18日(木)	休 会			
6月19日(金)	休 会	委員会	前 9:21	1 議会運営委員会
6月20日(土)	休 会			
6月21日(日)	休 会			
6月22日(月)	休 会			
6月23日(火)	本会議		前 9:30	1 再 開 2 議案上程(日程第1号-第5号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第6号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第7号-第8号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第9号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 継続調査申し出について 15 議員派遣について 16 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 17 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成27年6月5日)

平成27年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第1号）

平成27年6月5日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	56	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	予 特
5	57	平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
6	58	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
7	59	枕崎市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	60	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
9	陳3	「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情	〃
10	陳4	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
11	陳5	市街地区の道路改良の促進について	産 厚
12	61	監査委員の選任について	
13	62	監査委員の選任について	
14		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	
15	報5	繰越明許費繰越計算書について	
16	報6	繰越明許費繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
田野尻 武 志 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 蘭 智 之 消防総務課長
石 場 博 和 総務課行政係主任

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長
牧 野 美 紀 総務課行政係主事

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成27年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、3番吉嶺周作議員、12番豊留榮子議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの19日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成27年2月、3月、4月及び5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

枕崎市議会報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果についてであります。委員長に吉嶺周作議員、副委員長に豊留榮子議員が選出されております。

また、平成27年第2回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第11号までの8件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算2件、条例3件、人事案件2件、報告事項2件の計9件であります。

このうち、人事案件及び報告事項を除く5件について説明を申し上げます。

まず、議案第56号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,880万円を追加し、予算総額を109億2,880万円にしようとするものです。

地方債の補正は、庁舎整備事業の追加によるものです。

補正予算の主なものとしましては、庁舎整備事業、社会保障・税番号制度関係費、経営体育成支援事業補助、県の地域振興推進事業を活用した枕崎市内周遊観光アシスト事業及び枕崎広域観光周遊推進事業などをお願いしてあります。

その他主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

ます。

次に、議案第57号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ55万9,000円を追加し、予算総額を3億2,103万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、重複・頻回受診者訪問指導事業の実施に伴う保健事業費の増額であります。

以上の財源として、諸収入の増で措置いたしました。

次に、議案第58号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、職員の給与からの控除について、法律により認められているもの以外に給与から控除できるものを定めるため、所要の条文の整備をしようとするものです。

次の議案第59号枕崎市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、庁舎建設基金について、庁舎の改修に係る事業の財源に充てることができるようにするため、所要の改正をしようとするものです。

次の議案第60号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率を段階的に縮減し廃止するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、条文の整備をしようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○13番立石幸徳議員 ただいま提案をされました議案についてですね、基本的なことを幾つか質疑をさせていただきたいと思えます。

まず、議案第56号の一般会計補正予算（第1号）の関係で市役所庁舎整備事業として、大規模改修設計費が約970万計上されているんですが、この市役所大規模改修とはですね、どのような内容の改修なのか。そして、全体事業費としては、おおよそ幾らぐらいを見込まれているのかですね、説明をしていただきたいと思います。

次に、議案第59号のこの庁舎建設基金条例の一部改正でございますが、まず、現在の庁舎建設基金の基金残高は幾らになっているのか。今回、条例改正をしなければならないその具体的な理由、これは何であるのかですね。そして本市が平成25年の秋ごろ設置をされました枕崎市の公共施設の在り方委員会、ここにおきましては、市役所庁舎をどういった位置づけをなされたのか、どのような決定を見ておられるのかお答えいただきたいと思います。

3番目に、議案第60号の市税条例の一部改正でございます。

提案理由にもございます行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法、番号法ということなんですが、この関係の条例改正が出ているんですけども、この番号法の関係では、本市の条例改正は全体的にどのようなものが予定をされているのかですね、お尋ねしておきます。

○本田親行総務課長 議案第56号の一般会計補正予算におきます庁舎耐震及び大規模設計業務委託の事業費につきましては、970万4,000円で、事業の内訳としまして庁舎の本館の耐震補強計画及び庁舎の大規模改修の設計委託でございます。

大規模改修事業を計画します理由としましては、公共施設の在り方検討委員会の中で、この庁舎をできるだけ長期間使えないかという考え方から、平成26年度に耐震診断を実施しました。

その結果、本館につきましては、耐震補強工事が必要であるという結果が出ております。

長寿命化につきましては、耐震補強の実施とあわせて、できるだけ使用期間を今後おおむね20年程度延ばせないかということで、耐震補強工事とあわせて実施しようとするものでござい

ます。

事業費につきましては、今回設計を出すわけですので幾らとは申せないところですけども、大まかに申しますと、耐震補強事業で1億程度、長寿命化につきましても、屋根の防水、外壁の防水等では1億程度と考えておりますけども、照明設備等の更新を図って、経常経費についても削減していけないかというような考え方もありますので、今後そのような内容、中身については検討してまいりたいと考えております。

それから、庁舎建設基金条例を改正することにつきましては、これまで新築に向けて平成元年度に創設されたものですけれども、思うように基金についても積み立ってきておりません。残高につきましては、平成26年度末で1億2,045万円となっております。

今回、条例改正を行う理由としましては、設計業務委託等を予算計上するのとあわせて、今後、耐震補強工事につきましては、補助金、それから地方債等の活用、交付税措置のある地方債等の活用が可能なところですけども、長寿命化については有利な地方債等もございませんので、今後、実施するに当たって、庁舎建設基金の活用が図れるような環境を整えたいということで、条例の改正をお願いしたところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。（「7番」と言う者あり）（「まだ、答弁が出ていないですよ」と言う者あり）

立石議員。（「いやいや、答弁がまだ出てないですよ」と言う者あり）答弁もれが、はい。

○久木田敏副市長 もう一つありました公共施設の在り方検討委員会の関係でございしますが、ただいま総務課長のほうから説明申し上げましたとおり、その必要性についていろいろ検討をしたんですが、先ほどありましたように、なかなか思うような整備が進んでいかないということでありまして、今回、耐震化がないというこの本庁舎に対しまして、耐震化の工事をしなければならぬということになっておりますから、今年度この設計委託をお願いし、そしてまた皆さんからもいろいろと御意見いただきました今後の長寿命化計画、長寿命化に対するそういうものをどのようにしていくのか、20年ほど延伸しなければならないという状況もありますので、それに合わせて必要な長寿命化を進めていかなければならぬだろうという結論に、公共施設在り方検討会の中でも至りまして、今回、このようにお願いするというところでございます。

それからマイナンバーの関係につきましては、ことしの10月に番号が全国民につけられるわけですが、通知が行われるわけですけども、実際、番号カードが発行されるのが来年の1月からでございます。それに合わせまして、今回のこの税条例につきましては、たばこ税の関係の条例等ありまして、これは日切れ法案の関係で法律が成立いたしておりました、その専決処分されました残りを今回、次の議会で改正するよにということでもありますので、今回その条文整備を税条例のほうはさせていただきます。

そのほかの関係につきましては、先ほど言いました10月からの付番がされていきますので、大体、関係する条例が9月ごろになるのではないかと、9月議会あたりをお願いすることになるのではないかとというふうに考えております。

また、つい最近、県のほうからの説明もありまして、その内容をつぶさに、またほかの自治体のところも見ながら検討していかなければなりませんので、内容等を十分、今後検討を詰めていきたいというふうに考えております。

○13番立石幸徳議員 まだ若干答弁が漏れている部分もあるんですけどもね、この庁舎建設基金の関係で、現在残高が1億2,000万ぐらいですよ。今度の設計をする庁舎建設の工事費といましようか、耐震が1億ぐらい、工事改修が1億、おおよそ2億。庁舎建設基金をすべて投入しても足りないという状況ですよ。

で、この市役所改修に庁舎建設基金を使うというこの基金条例そのものは、特定目的として平成元年に、建設をするという目的で積み立ててきたんですよ。この当初の特定目的とは違った

ものに使っていくという、こういったことは地方自治法の241条では、基金の条文が定められているんですけども、この自治法の関係では抵触しないというふうに確認していいんですかね。

それから番号法の関係ですね、もう少しその具体的な今後予定される条例を上げていただきましたかったんですが、条例の、今回の市税条例の提案の仕方にいささか疑問を感じているのでお尋ねをしますけど、現在、日本中が日本年金機構の年金情報流出ということで、いろいろ報道されて大騒ぎをしております。

今回、本市がこの市税条例を改正するに当たってですよ、今いち早く改正、この番号法に備えて改正、整備しなけりゃならないのは、本市の個人情報保護条例、これではないのかと思うんですよ。

つまり、今度の市税条例も施行日は来年1月1日になっておりますよね。で、市税条例で番号の利用・活用を審査をすると同時に、その順位は当然ですね、そういった税番号が利用・活用されることによって、情報の保護・管理というのはどうなるんだっていう疑問を持つのは当然ですよ。そっちは置いといて、この活用の税条例だけが出てくる。番号法のいろんなお手引きによりまして、この番号法施行で、これまでよりも一段と高い情報保護が求められてくると言われております。

何でこの今の時点でですね、この市税条例の中に番号法だけが先行して出てきたのか、この辺をもうちょっと明らかにしていただきたいと思います。

○本田親行総務課長 御指摘のとおり、庁舎建設基金につきましては、特定目的基金でございます。

今回、目的につきましては、庁舎建設基金、新築に充てる場合の目的ですけども、今回それに加えて改修にもということで、基金の設置目的の条例改正をお願いするものでございます。

(「いやいや、答弁になっていないですよ、聞いている意味と違うんで」と言う者あり)

○久木田敏副市長 先ほども御答弁申し上げましたが、この税条例につきましては、国の日切れ法案の関係で、残りでありまして、4月1日から急いで改正しなければならないのは専決処分をさせていただきます。その残りの部分、これを次の議会までに改正しなければならないという方向性から、今回これを提案するわけですが、そのおっしゃいましたように、本来なら順番としましては個人情報とかそういうセキュリティーの関係とかいうようなところを先にすると、していくというのが順序だった見方だろうと思います。

おっしゃいましたように施行日が来年の1月からですので、これは国の税条例は、国の法律に従って条文整備させていただいたというだけでありまして、今後その、来年の1月1日に間に合うように9月のほうに、番号に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例というのがあります。それから、おっしゃいました個人情報保護条例ですね、こういうような関係の条例整備をして……、その施行の前にしていかなければならないと。

ですから、先ほどの税条例におきましても、来年の1月からですので、それには間に合うように整備をしていくということでございます。

○13番立石幸徳議員 的確な答弁をお願いしたいと思うんですけどね。

後段の番号法の関係では、日切れ法案は日切れ法案で分けて提案をして、番号法の関係ではもう1回提案するということはでき得るわけですよ。

つまり、今こうして年金情報がですよ、大騒動している中でですよ、当然番号法に基づく利用・活用を本市が進めるに当たって、その情報保護はどうなるのかというものは、いずれ出しますよと言っても活用策だけが早く出てきているわけですからね。

これはあと総務委員会もございますので、そこでまたいろいろお尋ねをします。

ただ、庁舎基金のこの関係ではですね、自治法の関係で明確に総務課長から答弁出ていないんですけど、その当初、基金、建設基金を設置、目的とするのは、いわゆる庁舎建設という目的を

成就させるために基金条例がスタートしたわけですね。中途ですよ、その目的を変更するというのが、いわゆる処分、処分ということでどういうふうな関係になるのかということですよ。

で、従前にも本市がこの基金の関係で対応しました、つまり、この庁舎基金条例の第5条でも繰りかえ運用の項目があります。つまり建設基金そのものは、きちっと残してですよ、一時的に繰りかえ運用で、その基金を利用して確実な繰り戻しをするということも、本市では過去やられたわけですよ。

でないと、完全にこれを使い切るということになる、建設そのものが、それは20年は長寿命化というふうに言われておりますけれども、この辺のことで自治法との整合性をお尋ねしているわけです。

○本田親行総務課長 特定目的につきましては、条例の定めるところにより、地方公共団体におきましては条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し、積み立てることができるところでございますけれども、処分についてもその目的に沿わなければ処分できないところでございます。

今回、その目的、処分の条例改正のお願いを提案しているところでございますので、自治法には抵触しないと考えております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○7番清水和弘議員 私も議案59号とですね、枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について質疑いたします。

耐震化をすることによって20年間はもつだろうという話でした。今回ですよ、庁舎基金から使うというようなことが決まった場合、残金ももう本当なくなって、もうマイナスですよ、これ。その後の対応は、どのように新しく新庁舎を建てるときの基金、これはどのようにしてやっていくのか。これはもう20年もつと言うけど、これは経年劣化によって20年もたないかもしれませんよ。その辺をどのようにして積み立てていくのか。

それと議案60号税条例の一部を改正する条例の制定、これはマイナンバー制度のほうになるんでしょけど、マイナンバー制度にした場合のメリット・デメリット、これは私も勉強した結果、メリットのほうが大きいのというふうに考えているんですけど、本市の税収状況にはどのように影響してくるのか。またそのメリット関係がデメリット関係を、今、サイバー攻撃によって情報が盗まれとるといようなこともあります。そのような対策はどのようにしていくのか質疑いたします。

○本田親行総務課長 市役所は、防災の拠点でもございます。耐震化については、診断に出した結果、耐震補強が必要であるという診断が出たので、早急に対応しなければならないことであると思っております。

今、議員がおっしゃったように、耐震化をすることで20年、今後使用可能年数が延びるということではございません。耐震化とあわせて屋根の防水であるとか、壁の防水工事を実施することで、庁舎の長寿命化の工事をあわせて実施することが効率であり、そのことによって使用期間を20年程度延ばせないかということで設計委託業務を出すところでございます。

また、今回の庁舎建設基金の処分についての条例改正につきましては、その財源として庁舎建設の新築に加えて改修の財源にも使えないかということで使用目的を加えるところで、使える環境を整えたいということでございます。

先ほども申しましたけども、耐震工事につきましては、補助金でありますとか、今回の設計についても補助が充たっております。また、交付税措置のある地方債も活用できます。

しかしながら、長寿命化工事については、交付税措置のある有利な地方債であるとか補助金であるとか、その辺の財源措置が難しいので、今後実施する中で本館と別館と分けて実施するなど、平準化を図るなどそういう方法も当然検討していくわけですけども、庁舎建設基金としても使え

る環境を整えたいということをお願いしたところでございます。

また、庁舎建設基金につきましては、新築をしないということではなくて、新築に加えて改築にも使えるように条例改正をお願いするわけでございますので、今後とも基金の充実を図っていかねばならないと考えております。

○松田博税務課長 今回の市税の改正の主な目的につきましては、平成28年1月からのマイナンバーの利用開始に伴うものでございまして、これについて市税の影響等ということでございますが、マイナンバーの利用等に関するところでございますので、今回の改正による直接の影響等はないところでございます。

ただ、この制度が開始され、今後、社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られるとともに所得把握等の正確性が向上することが見込まれることから、総体的・将来的には、税収増につながっていくものではないかというふうに考えているところでございます。

○神園信二企画調整課長 サイバー攻撃への対応ということで御質問がございました。

ここにつきましては、ことし平成27年度の当初予算で議会のほうで議決を受けましたクラウド化という部分の予算をいただきましたけれども、この作業を始めております。

今、クラウド化に向けた作業をずっと進めておりますけれども、クラウド化することで、今までは、今現在は、この庁舎の中にサーバーを持ちまして運用してるわけなんですけれども、なかなかサイバー攻撃というのが日々新たになってどんどんどんどん新たな手口で攻撃がされてくる、そちらのほうへの対応というものは、当然私ども今までもやっているわけなんですけれども、高度化していくという状況がございまして。

このクラウド化が進みますと、このサーバーを一つの拠点に、ほかの自治体ともあわせて持つということになりますので、この専門の事業者の方がこのサーバーの管理をしていただきますので、非常にこのサイバー攻撃に対する対応、ファイアウォールの設営等は今までより一層高まるというふうなかたち、目的もございまして、いわゆるクラウド化の予算をお願いして、今現在対応しているというところでございます。

○7番清水和弘議員 今、総務課長から、建設庁舎基金、これは交付金措置されるという、交付税措置される分が大きいと言いましたけど、今現在の残金が1億2,000万しかないということですよ。今回の事業で2億使うということだけ、これはもう残金はどうなるんでしょうか。

それからこのマイナンバー制度なんですけど、今までこの税率は分離課税方式だったはずですよ。これはこのマイナンバー制度にすることによって、累進課税制度になっていくんじゃないでしょうか。そうした場合、私としては税収が枕崎の場合多くなっていくんじゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○本田親行総務課長 答弁にちょっと誤解があるようですので、再度申し上げます。

庁舎の耐震化につきましては、交付税措置のある地方債、それから補助金についても活用が可能であると。

長寿命化につきましては、長寿命化です、(「うん」と言う者あり)長寿命化については、その有利な地方債の活用とか補助金とかないので、庁舎建設基金を使える環境を整えたいということでございます。

また、必ず全部取り崩して実施するというだけでもなくて、先ほども申しましたように本館と別館が市役所の庁舎にもございますので、本館の長寿命化については、耐震補強工事とあわせて実施することが効率的だと考えておりますけれども、別館については、年度を分けるとかそういう費用の平準化を図ることも今後は検討しなければならないし、庁舎建設基金の活用も使えるような環境も整えたいということで、それをすべて取り崩す、今回実施するときに取り崩して実施をするということではございませんので、御理解をよろしくお願いいたします。

○松田博税務課長 議員のほうから、マイナンバーに伴い課税方式が分離課税とか累進課税とか、

そういうふうになるのではないかという御質問がございましたが、マイナンバーにつきましては、税関係でいいますと申告書とか法定調書等に個人番号、法人番号等を記載しまして、業務の簡素化とか、名寄せ、そういうのを簡易にできるようにすることが主な目的でございますので、課税方式が変わるといふふうには考えていないところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○8番禰占通男議員 議案番号57号です。この保健事業についてですけど、今後、内容等、今までとどのように変わるのか、そこをお願いいたします。

○白澤芳輝健康課長 今回の補正につきましては、市長からも説明がありましたとおり、重複・頻回受診者訪問指導事業を新たに開始しようとするものでございます。

重複・頻回受診者訪問指導事業につきましては、国保のほうでは実施していたわけですが、これを後期高齢者の被保険者にもこの事業をやっていくということでございます。この事業の担当者説明会が7月1日に後期広域連合のほうで開催される予定でございます。そこに看護師資格を持つ2名の者がおりますので嘱託員として配置しておりますので、その2名を研修会に参加させて、その訪問指導事業を行っていくということでございます。

○8番禰占通男議員 2名で対応するというんですけど、この枕崎の老人というか後期高齢の方々に2名で対応できるのかどうかをお願いいたします。

○白澤芳輝健康課長 後期高齢者全員に対応するものではなく、ずっと病院に入院されていらっしゃる方とかそういう方は対象になりませんので、重複、いけば在宅で一月の病院に行く回数が多い方とか、あるいはさまざまな同じ病気でいろんなところを受診している方とかそういう方が対象になりますので、本年度の予定回数につきましては、予算計上しております額につきましては対象者を42名ほど、2回から3回ぐらいずつその方々について訪問しようというふうに計画しているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第12号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、茅野勲議員の退席を求めます。

[茅野勲議員 退席]

○新屋敷幸隆議長 市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第61号監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

これは、市議会議員のうちから選任する監査委員に茅野勲氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省

略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○7番清水和弘議員 この監査委員の職務を行うに当たりですね、どのような資質・能力が問われているのか、その辺を教えてください。

○本田親行総務課長 議員からの監査委員につきましては、市議会議員の中から選任するということになっております。

識見者につきましては、地方公共団体の財務事務の執行や経営に関する事業の管理について監査を行うものでございます。また、人格的にも高潔であるというようなことでございます。

○7番清水和弘議員 高潔であるということは、どういうことですか。

○本田親行総務課長 人格が清くて……、簡単に申しますと清くて欲がないといったような意味合いだと思います。私欲がないといったような意味合いだと理解しております。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 静かにお願いします。

ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第12号監査委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は12人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に5番吉松幸夫議員、6番俵積田義信議員、7番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数12票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成10票、反対2票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第61号は、同意することに決定いたしました。

茅野勲議員の着席を求めます。

[茅野勲議員 着席]

○新屋敷幸隆議長 次に、日程第13号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第62号監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員田野尻武志氏は、平成27年7月26日をもって任期が満了となりますが、その後任として山崎公広氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○7番清水和弘議員 山崎公広さん、この人はですよ、この書類を見てみてみたら13の職務についてるんですね。このような方が本市の監査委員の職務に遂行できるんでしょうか。

○神園征市長 それだけ経験豊富で見識もいろんな場でますます高められてきたとそう思って、皆さん方にこういう、上程したわけでありまして。

○7番清水和弘議員 経験豊富ということは、私も認めます。

しかし、これだけの職務をしていながらですよ、市の監査委員が務まるんでしょうか。やっぱりいろんな、監査委員となれば重責ですよ。このような方、これだけの13の職務に従事している方がですよ、何ぼ能力があってもですよ、幾ら能力があっても、本市の監査委員として務まるんでしょうか。

○神園征市長 立派に務まると思っただけこそ提案をいたしております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第13号監査委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に8番禰占通男議員、9番沖園強議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成11票、反対2票。

以上のおおり、賛成多数であります。

よって、議案第62号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第14号鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本選挙は、現在の広域連合議会議員が平成27年7月1日で任期満了となることに伴い、広域連合規約第8条第2項の規定により、市議会議員区分から6人の議員を選出するものです。

本選挙は、広域連合規約第8条第4項の規定により、すべての市議会における得票総数の多い順に当選人が決定されますので、会議規則第30条の規定に基づく選挙結果の報告にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数のみを報告することにいたします。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

- 新屋敷幸隆議長 ただいまの出席議員数は14人であり、
念のため申し上げます。
投票は、単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。
まず、候補者名簿を配付いたします。

[書記候補者名簿配付]

- 新屋敷幸隆議長 候補者名簿の配付漏れはありませんか。
○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。
次に、投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

- 新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

- 新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。
点呼を行います。
点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

- 新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。
○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

- 新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。
会議規則第28条第2項の規定により、立会人に11番下竹芳郎議員、12番豊留榮子議員、13番
立石幸徳議員を指名いたします。
ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

- 新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。
投票総数14票。
これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、有効投票14票、無効投票0票。
有効投票中、新屋敷幸隆10票、前之園正和2票、菊永忠行1票、仮屋秀一1票。
以上のとおりであります。
次に、日程第15号及び第16号の繰越明許費繰越計算書について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

- 神園征市長 報告事項第5号及び報告事項第6号繰越明許費繰越計算書について、報告いたし
ます。

これらは、昨年12月定例会において議決をいただきました平成26年度枕崎市一般会計補正
予算(第4号)第2条の繰越明許費並びに3月定例会において議決をいただきました平成26年
度枕崎市一般会計補正予算(第6号)第2条の繰越明許費、平成26年度枕崎市一般会計補正予
算(第7号)第2条の繰越明許費及び平成26年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算(第

3号) 第2条の繰越明許費について、それぞれ繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 本日は、これをもって散会いたします。

午前10時39分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成27年6月8日)

平成27年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

平成27年6月8日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	立石 幸徳 議員（19ページ～28ページ）
		清水 和弘 議員（28ページ～39ページ）
		禰占 通男 議員（39ページ～49ページ）
		豊留 榮子 議員（49ページ～59ページ）
		城森 史明 議員（59ページ～69ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
田野尻 武 志 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 蘭 智 之 消防総務課長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番立石幸徳議員、2番清水和弘議員、3番禰占通男議員、4番豊留榮子議員、5番城森史明議員の順に行います。

立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 皆さん、おはようございます。

通告いたしました主題に基づき一般質問をさせていただきます。

冒頭、去る5月15日、枕崎小学校下校中に行方不明となり、翌日、花渡川河口にて遺体で発見されました小学3年生女子児童に心から御冥福をお祈りいたします。

我が国は、昭和36年、国民だれもが安心して医療を受けることができる国民皆保険を実現し、その結果、世界最長の平均寿命や世界に誇る高い保健医療水準を達成してきております。

しかしながら、急速な少子高齢化という医療を取り巻く大きな環境変化により、将来にわたって持続可能な医療保険制度の構築が必要となっておりました。

2014年度、昨年度、我が国全体の医療給付費は約37兆円、速報値でございます。10年後2025年度には、団塊の世代がすべて75歳以上となり、医療給付費は約1.5倍の54兆円ほどに膨らむとの予測であります。

こういった背景の中で、3年前、平成24年6月15日、民主党、自民党、公明党の3党間で高齢者医療改革のための社会保障制度改革国民会議が立ち上がり、3年間の結実として、去る5月27日、医療保険制度改革関連法が成立いたしました。

その中で、国民健康保険法の改正は国保制度が始まって半世紀を超すわけでございますが、国民皆保険の実施後、最大の改革とも言われております。

今回の法改正の最も大きな柱として、国保の財政運営責任を市町村から都道府県へ移管することですが、現段階で明らかになっている国保改革の本市への影響をどのように予測しておられるのか、最初にお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が5月27日、参議院で可決、成立し、5月29日に公布されました。

この法律において、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険をはじめとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置が講じられたところでございます。

本市への影響については、担当課長が答弁いたします。

○白澤芳輝健康課長 ただいま市長から法律の改正内容についての答弁がありましたので、私からは、本市への影響について主なものを申し上げます。

まず、国民健康保険の安定化についてでございますけれども、平成27年度から約1,700億円の公費を投入し保険者支援制度の拡充を実施すること、これに加えて、平成29年度には後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し、約1,700億円を投入することが決定されております。この公費3,400億円の投入により、被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果があると見込まれているところでございます。

また、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図ることが

明記されています。

具体的には、都道府県は県内の統一的な国保の運営方針を定め、市町村ごとの国保事業費納付金の決定、保険給付に要する費用の支払いなどの事務を担い、市町村は、地域住民と直接顔の見える関係の中、保険料の徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになっております。

しかしながら、詳細な制度設計につきましては、引き続き地方との協議を進める中で決定されるということになっておりますことから、本市住民への影響等について不明な点も多いところでございます。

今後の国と地方の協議について、その情報把握に努めてまいりたいと思います。

[傍聴席で携帯電話が鳴る]

○新屋敷幸隆議長 ここで傍聴席の方々にお願ひがあります。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにしてください。これはお願いしておきます。

○13番立石幸徳議員 今回の国保改革の概要としては、健康課長の言われている部分はもう既に見通しが立っているんですけども、もう少しですね、住民にとってあるいは被保険者にとって一番切実なこの国保税負担、これがどうなるのかということをもう少し掘り下げてですね、お尋ねをさせていただきますが、現在示されている国保改革後の運営のあり方については、健康課長が言われたように、県と市の役割として、県のほうで県内の統一的な運営方針として国保運営方針をつくります。県のほうに新しく国保運営協議会も設置されるわけです。その中で、県の役割の一つが分賦金と呼ばれる、医療費や所得水準に応じて市町村ごとに収納必要額が決定されてまいるわけでありまして。これを先ほど言われました保険料水準を見える化するために標準保険料率が公表されてまいります。これを参考にしてですね、市町村は、最終的には市町村で個々の事情に応じた保険税の賦課、そして徴収がなされていくと、こういうスキームになっているようであります。

そういうことで、例えば枕崎市が、鹿児島県が設定をします標準的な収納率を上回ってですね、その標準的な収納率より、よりよい収納率を上げると標準的な保険税よりも安い保険税を本市としては設定ができると。こういった部分では、まだ市町村レベルでも努力しなければならない、あるいはそういう努力が、住民にとってはまた大きな効果をもたらすという状況があるわけです。

今回の都道府県化によりまして、財政運営主体でない市町村の徴収意欲が低下するのではないかというそういった懸念もありましたけど、県が示す給付に必要な額を市町村に分賦金として課す、これを市町村が県に新しくできます、県にできます国保特別会計に納めるわけです。

各市町村の予想より、この収納税がですね、落ちたとしても割り当てをされた納付金は、全額すべて納めなければなりませんので、この面からも税の徴収意欲が落ちないと、こういう説明でございます。一番大事な国保税の賦課、それから徴収、この面については、今、私が申し上げたような理解でよろしいのかですね。

仮に、またその全く予期しなかった収納不足、例えば、本市において災害等が発生をして収納が予想より低かったと、こういったものが生じた場合は、新しく県に設けます財政安定化基金、この基金から貸し付け、特に災害の際には交付金も出ると、こういう仕組みでございますが、財政安定化基金についてもあわせて御説明をいただきたいと思ひます。

○白澤芳輝健康課長 まず、第1点目の分賦金、法律では国保事業費納付金の額を都道府県が決定し、その後それに見合った標準保険料率が算定、公表されて、市町村は、それに基づいて必要額を確保するということ。それとあと徴収税の各団体ごとの被保険者数に応じた収納率が標準的な収納率が設定されますので、それを上回った部分については、そこの保険者、市町村にとっては、市町村の被保険者にとっては、収納率を上回った部分だけ税率を引き下げることができる等

の効果があるということ、そのことについては、今、議員がおっしゃったとおりのイメージでございます。

続いて、予想外の災害等が発生して事業費納付金を確保できなかった場合については、これは都道府県に設置されます基金から当該年度分借り入れまして、翌年度、借り入れですので翌年度以降について税率を上げるか、あるいは一般会計からの法定外繰り入れ等をするか等によって、その基金から借り入れた部分については、返済していくということになるかと考えております。

○13番立石幸徳議員 それと最初に健康課長から若干紹介がありました今度の国保改革の財政支援制度、平成27年度が約1,700億円、そして29年度には3,400億円というこういう財政基盤が強化されてまいります。

しかしながらですね、やはりこの医療費の適正化に向けた取り組み、そういうことに努力をする自治体に対して保険者努力支援制度がこれも新しく創設をされるようでございますが、この新制度に向けた健康課の取り組みはどのようになっているかお尋ねをしておきます。

○白澤芳輝健康課長 保険者が行います保健事業に、予防健康づくりに関する被保険者の自助努力あるいは保険者の努力等が働くように、インセンティブを設けるような仕組みが今回創設されたところでございまして、現在でも行っておりますジェネリック医薬品の利用促進や昨年度までダイエットコンテスト等を開きまして、市民の健康づくりに努めてきたところです。

また、医療費適正化の面においては、さまざまな重複・頻回の指導とか看護師資格を持つ者によりますそういう指導等を行いまして、今後とも医療費の適正化に努めていかなければいけないと。

今回また健康づくり事業においては、新たなプロジェクトチームを設けまして、来年度以降のそういう健康づくり事業についても、新たな市民全員が参加できるような健康づくりということを考えていきたいと。それプラス枕崎市、高血圧症の療養、医療機関にかかっている方が多いということで、現在、鹿児島大学と連携して高血圧症の研究等も行っておりますので、そういう部分についても今後そういう成果を踏まえて、どのような対策をとっていけばいいかということと考えていきたいというふうに、今現在事業を進めているところでございます。

○13番立石幸徳議員 今回の国保改革でいろいろと新しい取り組みがなされ、それから最終的には3,400億円ですね、国からの財政支援も来るわけなんですけれども、今度の法改正がなされ、その後、全国知事会で社会保障の委員長を務めており、今度の国保改正にもいろいろと御尽力をいただいた栃木県の福田知事のコメントにですね、こういうのがございます。

3,400億円の支援だけでは安定的な財政運営はできないんだと、もう国保への追加の支援を、その必要性を早くも今度の改正に直接携わった栃木県知事は指摘をしております。

で、住民負担にもですね、来年度平成28年度からはですね、入院時の食事代、この自己負担を1食当たり260円から360円に上がってまいります。1食当たりですから朝昼晩3食しますと1日300円の食事代が上がることになるわけですね。平成30年度からは、これがまた1食当たり460円にアップしてまいります。

こういったいろんな財政支援がある中でも、やはり住民あるいは被保険者に負担を求めなければならない、そういった実情でございます。

これも地域包括ケアシステムの構築を進める中で、入院と在宅療養の公平を図るために、入院時の食事代を見直しをしなければならない。しかしながら、この食事代においてもですね、低所得の人や難病、小児特定疾病の患者の負担は据え置くと、そういった配慮がなされているわけです。

この短い時間ですね、今度の医療保険制度改革をいろいろと論ずる時間的な制約もあります。しかしながら、いずれにしましても、この負担の公平を図りながら医療保険制度の持続可能性

を高めて、本市住民、枕崎の住民の健康、そして命と暮らしをどのように守っていくか、この点について、これからも私、継続的にそして末永く医療制度については注視・注目していきたいと考えます。

次の項目に入りますが、そういう現状の中で本市の国保財政運営、これまでも大変厳しいものがございました。

平成25年3月末に枕崎市の国民健康保険財政健全化計画というものをつくりまして、その中では、平成25年度以降の単年度の国保財政赤字解消については、一般会計から繰り入れて赤字解消をすると、そういう対応が計画され、実際そのように実施されております。

しかしながら、平成24年度までの累積赤字ですね、約2億6,500万ございました。この赤字解消が未解決となっているわけでありまして。

で、本年3月に新しくさきの国保財政健全化計画の改訂版が出されてですね、この累積赤字の解消についても、国保運営の県への移管を見据え平成29年度をめどとして解消すると、この改訂版にも記載されております。

最初に確認をいたしますが、この2億6,500万の25年度末の累積赤字額、現時点ではどういう状況になっているのか、26年度ですね、国保会計決算を踏まえ、どのように見込んでいるのか。

そして、先ほど紹介しました国保財政健全化計画の改訂版32ページに書いてございます「医療保険制度改革に伴う市町村国保に係る債権・債務承継の仕組み」、この点についてはどのように認識されているのか、お答えいただきたいと思っております。

○白澤芳輝健康課長 まず第1点目の平成26年度末の累積赤字額の見込みについて申し上げますけど、平成26年度におきましては、3月補正で単年度収支の均衡を図るために確保しました財源のうち、累積赤字額の縮減のために6,066万7,000円を繰り入れしまして、県広域化等支援基金貸付金の償還財源の繰り入れと合わせまして、平成25年度と同程度の1億4,400万円の法定外繰り入れを行ったところでございます。

これによりまして、国保自体の黒字というのもありまして、法定外繰り入れと合わせまして大幅に累積赤字額の縮減ができたところでございまして、26年度末の見込みでは約1億8,180万円になろうかというふうに見込んでいるところでございます。

また、健全化行動計画の中に書いてございます中で、今後、国保運営の移管を見据えまして、そういう債権・債務承継の仕組みについてということでございますが、これについては今後、まだ国民健康保険法やそういう部分のそういう……、あるいは地方税法等を踏まえて、そういうすべての法改正がまだでございまして、その債権・債務の承継の仕組みがどうなるかというのは、今後、法令等で示されると思っておりますので、その状況を見きわめながら判断……、その一般会計からの繰り入れ部分については判断をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 今、健康課長のほうから本会議で初めてですね、26年度末の決算を終えて累積赤字が2億6,500万から約1億8,800万ということで、非常に財政運営上は好転といえますでしょうか、よくなるという見通しが出されました。

しかしながら、いずれにしましても1億8,000万という2億円近い累積赤字が現時点でもあるわけです。これを29年度までに解消するという中でですね、当局のほうからは、年度末に一般会計状況も見ながら一般会計から支援をして解消していくという説明であったんですが、私はこの通告にも書いているように、どっちにしても29年度までに累積赤字を解消するわけですので、できますならば住民にその累積赤字解消というものをですね、強くメッセージとして発信するためには、やはり当初予算でこの辺の赤字解消をきちっと明確に計上すべきじゃないかと。そのことがやっぱり住民に安心感を与えると思うんですよ。もう24年度末の累積赤字をですね、

29年だったらもう5年たつわけですね。そんな5年前の赤字をどうなるこうなるというようなあいまいな対応より、この年度初めにきちっと住民にメッセージを与えるほうがいいんじゃないかと思うんですが、この点については簡潔にお答えいただければお願いします。

○白澤芳輝健康課長 累積赤字の解消を当初予算で対応してほしいという御意見でございますけれども、当初予算での対応につきまして、累積赤字が確定します……、前年度の累積赤字が確定しますのが決算が確定してからということになりますので、その確定を待たないと対応をどのような対応をしていいかということで、当初予算ではちょっと理論上無理があるのではないかとこのように考えています。

○13番立石幸徳議員 この件については、またいろいろ質疑をさせていく機会もあろうかと思っておりますので、一応保留させていただきますが、最後にこの国保関係質問の中でですね、国保財政安定化支援事業の見直し、これが平成27年度から始まります。

この国保財政安定化支援事業というのは、本市でも平成4年度からですね、多いときで1億5,000万ぐらい、少ないときでも6,000万円ぐらいの交付税措置がなされてきているんですね。この多額の支援事業がですね、見直しになってくるということで、この件についてはですね、総務省がですね、ことしの3月末に安定化支援事業について低所得者対策をより強化するというそういった点から、保険料軽減額などに応じて交付する保険料負担能力分を、その配分割合をこれまでの5割から7割へと引き上げると、そして見直しをしていくということなんですね。

この安定化支援事業そのものは、交付税措置されるその理由はですね、保険者の、本市の場合は枕崎市の責任ではない保険者の責めによらない3つの要因に対して交付税措置がなされる事業なんですね。

この配分が変わってくるということになると非常に私どもも気がかりなんですけれども、実際本市への影響はどうか、担当課にお尋ねいたします。

○白澤芳輝健康課長 ただいま議員からもありましたとおり国保財政安定化支援事業につきましては、保険者の責めに帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因、1つ目が保険料負担能力、2つ目が過剰病床、3つ目が年齢構成差に着目して、一般会計からの繰り入れを認めるという制度でございますけれども、これが、その割合が先ほど議員からありましたとおり5対1対4という割合から70対5対25という割合で、本市に今まで過剰病床ということで多額の措置されていた額が、あるいは、その部分が今度の改正によりまして、配分が大幅に減るということでございます。

影響額は、あくまでも推計でございますけれども、26年度、27年度と試算でございますが、影響的には678万程度減額されるのではないかとこのように考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 678万ぐらいは、もう歳入部分でどうしてもその分は減ってくると。これらも非常にやっぱり国保全体額から見ると少ないように見えるかもしれませんが、やはり大きなですね、本市への影響だと私は考えます。財政上はどうしてもやっぱり不利になっていくと。

いずれにしても、この医療・介護・福祉、この面の事業は、まさに日がわりメニューと言ってもいいぐらい制度とか事業内容が本当にさま変わり、変化をしていくようでございます。

当局においてもですね、情報収集を怠りなく、そして積極的・先進的な取り組みをやって住民福祉向上に貢献していただきたいと申し上げまして、次の主題に入っていきたいと思っております。

道の駅について通告してございました。

私がこの道の駅についてですね、本会議で一般質問をいたしますのは、実は平成23年の12月議会に次いで2回目でございます。

平成23年の9月議会にもこの道の駅の質問通告をしていたんですけれども、9月議会で時間切れでですね、質問ができずに次の12月議会で質問をしたということをお記憶しているんです。

私自身、この道の駅が昨今非常に全国的に注目されていると感じております。特に1カ月ぐら

い前の本年のゴールデンウィーク、その時期にはですね、そんな思いを強くいたしました。私個人的な問題に限らず、現在、国においても国土交通省が道の駅を地方創生の拠点としてですよ、重要な手だてであると強調しております。それは、経済の好循環を地方に行きわたらせる成長戦略の強力なツールだと、こういうふうに国土交通省は位置づけているわけですね。

道の駅は、市町村あるいはそれにかわり得る公的な団体が設置をします。そして、国交省が登録をするわけでございます。1993年にこの制度がスタートしておりますが、1993年4月に全国では103カ所で始まっているようですが、22年経過し、2015年、本年1月には全国で1,040、そして4月末ではもう1,059カ所と、これからも増加していく傾向にあります。こうして全国に広がった道の駅は、地元の特産品販売と、それから観光資源と連携をしております、地域の創意工夫の場として大きく進化してきております。

これを全国の都道府県別に見てみますと、最も多いのが北海道で114、最も少ないのが東京都1カ所でございます。鹿児島県には21カ所あるんですが、こういった数の上からも地方に圧倒的に多いと、そういう実情で、本市、枕崎市の近隣でも薩摩半島の日置市の蓬莱館、あるいはお隣の南さつま市の木花館、南九州市には国道225号線にやすらぎの郷、そしてさらに指宿市にはですね、山川とそれから北部のほうに2カ所の道の駅がございます。

こういった状況を見て市民の方々からもですね、枕崎市には、なぜその道の駅がないんだと、そういった質問を受けることも少なくございません。本市も国交省登録施設を設置すべきだと考えているんですが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○下山忠志水産商工課長 議員御指摘のように、平成23年にも議員から、この道の駅で、枕崎にも設置すべきではないかというふうな御質問があったところでございます。

近年、休憩施設、本来は道の駅と申しますと一定の水準以上のサービスを提供できる休憩施設を道の駅として登録し、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することとなっております。

こうしたことから交通の休憩施設というふうなかたちで、もともと始まった道の駅でございますけれども、本市におきましては、既に物産のことで申しますと、物産の販売施設あるいは観光情報の発信機能といたしましては、お魚センターでありますとか明治蔵、それからかつお公社、そういうふうな物産施設が複数設置をされているところでございます。

そうした中、こういうふうな道路法に基づく道路に隣接をする施設として、施設でなければ道の駅に申請できないというふうな条件がございます。と申しますと、地場センター、お魚センターというところは、道路法に基づく道路に面しておりません。あと明治蔵さん等については、今後どういうふうなのを整備していけば道の駅に該当するのか、ハードの整備、あるいはそうした課題も残されておりますので、今後、いろいろ研究をしていきたいと考えております。

また、先ほど議員のほうから御指摘がありました地方創生の問題につきましては、昨年、国土交通省のほうで重点道の駅候補、重点道の駅、全国モデル道の駅というふうなかたちで、いろいろ選定をしているようでございます。

しかしながら、いずれにしても、まず、道の駅に登録する必要がございますので、登録要件を満たした上で、道の駅に申請しなければならないというふうに考えておりますので、今後、道の駅に登録する、あるいは道の駅を設置するいろんな課題等についていろいろ研究をしてみたいと考えています。

○13番立石幸徳議員 今、担当課長の話聞いてですね、23年の12月議会の質問と全く変わらない同じ答弁なんですよ。その後、国交省が今、課長も言われたような新しい取り組みもしております。

ことしの2月26日、国交省がですね、有識者の意見も入れまして道の駅の全国モデル6カ所を選定をし、それから国交省地方整備局長がですね、その道の駅で意欲的な取り組みが期待でき

る全国これは35の道の駅を重点道の駅と選定をしてですね、この2月26日に式典、セレモニーをやって選定証を差し上げてございます。

全国モデルに認定されました事例を一つ二つ紹介しますが、栃木県の「もてぎ」という道の駅の古口町長はですね、この道の駅が地域振興に一役買っている状況をこの式典で本当に熱心に紹介されております。

それから、これはいろんなメディアで取り上げられております群馬県の川場村、この川場村の人口は、村ですので人口約3,700人なんですよ。ここに「川場田園プラザ」という道の駅がございまして。この川場村の道の駅には、今、年間平均120万人が来訪しております。この道の駅のリピート率7割であるそうです。年間販売額約10億円、3,700人の人口の村がこういったすばらしい道の駅を持っているわけですね。

私は、これはただ全国で一番すばらしいところだけを言っているからって言うふうにとらえるかもしれませんが、やはりこの地方創生の中で、最後の質問でもちょっとお尋ねしますが、この定住人口を増加するというのももちろんなんですけれども、やはり交流人口をですね、ふやすということを極めて大事な部分としてとらえていただきたいと思うんですよ。

それで、本市には、お魚センターあるいは地場センター、かつお公社、そういった物産販売はあるんだって言いますが、今、全国の道の駅が横の連携をとってですね、新しく例えば各地の大学と協定を締結して、大学生の就業体験の場として道の駅を活用してこうと、夏休みにですね。各地の大学がその大学生に、道の駅に長期間滞在をして特産品の商品開発やイベントの企画をして、その大学生を派遣といいたいでしょうか、そして大学側は、行くことによって単位を認定するというところでございます。

それから、つい最近、6月の2日、3日、東京でも全国40カ所の道の駅だけが名産品を持ち寄って連携した取り組みもしております。

だから、従前どおり物産販売があるというんじゃないで、やはり横の連携をとれるですね、そういった対応をして地方創生の拠点を本市にもつくっていただきたい。

道路の問題あるいはいろんな施設の問題を言われましたけど、解決しなければならない課題はありますが、これは一つの本市にとっての投資でございますので、ぜひ遅くならないように対応をしていただきたいということをお願いしておきます。

時間の関係で、次の質問に入ります。

次は、本市の外国人旅行誘客対策と免税店設置に関する質問でございます。

関連がございますので、2つをまとめて質問をさせていただきます。

現在、日本を訪れる外国人旅行者、円安や消費税免税を利用したそのショッピングを楽しむために大幅に増加しているようでございます。あわせてその航空路線も増便になるという好条件もあってですね、この外国から日本に来る訪日客は好調を維持している。

そして政府は、つい3日ほど前、6月の5日にですね、観光立国実現に向けて日本を訪れる外国人旅行者数を2020年、2020年といいますが申し上げるまでもなく、東京オリンピック開催の年ですね、この年に旅行者数を2,000万人を目標にすると出しておりましたが、この目標を前倒しをします。そして2014年、昨年の訪日客消費2兆0,278億円でしたが、2020年には倍の4兆円にふやすという目標を立てて行動計画をまとめております。その行動計画の一つが地方の免税店を3倍、約2万店規模にするというふうに計画を策定してございます。

最初に本市の現在の外国人旅行者の実態、それから免税店設置の状況、周辺地区もあわせてお尋ねをさせていただきます。

○下山忠志水産商工課長 現在、我が国におきましては、外国人観光客の誘客拡大が課題に上げられております。

本市では、駅前観光案内所に訪れた外国人を年度ごとに、宿泊施設に宿泊した外国人を暦年で

集計をしているところございます。

駅前観光案内所に訪れた外国人は平成23年度80人、平成24年度91人、平成25年度96人、平成26年度130人と年々増加してきております。

また、宿泊施設への宿泊数で見ますと平成23年が354人、平成24年は89人、平成25年は367人、平成26年は388人と横ばいでございますけれども、少しずつでありますが増加傾向にあるところであります。

また、本年4月から6月にかけて本市の観光地点数カ所が組み入れられた週1回の香港ツアーも行われておりまして、本市としても、訪日外国人の受け入れ体制を整えて誘客の拡大を図っていくことは重要な課題であるというふうに認識をしております。

それから、免税店の状況でございますけれども、2015年4月1日現在で観光庁が発表した鹿児島県内の免税店の登録状況は171店舗となっております。

この171店舗の内訳は示されておられませんけれども、鹿児島県の免税店のうち外国人向けの免税店検索サイト「Japan.Tax-free Shop」というものでございますけれども、これでは113店舗が記載されております。

その中では、鹿児島市内が90店舗、姶良市が2店舗、霧島市が10店舗、奄美市2店舗、志布志市1店舗、指宿市5店舗、鹿屋市1店舗、薩摩川内市1店舗、屋久島町1店舗というふうな状況になっております。

○13番立石幸徳議員 外国人旅行者に限らず観光客という意味ではですね、ただその交流人口を増加ということで観光客が来るだけでは、地域振興という意味では意味がないわけですね。

やはり外から来た皆さんが枕崎市で食事をしていただいたり、あるいはその特産品を含めいろんな物品を購入していただいて、初めてその地域にとってはメリットといいましょうか、恩恵が出てくると。

そうしますと、免税店設置っていうのは、やっぱりかなり大事なことになると思うんです。免税店も現在では消費税8%、国内の消費税8%を免税するというお店屋が多い。先般、私は、指宿市のほうには2店舗あるということで現地まで行って、どういった状況かちょっと勉強させていただきました。

相当その専用レジを設けてですね、かなり外国人の皆さんが8%も違うと大きな価格面での違いになりますのでね、利用がふえているということでございます。

最近ではまた、単に消費税だけの免税でなくて、飛行場、空港にございますような関税とか酒税、あるいはたばこ税も免除される空港型の免税店も町なかに、例えば最近発表されたのが福岡天神地区にそういう関税、酒税、たばこ税も免税できるお店をつくるという動きが出てきております。

外国人観光客の消費を4兆円と、日本の経済産業の振興の一翼を担うと、国が本当に本腰を入れて取り組んでいる中で、やはり私どもの地域においてもですね、そういった対応をすべきだと考えているんです。

まず、どういう点からこういう対応をしようと考えているのか、もう少しですね、担当課の積極的な考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

○下山忠志水産商工課長 まず、一般型消費税免税店の許可要件がございます。

この中では4点ほどありますけれども、まず、消費税の課税事業者で現に国税の滞納がないこと。あるいは、輸出物品販売場の許可を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者でないこと、その他輸出物品販売場を営業者として特に不相当と認められる事情がないこと。そして、現に非居住者の利用する場所または非居住者の利用が見込まれる場所に存在する販売場であること。それから免税販売手続に必要な人員を配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であることというふうなこの4点の許可要件がございます。

先ほどから申しますように、本市では、今のところ免税店の登録はされておられませんけれども、1店舗について登録に向けて施設整備を含め検討しているというふうなかたちで聞いているところでございます。

また、今後、外国人観光客の入り込みが増加すると思われておりますので、市内の店舗等と協議をしながら、さらに先進事例等、それから講演会等に参加を誘いながら、店舗等と協議しながら検討を進めていきたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 この点もですね、やっぱり国の、あるいはその全国的な時流に乗るとか何とかというんじゃないかと、枕崎市は、従前の経済団体の九州経済調査会でしたか、の調査では人口の割からいくと一番外国人が多いまちになっております。

そういう意味でですね、もう少し外国人を視野に入れたいろんな地域振興、そういった面については少しちょっとおくらしているんじゃないかと感じがいたしますので、この面でもぜひ積極的な取り組みをお願いいたします。

最後の質問項目で地方創生事業の関係でございます。

国が特にこの来年3月までの策定を要請をしている地方版の総合戦略ですね、地方版のっていうより枕崎版の総合戦略、この作業がどうなっているのかですね。3月議会では、この地方版総合戦略本市版の策定に当たっては、各界の民間を網羅したその民間の組織を立ち上げるという説明もございますが、その組織自体はもうできているのかですね。

それから民間シンクタンクも協力をいただくということなんですけれども、この民間シンクタンク、どういった役割をしているのか。

それから本市は特にですね、平成28年度、来年度から向こう10カ年の本市の総合振興計画もつくらなきゃならんわけです。この作業も当然進められていると思うんですが、その総合振興計画の策定とこの本市の地方創生にかかわる総合戦略のですね、関連性っていいでしょうか、どういった位置づけでこの2つの計画を作成しようとしているのか、これについて説明をいただきたいと思います。

○神園信二企画調整課長 まず、最初のお尋ねでございます。

国が求めている民間を含めた組織が立ち上がっているかというところでございます。

国が求めていますのは、従来、産官学というところにつきましては、さまざまな御意見を賜りなさいというふうな指示がございますが、今回、地方創生の総合戦略につきましては、産官学、産業界、官庁、それから学校ですね、大学等という意味でございますけれども、これに加えて、金融機関、金融界、それから労働界、それから言論界、例としましてはマスコミでございます。これらの各界から招いた学識経験者で構成をする審議会、計画づくりの時点での御意見を賜る会議、それからその後のいわゆるPDCAサイクルを回すための機関として、設置しなさいというふうなことでございます。

これにつきましては、今現在御審議をいただきます草案、こちらの策定の作業中でございますので、これらの組織を立ち上げますのが大体草案が見えてきてからというふうに考えておまして、一応、こういう会議を設置するときには御協力を願いたいというふうな根回しはできておりますけれども、立ち上がり自体はまだでございます。

それと、シンクタンクの役割についてということでございますが、総合戦略の策定に当たりましては、人口ビジョンの検討、それから産業フレームの検討、これをしなさいということでございます。国のビッグデータ、各市町村にも提供されておりますけれども、これらも使ってやりなさいということで指示が流れてきているところですけれども、これらの人口フレーム、それから産業フレームの策定については、シンクタンクのほうに委託を今現在行っているということでございます。

それと、3点目の振興計画策定との関連はどうなるのかというお尋ねでございますが、議員御

指摘のとおり、今年度は総合振興計画、それから地方創生の総合戦略、それと過疎計画の策定まで一緒にやらなければならないということで非常に忙しい年でございます。

で、すべての計画の根本となります総合振興計画でございますので、まず作業的にはこちらの作業を昨年度のうちから先行して進めております。

具体的に申しますと、市民へのアンケートの聴取というところをもう既に終わらして、大体の分析、もう間もなく出るかなというところでございます。

このほかに、国が、総合戦略の策定では、さまざまな市民の意見を聞きなさいということを示してございますので、今現在、私どものほうでは、市民向けに結婚・出産・子育てに関する市民アンケート、これは市内にお住まいの20歳から39歳までの方、それから枕崎出身者、枕崎市で生まれて過去5年間の間に転出した方に対するアンケート、それから企業、事業所の雇用状況に関するアンケート、これは市内に事業所のある法人の方に行っております。

こういうかたちで市民の意見聴取に努めますとともに、草案の起草作業を今現在行っているところでございます。

このほかには、新しい総合振興計画策定の資料を得る目的もあわせて、市民の対話集会、こちらのほうも計画したいと考えております。

大体草案・素案がまとまるのは年内に目途を持ちまして、議会にお示しできるのは年明けごろには何とかお示しできるのではないかと考えているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 再開

○新屋敷幸隆議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、おはようございます。

私も、この1年半ぶりに、この席で質問させていただくことに本当に感謝しております。

まず、私は最初に、この5月15日、水路から川に流され8歳という短い人生を閉じましたこの小学3年生女子児童の御冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

市議会議員として、危険箇所など調査し、側溝のふたなどの整備をしていれば、このような惨事に至らなかったのではないかと反省しております。

私、今回、今市民が一番、枕崎市内で関心を寄せているかということ自分なりに考え、今回は、特にこの女子児童の問題、ミラノ万博の問題を優先して質問させてもらおうと考えております。

我々議員は、議会に参加するだけではなく、行政の仕事は市民の税金を無駄遣いしていないかなど客観的かつ適正に行われているのかを議論を深め、審議し、事実関係を明らかにしていくことも議員の一つの仕事であります。

それでは、通告に従い質問していきます。

我々議員の質問時間は、質問、答弁合わせて1時間という短い時間でございます。答弁者は、質問に対し答弁時間を引き延ばすことのないよう、また、簡潔に市民のわかりやすい言葉で答弁していただくことをお願いしておきます。

それでは、現在明確にされていないが、小学校3年生女子児童が落ちたと思われる場所を市長は確認しているのか。そして、その危険性をどのように判断したのかをお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 今回の事故は、本当に痛ましい事故でございました。

亡くなられた児童に対しまして深く哀悼の意を表するとともに、御遺族の方々に対しまして、

謹んでお悔みを申し上げます。

児童の死亡事故の発生場所とか原因につきましては、枕崎警察署のほうにも直接出向いてお聞きしておりますが、さきの市議会全員協議会での御報告のとおり、正確にはわかっておりません。

5月16日の朝、教育委員会のほうから私に電話が入りまして、児童がゆうべから行方不明になっていると、午前9時から公開捜査に入るという電話でございましたので、私は直ちに消防服に着がえまして、まずは、学校で情報の収集に当たりたいと思って、枕崎小学校の校長室を訪ねました。

しかし、校長室には入れてもらえませんでした。

その後、市役所に出てまいりまして、総務課長やなんかと一緒に報道からの問い合わせに対する対応とか、あるいは、消防あたりで何らかの情報をつかんでないかということで動きまわりましたが、消防のほうにも何も情報は入っていないということでありました。

市役所にもいまいかがないと思いましたが、まずは消防署に出かけて、そして、次には教育委員会を訪ねて、そこでも何ら新しい情報は入っておりませんから、私は次に警察署を訪ねました。

私が市役所を出る前のテレビの報道で、側溝にふたのないところがあったといったような報道が、これは警察発表によるとというようなことでしたから、警察に行きまして、警察署のほうで言ったそのふたのない場所とはどの辺のことでしょうかとお聞きしましたが、消防は最初それを教えて……、消防じゃない警察は、最初それは教えてもらえませんでした。

私たちは、そういった場所を知って、確認して、今後の対応も考えないといけないんですからと再度お願いしまして、このあたりですということ教えてもらいましたが、地図で示してくださいということで、それを示してもらいました。

そこに総務課長と2人で出かけまして、その辺をずっと点検しているところに、小学校の児童が何人か遊んでおりましたが、私どものところやってまいりまして、きのう、その溝で靴を脱いで遊んでいたよという情報でした。

上のほうでも注意されていたらしいけども、そっから来て、そこにまたおいて靴を脱いで遊んでいたよということでしたので、私どものほうでも児童にいささかの聞き取りもし、そしてまたそのときには、ある報道もテレビカメラを持参で来ていましたので、その報道の方も児童にまた聞き取りをしておりました。

私たちは、私たちはというのは総務課長と私のことですが、すぐそのことについては、逆にこちらのほうから警察に情報を入れました。

そういったことでありまして、先ほどの全員協議会においても御報告をしましたように、事故の発生場所や原因はいまだ正確にわかっておりません。

しかし、児童が靴を脱いで側溝に入り水遊びをしていたという目撃情報があり、児童が側溝などから流された可能性も否定できないことから、さきの市の公共施設等における事故防止及び安全管理の徹底並びに災害の未然防止についての指示を出しまして、側溝や道路等をはじめ各施設の安全点検や確認を行い、今後の事故防止への対応を行っているところであります。

○7番清水和弘議員 今、市長は、たしかこの時系列で見ると、この9時半ごろ小学校に行ったのかなと思いますけど、なぜ入れてもらえなかったかというのは原因がまだわかっていないということだと思います。（「記憶にないです」と言う者あり）いや、思いますと言うとるんですよ。言ったとは言ってないです、落ちついて聞きなさいよ。

それからですね、私は今、市長に質問したのは、今、児童から、はだしになってこの側溝のところまで遊んでいましたよということ言いましたよね。その部分の危険性はどう思っているんですか。これを聞いているんですよ、最初。

○神園征市長 特に雨が強い時間がありましたから、したがって、流された可能性も否定できな

いと申ししているとおり、あんな大雨の中で溝に入って遊ぶというのは危険だなと、こう思っております。

○7番清水和弘議員 私は子供というのはですね、我々も小さいとき側溝とか遊びますよ。そのとこにですね、ふたがかかっていなかったら遊べないんですよ。そこの危険性をどう思うかって言っとるんですよ。ちゃんと質問に答えなさいよ。

○神園征市長 ですから、そういったところで遊ぶというのは、場合によっては危険が生じるなあと、こう思っているわけです。

○7番清水和弘議員 市長、もっと質問にちゃんと答えてくださいよ。

私は、構造的にどうだったのかと、危険は感じなかったのかと。構造ですよ、これは。子供が危険じゃないんですよ、構造的に危険な場所を提供した行政が悪いんですよ、これ。そうじゃないんですか。

○神園征市長 場所を行政が提供したと言いますが、そういったことではないと思います。

○7番清水和弘議員 まあ言葉はちょっと悪かったです。

これはですね、提供したのと一緒ですよ。違いますか。これをちゃんとふたをしてあげれば、そういう場所はなかったわけですよ。

なぜそういうふうに変な解釈をするんですか。もう一回、危険性について答弁してくださいよ。

○神園征市長 ですから、時と場合によっては、危険の生じる可能性がないでもない、こう申ししております。

○7番清水和弘議員 ちょっと話がかみ合わない。

次に移ります。

それではですよ、私もあの日ずっと見て回りました。たしか市長も、総務課長、建設課長、一緒にあの現場にいましたよ。私も見てますよ。

あの構造的の、道路の構造的、すり鉢状になっているんですよ、あそこは。

そうした場合、あそこに側溝のふたが必要ない、必要ではないと考えているんですか。（「建設課長」と言う者あり）

○新屋敷幸隆議長 建設課長。（「いや、市長に聞いてますよ、市長、答えてくださいよ」と言う者あり）

[傍聴席より「じゃっど」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにしてください。

○神園征市長 ですから危険が生じる可能性がないではないと、こう申ししております。

○7番清水和弘議員 可能性がないということは、可能性があるというふうに解釈していいわけですよ、そうですか。

○神園征市長 可能性がないとは言っておりません。可能性がないでもない。

○7番清水和弘議員 私の質問に答えてくださいよ。

可能性がないでもないということは、まだそこにある程度の可能性があるということは残ってるんじゃないですか。違いますか。

○神園征市長 そのことについては、先ほどから答弁いたしております。

○7番清水和弘議員 私はですね、今、私が指摘しとる箇所ですね、ずっとなぜこういうことになったのかというものを調べてまいりましたよ。

それはですね、花渡川沿いを枕崎高校側から見て回りました。

そしたらですよ、このクッキーのあの部分の大きな水路の部分だけが水路のふたがなかったんですよ。そしたらあそこから流れる以外にない。また県警もあそこを重点的に捜査していましたよ。

そしたらその水路には、どこの側溝が入っとるのか、これもずっと私は調べてきましたよ。そ

して一番危ないところが、今、私が問題とと思っている箇所なんです。そこに市長、総務課長、建設課長がいたんですよ。そういう認識があったからこそあそこにいたんじゃないんですか。

○神園征市長 人の話もね、もうちょっとしっかり聞いてくださいよ。

私があそこに行ったのは、警察で聞いたときにあの通りだったというより、聞いたから、あの通りを含め近隣を全部見ようと、点検しようと、後の協議の参考にしようと、そういうことでもあります。

○7番清水和弘議員 今、先ほど市長は、子供がはだしで側溝で遊んどったということを言われましたよね。

最初はですね、遊んどったのは空手道場の部分の側溝、その辺で遊んどったわけですよ。そして、たぶんそこから靴が流されたのか、その部分で側溝で遊んどったんですよ。そういう話もあるんですよ。

市長はその側溝で、今、流されたであろうというその部分のことを言いますよ、言ってますよね。そうじゃないですよ。最初の始まりは、空手道場のあの辺の側溝なんです。その辺を目撃証人から聞いてますか。

○神園征市長 証人とはだれのことですか。

○7番清水和弘議員 今、さきほど市長は、あの子供がおった、少女か子供か、言いましたよ、そういう人たちから聞いてますと、側溝で遊んでるのを見てましたと言うたじゃないですか。その人たちはどうだったんですか。

○神園征市長 今、言ってるのが、最初かどうかはこれは警察もはっきりわからないと言っている。そしてその辺の情報は、小学生の児童からではなくて地域住民から聞きました。さっきもこのあたりで遊んでたと、それを注意したら靴を持って別なほうに国道のほうに歩いて行ったと、そういう情報は聞いております。

○7番清水和弘議員 それならもうこの話はかみ合わない。次にいきます。

そしたらですね、事故後、警察からの情報収集のために警察に出向いたと言ってますが、それは何回行って、どのような情報を得たのか、ここで公表できませんか。

○神園征市長 できません。警察との約束です。

○7番清水和弘議員 私が言うとするのは、事故の関係ない部分だけのことです。市長は行政の一番の責任者ですよ。御遺族の方やそういう周りの人にすまなかったという気持ちは全く感じてないんですか。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにしてください。

○神園征市長 全員協議会でも、また、けさも申し上げたように実に痛ましい事故であったと、こう思っております。

痛ましいというのは、我が身に置きかえてまことに悲しい悲惨な事故であったと思います。だがここでわびを入れるということがふさわしいのかどうかということについては、そうは考えておりません。

○7番清水和弘議員 なぜそのように思っているのか、その真意についてお伺いいたします。

○神園征市長 わびというのは、もともとは誤りから発生した言葉であろうと思います。誤り、つまり過失を認めて出てくるのがおわびではないかと思います。

私は、そういった場合に相当するとは思っておりません。

○7番清水和弘議員 また先ほどの問題に戻りますよ。

側溝のふたがなかったっていうのは、これは過失じゃないんですか。

○神園征市長 直ちに過失であったとは思っておりません。

○7番清水和弘議員 市長の答弁は、責任逃れの答弁と私は受け取るときです。

今回のようなですね、事故を二度と起こさないために、側溝や水路の危険防止対策状況について質問していきます。

園児や小学生など子供たちの通学路及び公園の側溝ぶたや水路のガードレール普及状況はどのようになっているのか。

また、本市は、側溝ぶたやガードレールを普及させる基準をどのようにしているのか、お伺いいたします。

○依積田清文建設課長 今後の対応・対策についてですが、全員協議会で申しあげました緊急調査の結果と各学校が行った危険箇所の調査結果を精査し、緊急性の高いと思われるところから、その箇所に応じた対策を練っていきたいと思っています。

また、ガードレール等の基準については、現在のところそういうところはございませんが、現在まで蓋版設置につきましては、幅員が4メートルから5メートルの市道から設置をしております。また、住宅地で市道沿いの断面の大きな排水路等にはガードレール等を設置しております。

○7番清水和弘議員 今、建設課長は言われましたけど、側溝の容量ですよ。これは、雨量当たりの雨量を何ミリぐらいに考えた側溝の容量になっているのか。また、その配置した側溝は、これからは温暖化によって雨量がふえますよ、雨量当たりの。これに十分対応できると考えているのかお伺いいたします。

○依積田清文建設課長 市内の側溝につきましては、市街地部分なんですけど、戦災復興で行われております。

先日の全員協議会で申しあげましたが、その設計容量、設計雨量強度はわかっておりません。県等にも確認したんですが、不明であるということでした。

容量につきましては、現在、平成21年度から時間雨量強度といたしまして120ミリを採用しております。その前は、昭和61年から110ミリでございました。それ以前は、それ以下だったというふうに思っております。

それで、今言われている通りにつきましては、当日の雨量については問題なく排水ができたというふうには思っております。

ただし、国道との合流部において両方合流する部分なんですけど、この分については、両方の側溝がけんかといいますか、合流部分で噴き出していたという事実はあるということは確認しております。

○7番清水和弘議員 今、建設課長も合流部分と言いました。

合流部分というのは、1本の側溝にですよ、2本ぐらいならまだいいですよ。それが3本、4本ある場合があるんですよ。そういう場合、この1本で決めた時間当たり雨量、平成21年に決めたと言うけど、時間当たりの雨量120ミリで対応できるんですか。対応できないからオーバーフローしているんじゃないですか。

○依積田清文建設課長 その雨量を決める際には、何本合流してもその合流から下の側溝については、その上流の流域面積を全部背負うことになります。

ですから、その合流部分で水があふれたりすることはありますが、それ以下の下流ですべてあふれるということはないと思っております。

○7番清水和弘議員 何も……、水っていうのは逆さには流れんですよ、高いところから下って流れてきますよ、これ。私は、合流する一番危ない部分について言うてるんですよ、その容量が足りるのかと。どうなんですか、事故が起きたと思われる部分の側溝のキャパは、あれで十分なんですか。

○依積田清文建設課長 当日の雨量であそこがあふれたというのは聞いておりません。

それで、その断面を計算するのに、現在の120ミリで検討をしてみました。そうしたら満水

状態では流れるだろうという結果が出ております。

○7番清水和弘議員 たしか5月27日の全協では、課長は時間当たり雨量70ミリと答弁してましたよね。きょうは120ミリ。これは、この数字が変わったのは、最初から調べてなかったんですか、これ。どういうことなんですか。

○依積田清文建設課長 あのときに聞かれたのは、戦災復興の設計雨量はどの程度だったのかということをお聞きしました。

私は、戦災復興の雨量を、その設計雨量はわかりませんと、70ミリ程度じゃなかったのかと個人的には思いますというふうに答弁しております。

今回の120ミリというのは、平成21年以降に採用される雨量強度ということになります。

この雨量強度といいますのは、これが全部これではけきれないというものではございません。設計というのは、基準がありまして120ミリで対応をなささいという基準ではなっているんですが、これが全部、絶対雨があふれるということはありませんよという基準ではございません。120ミリ以上の場合もありますし、そういうときにはあふれることもあるかと思っております。

○7番清水和弘議員 私は側溝の容量というのはですよ、その地域の状況、土地の状況ですよ。例えば、上り坂になっているのか、すり鉢状になっているのか、フラットなのか、そういうことを考慮した側溝の容量を決めていくべきじゃないですか、どうですか。

○依積田清文建設課長 当然、側溝の断面を決めるときには、流域面積、それから勾配、それらは考慮して決めていきます。

○7番清水和弘議員 今回は、小学3年生が痛ましい事故になったわけですよ。

今、私が聞いてると、私に電話なりファクスが来るんですけど、行政は、市民から預かった税金を本当に公平・公正に使ってるのかという声すごいですよ。そして、また近年、市民の税金を間違った方向に使ってるんじゃないかと、そういう声もあるんですよ。

私は、このような市民の声にこたえるためにもですよ、この事故をなくするために危険箇所の側溝ふたの施工や水路のガードレール等施工すべきだと考えるが、どうなんですか。この今事故があったところなど側溝のふたをする考えはないんですか。

○依積田清文建設課長 建設課といたしまして、今まで、無駄な、税金、無駄な公共工事をしたというふうには、どういう部分を指されているのかわかりませんが、そういうふうには思っておりません。

今の言われている場所につきましても、対策といたしましては、先ほどから申しておりますが、戦災復興で60年以上経過している道路でございます。側溝自体も全部古くなって、昔の玉石が出ているような状況でございますので、ふたをつけた側溝改修及び道路全体の改修工事をやっていきたいと、今年度にはやりたいというふうに思っております。

○7番清水和弘議員 私は、この事故があってから建設課のほうに、今事故があったと思われる部分にコーンでも、危険な雨が予想されたからコーンでも配置してくれたらどうかとお願いしたけど、これは一切ありませんよね、どういうことですか。

○依積田清文建設課長 先ほどから言っておりますが、場所とかそういうところは特定されておられません。

それと今回は、学校のほうでも強く子供たちにそういう危険なところで遊ばないということは強く指導しております。

そのことで、当面、工事をするまでは対処できるというふうに思っております。

○7番清水和弘議員 今回の答弁は、無責任な答弁ですよ。子供の命が奪われたんでしょ、その場所で。なぜ私が提案したときに側溝部分にですよ、コーンでも配置しなかったんですか。

○依積田清文建設課長 その事故……、流された可能性があるということで申しておりますが、どこからとかそういうのも特定されておられません。

遊んだ箇所というのが何カ所かあるようですが、そこらについて全部というわけにはまいりませんので、遊ぶことがなければ事故が起こらないということで子供たちに学校のほうから強く指導していただいたということです。

○7番清水和弘議員 遊ぶことがないと、子供たちに注意して、あなたもそうしたら子供のとき先生の言うこと聞いていましたか。子供にはそんな制限は聞きませんよ、自由に遊ばすよ。

なぜ起こったのか、こういう事故が。側溝のふたがなかったからですよ、一番の原因ですよ、ここは。そこを認識してないんですか。

○依積田清文建設課長 道路側溝と申しますのは、元来、道路排水を排水させると、路面排水を排水させるという目的で設置されているところでございます。

こういう断面のところでおきまして、今先ほどから申しておりますが、4メートルとか5メートルの場合には車との離合等がしやすいようにということで、蓋版をかけてきているところがございます。

○7番清水和弘議員 もうこれ以上らちが明かない。

次にですね、今、私はまた、この問題も建設課に要望した件なんですよ。

金山地区、この2メートル、4メートル以下のこれは里道というんですか、この部分でですね、もう地域住民から、成人が落ちたことがあるんだと、こういう道路ですよ。私は写真撮りましたよ、こういう道路ですよ。

いや、見せたらいかんということで、ただ余り見せたらいかんということで局長から言われましたよ。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 お静かにお願いします。

○7番清水和弘議員 だからですよ、こういう部分があるんですよ。そして何にもガードレールもない。ただロープでやっただけですよ。

この件について、金山のところから要望は来てないですか。

○依積田清文建設課長 御指摘の箇所につきましては、平成24年7月31日に通学路の緊急合同点検を実施した際、危険箇所ということで上げられたところであります。

ここは、集落道に排水路が接し、防護さくの要望があったため、応急的にトラロープを張って対応いたしました。その後、公民館長に集落道の事業に対し補助金の制度があることをお話し、現在、防護さくの設置事業を行うようになっているところであります。

○7番清水和弘議員 もうこの問題はこの辺にして、次にミラノ問題に移ります。

今回ですね、食の万博イタリア・ミラノ、かつおぶし出品問題について質問していきます。

この事業は、私は本当にやり方さえ間違わなければ、本市にとってはすばらしい事業であったと思っていますよ。

ところがですよ、ところがじゃない、もとい、6月3日のみなと新聞にはですね、下関のフグを世界にアピールするために、下関の中尾市長がトップセールスをしているという記事がありましたよ。こういうことで、ほかのところは成功しとる。

だから私は、議員の責任として行政運営について執行機関の所信をただしたり、疑問点をただして事実関係を明らかにしていく。そしてまた、執行機関の政治姿勢や責任を明らかにすることは、我々議員の責務だと私は考えております。

このイタリア・ミラノの食の万博に、下関の中尾市長はトップセールスで本当に大きく載ってました。本市もトップセールスで、かつおぶしを世界にPRするんだということでこの補助金も組まれた……、交付金も組まれたわけですよ。

神園市長は、なぜトップセールスと言いながら、訪欧しなかったんですか、その理由についてお願いします。

いや、市長に聞いていますよ。

○**神園征市長** それについては、わざわざ全員協議会を開いて、そこで説明してるじゃないですか。

○**7番清水和弘議員** どのように説明したんですか、市民の前で発言してくださいよ。

市長に聞いているんですよ。

ちょっと休憩してくださいよ、暫時休憩。時間がかかりますよ、これ。議長。

○**新屋敷幸隆議長** いや、すぐわかりますから。（「私の時間は、持ち時間は少ないですからね」と言う者あり）暫時休憩して時間をストップ……、（「10分休憩じゃなくて、時間をとめて」と言う者あり）時間をとめます。

○**新屋敷幸隆議長** 市長。はい、時間を戻しました。

○**神園征市長** 全員協議会の場で報告した、それをそのまま読み上げます。

私は、今回の欧州訪問に備え、早々にパスポート取得申請等の渡航手続を行うなど、万全の準備を行う努力を重ねていたところであります。

しかし、年度末から年度初めの多忙なスケジュールの中、3月22日に行われた駅周辺整備完成記念式典及びイベントに際しては、前日から稚内市長さん御一行の御案内や、また、当日のきつい日差しのもとで市民の皆さんへの対応等を行っていたため、熱中症にかかり体調不良となりました。

そのような状態のまま、さらに同月26日早朝から、静岡県焼津市までの出張に出かけなければならず、また、出張から戻ってからも、庁内においては年度初めの重要な会議や打ち合わせが重なるなど、体を休める時間がなかったため、体力を回復するいとまもなく執務を行っていたところ です。

そのような状況の中、4月8日の渡航手続の期限が迫り、その時点で、私は、このように体力的に不安を抱えた状態では、総移動距離約2万2,000キロ、総移動時間も42時間を超える強行軍に参加し、万一、現地で体調を崩した場合、ほかの団員や訪問先に多大な迷惑をかけることになるなど、総合的に判断して、今回の訪欧団への参加を見送ることとしました。

なお、この判断は、現地との訪問団の往来についての打ち合わせの中で、フランスの皆さんが、ことし7月には来日して本市を訪問し、かつおぶし工場の見学とともに、当市役所を表敬訪問していただけるとの予定が確定したという要因もあります。以上です。

○**7番清水和弘議員** 今、熱中症という言葉がありましたよね。

この3月の鹿児島県内の平均気温は何度だったんですか。私は調べたところ16.7ですよ。そんな状況で熱中症になるって、私はある医者にも聞きましたよ。笑っていましたよ。ほかに原因があるんじゃないですか。

○**新屋敷幸隆議長** 清水議員、個人の体調のことなので、これは質問は差し控えるようにしてください。

○**7番清水和弘議員** これはですよ、枕崎の一番の責任者ですよ。トップセールスをすると言ってるわけですよ。これに行かなかった原因は何か。

体調ですよ。今、御自分でも体調って言うてるじゃないですか。それを問うてるんですよ。

○**新屋敷幸隆議長** 今、全協で市長が説明しましたと、再び報告したわけですけど、今、説明いたしましたので、それは控えるようにしてください。

○**7番清水和弘議員** まあ本当に体調が悪いんだと思いますよ。

私は、本当、心配、もうこれからの枕崎、3年間の枕崎が心配になりました。

[傍聴席で発言する者あり]

○**新屋敷幸隆議長** 傍聴席は静かにしてください。

○**7番清水和弘議員** それから次にですね、市長が訪欧できなかったということは、次の責任者

である副市長が行くべきだったと思うんですけど、なぜ副市長は訪欧できなかったのか、副市長、お願いしますよ。

○久木田敏副市長 今回の欧州訪問等にかかわります訪問団の訪欧派遣の打ち合わせの中で、7月20日にはフランスから当地の皆さんが枕崎市までおいでいただける日程が確定していたと、そういうようなことがありまして、その機会をとらえてトップセールスすればいいだろうというようなことになったこと。

それから、本市からの訪問団には、市長がフランスを訪問できなかったその際ですね、本市でお会いできることを楽しみにしているという内容のそういう親書を携えていく職員もいるというようなことから、先方の要人に渡してもらおうということで足りるという判断をしたところでございます。

○7番清水和弘議員 それならですよ、最初、そのトップセールスという言葉を使うのはいいんですよ。あなた方がトップセールスと表現しているんですよ。トップセールスだったら、市長が行けないのなら、なぜ副市長が行かないんですか。違いますか。

○久木田敏副市長 トップセールスという計画は立てましたが、その計画を執行する段階で、このような事態が生じたということですので、計画は計画、その全体の、またそれを補う今後の対策というものがどういうふうに行けるのか、そこら辺を検討しながら、今回は、行かなくてもよいと。それで、国内に、向こうのほうからおいでいただけるときに、十分トップセールスはできるという考え方で、今回は行かなかったということでございます。

○7番清水和弘議員 まことにおかしいですよ、そのトップセールスというのは。何で地元枕崎に来てトップセールスですか。ミラノに行ってトップセールスじゃないんですか。なぜ枕崎でただ一部の人にトップセールスですか。ミラノ万博のところでトップセールスするつもりじゃなかったんですか、どうなんですか。

○久木田敏副市長 先ほども言いましたように、計画の段階ではそのようなトップセールスという言葉を使いましたけれども、それがすべてトップセールスという、向こうに行って行くことがトップセールスということばかりではないというふうに考えます。

国内のほうに、向こうのフランスのほうから来られて、そしてそれでもって国内において、またトップセールスを行うという、それもまた一つのトップセールスであるというふうに考えます。

○7番清水和弘議員 私はですね、この問題は、当初からすごい問題があったと思ってるんですよ。

この問題はですよ、焦げがネックになり欧州への輸出ができない。その結果、フランスでのかつおぶし工場を建設するプランになったことは、市長、みんな御存じですよ、焦げが原因で、フランスに輸出することはできないわけですよ、焦げが原因で。

そういうことは、当局の方は、皆御存じですよ。

○下山忠志水産商工課長 EUに輸出するかつおぶしにつきましては、今、先ほど質問者がおっしゃられたこともありますけれども、基本的にEUの食品取扱要領の中で、EU・HACCPという問題があります。これが、まずひっかかって、今の状態では規制がかかっているというふうなところであります。

その後、ベンゾピレンの成分についても規制があると、その2点があるというふうなかたちで考えております。

○7番清水和弘議員 水産商工課長は、HACCPと言われましたよね。これは行く前からこのHACCPの規定というのはわかってたわけですよ。農林水産省は、2月13日、プレスリリースをしとるわけですよ。

ここで、なぜHACCP基準とかですよ、持って行けない……、今、疑問に思っているカビの問題と衛生基準検査などを実施しなかったのか。この衛生基準検査、あるいはこの産地証明書を

農林水産省からいただいているんですか。

○**下山忠志水産商工課長** 農林水産省のプレスリリースのことをおっしゃっているかと思います。

農林水産省のプレスリリースによりますと、認定施設以外の施設からの持ち込みについて、ミラノ万博の期間中、ミラノ万博の会場では持ち込みが可能となりましたというふうなプレスリリースが出されております。ただ、ただしこのプレスリリースの中では、ベンゾピレンの基準については発表をされておられません。以上です。

○**7番清水和弘議員** ミラノのほうではいいとしてもですよ、一番肝心な日本から持って行く、そのことについて、許可は農林水産省から出てないんじゃないですか。

私は、質問はですよ、その衛生基準検査の許可書または産地証明の許可をもらったのかということですよ。

○**下山忠志水産商工課長** かつおぶしの今回の移動についてでございます。

先ほど農水省のホームページでは紹介いたしました。

しかしながら、持って行くことに関しましては、先般、3月の……、すいません、失礼いたしました、5月27日の全員協議会でも答弁いたしましたように、イベント用として持ち込みということで、イベント主催者の本場の本物ブランド推進委員会とそのイベントの参加者である枕崎水産加工業界、加工業との（「ちょっと待ってください、私の質問に答えてくださいよ」と言う者あり）ですから、ちょっと静かに聞いていただきたいと思います、この協議の中で進められたというふうに聞いております。

ですから、本場の本物ブランド推進委員会の中で取りまとめられて入れられたと、持って行かれたというふうな方たちで認識しております。

○**7番清水和弘議員** すいません、答弁するときはですよ、時間をストップしてください。私の持ち時間は少ないんですよ。私の質問に答弁してないじゃないですか。

私は、農林水産省の衛生基準検査とそれから産地証明の許可をもらったのかって言うるとるんですよ。なぜそっちのミラノの話をするんですか。

○**下山忠志水産商工課長** 衛生証明書あるいはそういうふうなのを取ったかどうかというふうなのは、こちらのほうでは把握しておられません。

○**7番清水和弘議員** これは、あきれて物が言えませんよ、こんなことは。そういう証明がなかったから持ち込めなかったんじゃないですか。違うんですか。

今、水産商工課長が言われましたミラノのこの特例措置ですよ、これにはですよ、各地方公共団体や各種団体に連絡して説明するとありますよ。この説明をちゃんと聞きましたか。

○**下山忠志水産商工課長** プレスリリースのことをお話をされていらっしゃると思いますけれども、5月12日から16日に行われましたイベントにつきましては、イベント主催者により進められているものでありまして、市に対しての説明会の連絡もなく、また、枕崎水産加工業協同組合へも連絡はなかったということでもあります。

○**7番清水和弘議員** 今、水産商工課長は、このプレスリリースのことを読んだわけですよ。読んだのに、この下の部分はなぜ読んでないんですか。あなたがここを読んどけば必ず……、質問するわけですよ。あなたは自分の都合のいいことだけしか答弁してないんですよ。

一番肝心なのは、なぜ日本のこのかつおぶしが持ち込めなかったのか、この原因を今追及しているんですよ。そこはどうなんですか。この公共団体……、農林水産省が、特例措置については地方公共団体や各種団体に連絡して説明するとなつてんですよ。

それを聞いたのかと、説明を受けたのかと、また、なかったら自分から、なぜこのプレスリリースのネットを見てるんならですよ、質問しなかったのか、そこが原因ですよ。

○**下山忠志水産商工課長** たびたびの答弁でまことに申しわけないんですが、プレスリリースを再度読み上げます。「本件については、今後ミラノ国際博覧会に参加する地方公共団体や」とな

っております。

ですから、この万博に参加する公共団体に対して、そういうふうな説明会を実施するというふうなところでございます。

現実的に5月12日から16日に行われるイベント参加者というのは、主催者、この主催である本場の本物推進委員会、ここが取りまとめておりますので、そちらのほうが行かれたのではないかというふうに考えております。

○7番清水和弘議員 そしたら枕崎は全然そういうのは知らなかったと、そういうことでいいんですね。

それならですよ、私は疑うんですよ。要は、5月27日、水産商工課長は、イベントのための品物、これを道具として持って行ったと発言しましたよね。これは、どういう考えに基づいた道具なんですか。製品じゃないんですか。

○下山忠志水産商工課長 かつおぶしをPRするに当たり、食の材料として、だしあるいはそういう味として食品として持ち込む場合、それとPR用として、食品ではなく皆さんにかつおぶしはこういうふうにして削ります、こういうものがかつおぶしというふうなパフォーマンスをするための道具であり材料でありというふうな認識で発言をしたところであります。

○7番清水和弘議員 そういうことならですね、税関のほうでですね……、食の万博だけだったら、二、三キロ程度ならどうにか、ドイツのDHL、これでも10キロ、これで認められるんじゃないかと、そういう安易な考えがあったからこそ、この持ち込みができなかったんじゃないですか。

○下山忠志水産商工課長 そのような考えというか、解釈は全然しておりません。

○7番清水和弘議員 なぜそうしたら持ち込みができなかったのか、それは反省してないんですか。何が理由だったんですか。それについてどのような対応をしてきたんですか。

○下山忠志水産商工課長 今回のかつおぶしのミラノへの出品ですけれども、イベント用としての出品ですけれども、あくまでもこのイベントの主催者である本場の本物推進委員会とその参加者である加工組合の中で協議をされて進められておりました。

持ち込む予定で進めていたけれども、最終的にそのイベントの開催初日の前日に、国のほうから持ち込まないでくださいという連絡が加工組合のほうにあったというふうなことから、持ち込まなかったというふうなことでございます。

○7番清水和弘議員 水産商工課長は、イベントイベントと軽く言いますよ。これはですよ、枕崎のかつおぶし関係業者、これは54企業ですかね、それくらいあると聞いてるんですけど、それ以外のここに、フランスのコンカルノーに会社をつくらうという人たちはまだいいでしょう。

ところがですよ、これに参加していないあと四十何社、これは被害者ですよ。大きな被害者ですよこれ。あなたたちがやったこのPRの失敗によって、これが世界に、焦げががんのそのあれになるということじゃないですか。ベンゾピレンですよ。

このベンゾピレンは、がんを発症しやすいとなれば、かつおぶし業界の人たちにどのようなダメージを与えるのか、与えたのか。そこはどのように責任をとるのか。この2点。

○下山忠志水産商工課長 EUにおけるベンゾピレンの規制は、前から基準があったところでございます。

その中で、日本の基準はなく、EUであるということは、市内のかつおぶし工場の皆さんも御承知していたことでございます。

今回のことにおいて、どういうふうな影響になるのかというのは、今のところ言及はできないところであります。

○7番清水和弘議員 今、水産商工課長、ほんとな、この事業に参加してない人たちは、そこを調べて参加してないんですよ。ベンゾピレンが発がん性物質であるということはわかってたんで

すよ。だからこそ参加してなかったんですよ。

それをですよ、水産商工課長はあたかもただイベントだからと簡単に言うけど、大きな責任があるんですよ。枕崎だけの責任じゃないんですよ、これ。かつおぶし関係業者、この日本全国、いろんなところに波及効果は出ますよ。その辺の責任を水産商工課長と市長、どのように取ろうと考えているのかお伺いいたします。

○**下山忠志水産商工課長** まず第1点目なんですが、フランスかつおぶしの参加者の云々という、全員が入ってないというふうなことでございます。

出資者の中には、個人的に入っている出資者の方もいらっしゃる。で、加工組合全部で50経営体あるわけなんですけども、加工組合自体もその出資者として入っているところでございます。

その加工組合が出資するに当たっては、加工組合理事会、そういうところでもまれて決定をして出資しておりますので、加工組合の組合員の皆さんは、それは承知の上だというふうなことで認識をしているところでございます。

さらに、そのベンゾピレンの問題につきましては、先ほどから申しますように……、ベンゾピレンについてはですね、EU基準というのは、前から基準がございました。以前から基準があっただけで、昨年9月に規制が厳しくなったところでもあります。そしてまた、「責任問題を言ってくださいよ、どういうふうに責任をとるのか、市長と水産商工課長と聞いているんですよ」と言う者あり)

○**新屋敷幸隆議長** すいません、今、答弁中です。（「聞いているんですよ」と言う者あり）

○**下山忠志水産商工課長** 責任というのは、私どもについては、そういう、とる状況にはないというふうなかたちで考えています。

今回のこの事業につきましては、そのかつおぶしのPRについて、かつおぶし削り大会はできなかったものの、その他については十分PRをして成果は出たというふうなかたちに認識しておりますので、ここで責任云々というふうなことには当たらないというふうなかたちで考えております。

○**新屋敷幸隆議長** ここで1時10分まで休憩いたします。（「いや、待ってください、市長が答弁していないですよ、市長、市長が答弁していないですよ」と言う者あり）休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時10分 再開

○**新屋敷幸隆議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○**8番禰占通男議員** 皆様、こんにちは。

通告に従い質問をさせていただきます。

今回の小学生事故に対しては、御冥福をお祈りいたします。

これからの対策が望まれます。

また、ミラノ万博については、年明けからさまざまな情報が報告されてきましたが、5月14日の新聞報道により、一転して状況がさま変わりしました。

2014年6月には、2015年万博の日本館の委託の決定と発表会が開かれ、その後、日本とEU側が交渉を続けて2月12日までに、EUが輸入を規制していたかつおぶしなどが特例で持ち込めることになりました。

今回の万博参加においては、市長及び業界長の海外におけるトップセールス、官民一体となって、調査事業、ISOやHACCP等の認証取得と販路拡大を図るとあります。

枕崎産かつおぶしの持ち込んでの宣伝ができなかった経緯について、質問してまいりたいと思います。午前中の質問と重複する場もあると思いますが、よろしくお願いいたします。

初めに、小学校女児の死亡事故について、事故原因の把握はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

よろしく願いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 午前中の一般質問でも答弁いたしましたとおり、事故の発生場所あるいは原因については、はっきりしておりません、正確にわかっておりません。

○8番禰占通男議員 今回の事故は、いろんな今まで見落とされてきたこと、そしてまた父兄、父母の対応、学校側の対応もあると思いますが、小学生が少子化によって登校する下校するというのも、1人で行動を起こすこともこのごろ多いように見受けられます。

昔は、通学路というと子供たちがあふれかえったときもありましたが、そのような中で起こった事故だと私は思っておりますが、この登下校に対しての、我々の時代は朝ちょっと朝礼があったり、放課後帰るときにまた先生たちのホームルームみたいなこともありましたが、今はどのようになっているのか、そこら辺をお教えいただきたい。

○米盛基保健体育課長 今現在、女子児童が通っていた小学校におきましては、事故後、地域担当教諭と児童が通学路の危険箇所等の確認をしながら集団下校をし、また、昨日なんですけども、6月7日の日曜参観日では、登校時や下校時に児童と保護者が安全点検をしながら一緒に通学路を歩いて、親子で安全確認を行ったりしております。昔と変わりなく、やはり1人で登下校をしない、集団で登下校をしていくというような指導がなされております。以上です。

○8番禰占通男議員 登校の場合は学校が目的があるわけですが、下校といたら友達の家へ昔から寄ったり、いろんなことをして帰りながらということもあるんですが、そういった場合、下校時の家とか、今回の場合は親族の家だったということで、そっちへ直行するとかそういう指導とか対応というのはどうなっているんですか。

○米盛基保健体育課長 登下校の指導におきましては、各学校で担任を通してやっているところでございます。

年度当初に、各家、通学路を書いてもらって、そしてそれを提出するというかたちで子供たちの通学路を決定しているところです。

今回の場合は、放課後、保護者が仕事の都合でいないということで、おばあさんの家ということで、通学路もそのようにちゃんとなっておる状況です。

○8番禰占通男議員 この1人で下校するというこれと、まあ数人、同じ学年、そういった登下校に対しての地域PTA、学校側もですけど、教育の、そういうことは今まではどうなっていたんですか。

○米盛基保健体育課長 今までも集団で帰るような指導はやってきております。

○8番禰占通男議員 2番目の質問ですが、今後の対策はどのように進めるのかということですが、いろいろ朝も午前中もありましたが、側溝整備もあるでしょうけど、やはり子供たちはまだ結局、幼少で危険ということも余り感じないと思うんですけど、そういった行動に対してのこの教職員の連携、行政側の対応というのはどのようなことを考えているのかお教え願いたい。

○米盛基保健体育課長 今回のことにつきましては、集団下校、そしてその次の週には学年下校、どうしても学年が違いますと帰る時間が違いますので、学年において学年下校をさせたりしている状況でございます。

東日本大震災の教訓でもあります、自分の命は自分で守るという観点からも、各学校におきましてこれまで以上に発達段階に応じた危険予知トレーニングや危険回避能力を養い、子供自身が安全に気をつけ、自分の命を守るという意識の育成に取り組んでまいりたいと思っております。

○8番禰占通男議員 5月から土曜授業も始まったわけですが、そういった中でこの自然と親しむ、危険を察知する能力っていうのは、これは磨いていかないといけないと思うんですけど、

そういった土曜授業とか、これから夏休みも来ますけど、そういった課外以外のことでの指導というのは考えていないんですか。

○木之下浩一学校教育課長 土曜授業が5月から始まりました。1日3時間掛ける3月までの10回で30時間ございますけれども、安全指導に時間をとっている学校もございますし、そうでない学校につきましては、この件を踏まえて、あるいはこれから先もですね、安全についての指導をする時間を設定していきたいというふうに考えております。

○8番禰占通男議員 3番の質問ですけど、この通学路の安全対策というのは今までどのようになされてきたのかをお伺いいたします。

○米盛基保健体育課長 これまで学校が作成した通学路安全マップによる危険箇所の周知、自宅待機や集団での登下校、学校待機等での安全対策を行っております。

また、関係機関と連携し各種の会議を開催したり、スクールガードや自主防犯ボランティア、子ども110番の店など、いろいろな方面から児童・生徒における通学路の安全対策を行ってきたところでございます。

○依積田清文建設課長 平成24年5月30日付で国土交通省、文部科学省、警察庁が連携して緊急合同点検の実施など通学路における交通安全を早期に確保する取り組みを行うことの依頼が来ております。これに対する報告は、小学部の通学路の点検結果を対象とします。

この依頼により、平成24年7月31日と8月3日に市内5校の通学路の点検を教育委員会、学校、枕崎警察署、国土交通省、鹿児島県、市建設課の合同で実施し、今まで横断歩道、停止線、ラバーポールの設置等を実施してきています。

今後も通学路点検を実施し、対策が必要な箇所については、追加し対応をしていきます。

○8番禰占通男議員 インフラ的なことは、今、建設課長からも答弁がありましたけど、この通学路はその通学路に面する地域住民の意見・助力も必要だと思うんですね。

それで、今までは今回こういうことがなければ、今まではいじめ対策、また交通事故、交通事故が子供たちにとっては大変なんですけど、それとあと不審者の、焦点があつたりということで、今現在まで来ているんですが、また今回このような事故があつたということで、今後は新たな取り組みが必要になると皆さんも思っていると思います。

そういった中で、学校も、いつも校長先生と話す機会もあつたりして、あいさつ運動については取り組んでいると、だからあいさつがないとかあるとか、そういう意見がいろいろあります。

そして一方では、不審者には気をつけなさいとこういったことを言われて、子供たちも何かこう矛盾していると思うんですね。

学校のこの近辺で子供たちにあいさつすれば、ほとんど返ってきます。ところが、町なかでちょっと離れたところ、そういうところで「こんにちは、どこ行くの」とか言ったら、ちょっと変な顔をしたりとそういうこともあるんですね。やはりそこら辺の道德教育じゃないけど、やはり何て言うか、深い、深く入った対策も必要になるのではなかろうかと私は思っているんですね。子供たちが悪いんじゃないくて大人がしむけているみたいに私は感じるんです。あいさつしてもらふことはいいんですけど、子供たちも何か戸惑っているという感じもありますよね。

だから、今回の機をいい方面に持っていくためには、やっぱり地域住民の方々の協力、これが欠かせないと思うので、そういった面も学校教育にいろんな学校の応援団とかというのがありますけど、そういった場合の面でも取り組んでもらいたいというのは私の考えです。

あと4番目の質問ですけど、ここに学童保育って書いているんですけど児童クラブも含めてですね、今現在どのようになっているのかをお伺いいたします。

○山口英雄福祉課長 学童保育は、保護者が就労等により在宅していないために学校終業後の時間帯において、家庭での保育が困難な小学校に就学している児童に対しまして、適切な遊びの場や生活の場などを提供し、児童の健全な育成を図ることを目的として実施されるものでございま

す。

現在、本市では、4つの社会福祉法人によりまして、6つの放課後児童クラブが設置されておりまして、また、1社会福祉法人では、保育所地域活動事業の小学校低学年受け入れ事業として学童保育が実施されているところがございます。

○8番禰占通男議員 今回のこの事故にあった方の家庭というのは、何ですかね、この学童保育について認識があったんでしょうかね。わかったら教えてください。

○山口英雄福祉課長 学童保育につきましては、ただいま申し上げましたように、放課後の時間帯において、御家族あるいは親族の方々が児童さんの面倒を見れない場合にというそのときに、保護者の方たちが申し込みをされて利用するというものでございます。

今回の方につきましては、学童保育については、利用の希望はされておりました。

○8番禰占通男議員 今、枕崎小学校の件ですけど、児童も学年90人を切る児童数になってきておりますけど、そういった中でやはり今、社会的に厳しくなって共働きも相当あります。

そういう中で、やっぱり昔は親族が近くにおって、親族が……、おじいさんおばあさんたちが見てくれたという時代もありましたけど、今後はまたこれがだんだん厳しくなっていると思うので、この父兄とかまたそのPTA関係については、こういう制度があるからどんどん活用してくださいというそういった取り組みというのは、今後はどのようにするんですか。

○山口英雄福祉課長 学童保育につきましては、市も広報等を通じまして、あるいは、各社会福祉事業を実施しております社会福祉法人等を通じて周知を図っているところがございますが、今後さらに周知を図っていきたいというふうに考えております。

○米盛基保健体育課長 学校におきましては、定例の校長会・教頭会等がございますので、こういう施設があるよということでもたお伝えし、そして学校のほうでも子供のほうに周知していけるように手だてをとりたいと思います。

○8番禰占通男議員 一応この問題についてあともう1点、私からお願いしたいんですけど、この学校応援団ボランティア活動がありますよ、それとあと学校支援の民間のボランティア組織というのも枕崎にはないかもしれないけども、ほかのところは取り組んでいるところもあります。

そういった場合、気象条件によってもですけど、また今から台風も時期も来ますし、今梅雨もまだ明けないうちでいろいろこの雨量的なこともあると思うんですが、こういった応援団、また学校支援ボランティア組織の活用というのは、今後どのようにしていく考えでしょうか。

○米盛基保健体育課長 本地区のある学校におきましては、保育園、小学校、中学校が一緒になってスクールゾーン委員会というおやじの会を中心にしたり、今言われました自主ボランティアの方を中心にしたりして、地域の子供たちを見守ろうという活動もやっておりますので、それをモデルにしてですね、また呼びかけていけばいいんじゃないかなと思っています。

先ほども議員さんのほうからありました子供を守るためには、まず地域の大人、私たち大人が見守り、声かけをするのが一番いいことじゃないかなと思いますので、特に今から梅雨時期、台風時期、いろんな気象条件があるかと思いますが、見て見ぬふりをせずに我々から子供たちに声かけをする、この態度が必要じゃないかなと思います。

○8番禰占通男議員 今この応援団、支援には、積極的に取り組んでもらいたいと思います。要望しておきます。

次に、ミラノ万博についてですが、この持ち込んだかつおぶしが使えなかった、どのような方法での持ち込みであったのかを質問いたします。

○下山忠志水産商工課長 ミラノ博の日本館イベントステージにおきましては、5月12日から16日の5日間の日程で開催されたイベントについて、その主催者である本場の本物推進委員会により運営されてきております。またそれらの材料についても、主催者により取りまとめられ送られたというふうに考えております。

○8 番禰占通男議員 その本場の本物側で対応をしたということですが、まず枕崎から持って行ってイタリアの検疫、そういうのを受けたのかどうかということですよ、私が質問しているのは。

○下山忠志水産商工課長 その辺の具体的なことについては、私どもは把握しておりません、あくまでもその主催者側のほうで取りまとめられて送られたというふうに認識をしております。

○8 番禰占通男議員 郵送したということですか。

○下山忠志水産商工課長 送り方は、郵送されたのか何でされたのか、その辺についても把握はしておりません。

○8 番禰占通男議員 2 番目の質問ですけど、この日本館の出展に当たっては、どこが幹事省であるんですか。

○下山忠志水産商工課長 ミラノ博につきましては、農林水産省及び経済産業省が幹事省となっておりますのでございます。

日本館出展に当たっては、食や農業の専門家、食に関する新たな取り組みや技術を有する企業家、国際博覧会の建築、出展等の経験を有する者などの有識者を中心として設置された日本館計画策定委員会で進められているということでありまして。

○8 番禰占通男議員 この本場の本物の認定は、どこがなさっているんですか。本場の本物の認定はどこがなさっているのかということですか。

○下山忠志水産商工課長 ちょっと質問の意味がちょっと理解できないんですけど、本場の本物の認定と申しますとどういう、「認証」と言う者あり）認証というのでしょうか。

○8 番禰占通男議員 これがミラノ博で使える……、この前にも5月4日か何日かにもフランスのほうでもあったと思うんですが、本場の本物の食についての催し物が。こういった場合は、今先ほどから言うように、本場の本物が担当しての関係で持ち込んだとなっておりますよね、課長が言ったように。そしたらこの本場の本物の認定はどこがしたのかということですか。

○下山忠志水産商工課長 ミラノ博におきまして、日本館をまず建設をして日本の食文化というような発信をしようということであったようでございます。

その中で、イベントステージとそのレストランとは別々になっておりまして、そのイベントステージの5月12日から16日の5日間、この5日間のイベントについて本場の本物の推進委員会にそのイベントを依頼されたというふうなところでございます。

○8 番禰占通男議員 だけどこのミラノにかつおぶしを持ち込めるということは、本場の本物というブランド名の認定によって持ち込めようになったんじゃないんですか、今回は。

○下山忠志水産商工課長 あくまでも日本食の本場の本物のPRをするというふうなイベントについて5月12日から16日までの5日間の間でPRをしてくださいというふうなことで依頼をされたというふうに聞いております。

○8 番禰占通男議員 この本場の本物がフランス食の祭典、名誉招待された、5月3日、4日というふうなものもありますよ。これはもう農林水産省が本市の本枯節を認定したということになってるんですけど、どうなんですか。

○下山忠志水産商工課長 手元にその資料を持ち合わせておりませんので詳しいことは申し上げられませんが、その食の祭典というものは、平成25年の5月に開催されているようでございます。その中で本場の本物がPRのために出展をしているようでございます。

○8 番禰占通男議員 3月議会でも本場の本物で出展が可能となったと答弁されているんですけど、こういった場合、結局、先ほど私が冒頭言いましたように、今回はトップセールスと、官民一体となってということをおっしゃってますよね。前、27日にもらった企画課からの創生の分についての資料にもこういうことが載っています。

そういった場合、事業者さんが全部出展に関係したみたいなことをおっしゃってますけど、行

政側は何もしなかったということなんですか。

○神園信二企画調整課長 今回のミラノ万博の出品、それからフランスへの訪問につきましては、業界の皆さんがさきの全員協議会でも御紹介したように、一、二年前からずっと準備をしてこられてきた事業でございます。

で、本市が行いましたのは、そのミラノ万博、それからフランスのほうでかつおぶしのPRをするので、それに市の訪問団と一緒に派遣をして、それでは一緒にPRをしていきたいと思いますというふうな事業でございます。

○新屋敷幸隆議長 ちょっと禰占議員、よろしいでしょうか。

今ここでちょっと時間をとめます。

市長が5分間退席を願い出ていますので、ちょっと待っててください。

暫時休憩します。

午後1時37分 休憩

午後1時39分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

禰占議員。

○8番禰占通男議員 これはちょっと置いとって、3番目の日本館レストランの運営事業者はJFコンソーシアムに委託され、コンソーシアムには7社が参加するとのことでありますが、この7社に対しての、万博が始まる前までにこの訪問とか情報収集などはなされていたのですか、どうですか。

○下山忠志水産商工課長 日本館レストランの運営事業者はJFコンソーシアムに委託されておりますけれども、日本館レストランと本場の本物の推進委員会が主催するイベントのイベントステージとは別でございまして、枕崎鯉節は、イベントステージで先ほども申し上げますように、5月12日からの5日間、この日程でイベントに参加することになっておりましたので、JFコンソーシアムに参加する7社に対する訪問及び情報収集については、私どもも行っておりませんし、枕崎水産加工業協同組合も行ってないというところがあります。

○8番禰占通男議員 27日の全協でも事業者の方も言いましたけど、レストラン、日本館で食事をしたと、食事だったのかどうかは定かではないんですが、スープ、その他を味わったみたいなことを報告がありました。

それで今回は、この水産物を世界的に販売等を高めていくとなった場合、この7社が大体大企業ですよ。そこが取り仕切る料理、レシピですよ、そういったものの農水産物の可能性を探るといのは、必要ではなかったんですか。

○下山忠志水産商工課長 あくまでも今回のミラノ博の枕崎鯉節については、そのイベントステージでの……、ステージPRというふうなことで考えておりましたので、その日本館レストランの方々については、こちらのほうとしても情報収集するとか、会談をするとか、協議をするとかというふうなことは行っておりません。

○8番禰占通男議員 朝も国保のことについて、脳梗塞とかという言葉も出ましたけど、枕崎は大体が味が濃いですよね。そしてまあ関東も塩っ辛い、そしてまた関西は甘ったるいってこともありますが、やはりそういった面もかつおぶしを売るのであれば、日本の地方の人が、地方っていうか中央の人もどういう味が好きなのかということも、私は情報収集としていい機会だと思うんです。ただ、かつおぶしを売り込んでただそれで終わりじゃなくて、どういう料理に使えるのかと。

私は今度は、今回はものすごくこのだしという面を、今回のミラノに参加するのにもだしだしと、一応情報というかメインに出したと思うんですよ。だから、今回もだしをとる実演と振る舞い、振る舞いは、ほかのところの製品を使ってやったということがありましたよね。だけど、

どうであったのかは私は余り内容もわからないんですが、やはりこの食に対しては、メニューに対する……、深く掘り下げて考えるほうが私は今後の枕崎の水産物の発展にもなると思うんですよ。

ですからそこら辺を、新聞に載ったときは持ち込めなかった状態を深く掘り下げて対応するかそういうのが新聞に載ってましたけど、今後、そういっただしの、かつおぶしのといった場合、どういう対策をとっていくのか。EUに売るだけではないと思うんですよ。やはり日本国内でも買ってもらわないといけないという、そういう販路の開発、そこら辺をひっくるめて考えをお願いいたします。

○下山忠志水産商工課長 先ほど議員のおっしゃるように、枕崎の食の味が濃いとかいろいろございます。

しかしながら、我が国の中で枕崎鰹節、これが発信をしていかなければならないということは十分わかっております。

その中で、やはりその業界の方々、ずっと研究を重ねて関東方面であればこういうふうな味、あるいは関西であればこういうふうな味というふうなのを調査・研究も進めておられて、いろんな日本の、何て言いますか、かつおぶしを取り扱う代理店、そういうところとも進めておりますので、それにはそれに合わせた研究の仕方、やり方というのを進めておりますし、今後もまた進めていきたい、我々も関係しながら進めていきたいというふうなかたちで考えております。

○8番禰占通男議員 3番目の質問ですけど、3番目、4番目と後先になると思うんですけど、3月議会でミラノ万博の期間中のかつおぶしの日本からの移動については、差し支えないとの結果が出され、プレスリリースもされていると答弁されているんですが、これについては何か誤解があったのではなからうかと私は思っているんですけど、どう思いますか。

○下山忠志水産商工課長 3月議会の予算委員会の中におきましては、ミラノ万博における……。
[傍聴席で携帯電話の音が鳴る]

○新屋敷幸隆議長 すいません、ちょっと待ってください。

○下山忠志水産商工課長 3月議会の予算委員会の中で、ミラノ万博におけるかつおぶしというふうなことで質問が出されております。

その中で、私が答弁いたしましたのは、農林水産省のホームページでプレスリリースされております部分について言及をして説明をしたつもりであります。

その中で申し上げますと、ミラノ国際博覧会への日本産食品の持ち込みにおける特例措置についてということで、プレスリリースされておられて、その特例措置の内容につきましては、主な品目と欧州委員会における特例措置ということで、水産品については、日本食の基本であるだしをとるためのかつおぶし、料理人の技を披露できるフグを含め、貝類を除き、認定施設以外の施設からの水産品についても持ち込み可能とされましたというふうなプレスリリースをもとに紹介して答弁をしているところでございます。

その認定施設以外というふうなかたちで私が申し上げましたこの認定施設というのが、EUに輸出するための基準、これはHACCP、これを満たした加工施設、ですから、EUに輸出するための基準を満たした加工施設以外の施設から出されたものについても、持ち込みは可能とされましたというふうなことを申し上げたつもりであります。

○新屋敷幸隆議長 傍聴席に再三申し上げます。

もうさっきからですね、携帯は電源を切るかマナーモードにするかと言ってるのにですね、もう今度は2度目ですよ。だから皆さんが、議員、執行部の皆さんがですね、一生懸命話をしている中でですね、本当に真剣さが私は足りないと思います。そういうことで厳重に注意しておきます。

○8番禰占通男議員 朝もあったんですけど、この3月議会の内容ですけど、課長はいいとこだ

けとって、我々に答弁したような感じなんですけど、その中に特例措置の内容としてイタリア健康省との合意の概要というのがありますよ、ここに水産物って載ってるんですけど、その中にイタリア、国境検疫所による検査手続についてという項目もあるんですよ、検疫を実施することと。

その中に日本のすることがありますよ。日本は、品目名、数量及び荷送り人名をあらかじめ通知する、あと二つほどありますけど、何かここが抜けとって、施設はそりゃ合意に至りましたけど、朝もありましたようにベンゾピレン等の焦げ等に関するタールそういった分については合意はされていなくて、やはりEUの基準を守ることっていうのが前提ですよ。

その辺はどのように理解・解釈したのかをお聞きいたします。

○下山忠志水産商工課長 農水省のプレスリリースの部分におけるベンゾピレンについては、ここでは言及されておられません。

ですので、あくまでもその基準がありますので、そこは基準を守った上で食品として持ち込むのであれば、そういうふうな基準を守って入れなければならないというふうなかたちで認識をしておりましたし、今もそういうふうな認識をしております。

○8番禰占通男議員 出展に対しては、まずこの産地証明を取得すること、そして衛生証明書を取得すること、ただし、それ以前にこのEUの有害化学物質の検査を行った上でかかるEUの規制値を下回るものであることが前提となりますと書いてるんですよ。

だから27日にも業者の方々なんか一応EUの基準はクリアできないと言ってますよね。そういう段階であったのであれば、今回は、もう4月時点でもう持ち込みができないということがわかってたんじゃないですか。

○下山忠志水産商工課長 食品として持ち込む、あるいはそのパフォーマンス用として持ち込む、両方あるというふうなかたちで私どもも認識しておりますので、確かに食品として持ち込むのであれば、こういうふうな基準、これを守っていかなければなりませんけれども、主催者である本場の本物推進委員会と協議しながら進めてこられたところとございますので、我々といたしましては、あくまでもPR用のパフォーマンス用として持ち込むのでこういうふうなところについては、そのまま必要かどうかというのは思っておりませんし、その辺については、本場の本物推進委員会と、主催者である推進委員会と加工組合、その辺で協議をされて最終的に持ち込まれていった、まとめられて持ち込まれていったというふうなかたちで認識をしているところとございます。

○8番禰占通男議員 道具、その品物の一種と、食品としては持って行ってないということですけど、もうだれが見てもかつおぶしはかつおぶしで、私は食品だと思うんですけど。

4番目にいきます。

2015年2月13日農林水産省のプレスリリースによる内容はどのようなものであったのかと、今もいろいろ質問してきた内容と重なりますけど、よろしくお願ひいたします。

○下山忠志水産商工課長 先ほどから同じようなことを答弁になりますけれども、プレスリリースにつきましては、私が再三申し上げておりますように、ミラノ博における日本産食品の持ち込みの特例措置、これは先ほど言いますように、ミラノ万博期間中、ミラノ博に限り認定施設以外の施設からの水産品についても持ち込みが可能とされました。

それと午前中にもございましたように、本件について、今後、ミラノ国際博覧会に参加する地方公共団体、あるいは各種団体に対しては説明会開催しますというふうな認識を持っておりましたし、今もそういうふうな認識を持っております。

○8番禰占通男議員 今回の万博への参加については、この水産庁長官の通知が来ていると思うんですよ。参加についての事細かな、どうしなさい、あしなさい、いつ出しなさいというのは。そういうのは御存じだったんですか。

○下山忠志水産商工課長 全然そこは私どもは、聞いてもおりませんし、知ってもおりませんけ

れども、あくまでも参加者といたしますと、イベントとして5日間のイベントで参加される主催者の本場の本物推進委員会のほうに、例えばその説明会も依頼もあったでしょうし、そちらのほうにいつているのではないかなというふうに考えております。

○8番 禰占通男議員 それでは事業者側との本場本物の推進会、そこら辺の打ち合わせというのは、出発するまで何回ぐらいの打ち合わせとかなんか行っているんですかね。

○下山 忠志水産商工課長 回数までは私ども把握しておりませんが、何回かされたというふうには聞いております。

○8番 禰占通男議員 私がもらった資料によりますと、再三、担当省から催告をされたみたいですが、そういった中で、この事業者側が対応できなければ、この事業者にかわってまた行政が手助けというのは考えられなかったんですかね。

○下山 忠志水産商工課長 あくまでもミラノ万博を主催する日本側の農水あるいは経済産業省、それから日本館運営の委員会、その下にレストランでありますとか、イベントステージでありますとかそういう、イベントステージにつきましても10月までありますけれども、その間の5月の12日スタートから5日間のその間と……、本場の本物推進会がされたわけですので、その辺とのやりとりがあったというふうなかたちで認識しておりますので、行政といたしましては、その協議の中で進められたというふうなかたちで考えております。

○8番 禰占通男議員 今回の向こうでのかつおぶし等の宣伝、そういうことのパフォーマンス等、午前中からも申して答弁してはいますが、考えてみれば鹿児島県でするイベント、枕崎市でするイベントとは格が違いますよ。

そこに、許可なく持ち込まれているわけですから、そういった場合、ミラノに参加している関係団体、これに迷惑が及ぶということは考えなかったんですか。

○下山 忠志水産商工課長 迷惑云々というようなことではなくて、このイベントをするに当たり、本場の本物推進委員会とそれから加工組合のほうで進め方について、随時協議をされて進められたというふうなかたちで聞いておりますので、迷惑になった云々というふうなことは認識は持っておりません。

○8番 禰占通男議員 5番目の質問ですが、この焼津市のかつおぶしが日本代表の食材として採用されたのはどうしてなのかをお伺いいたします。

○下山 忠志水産商工課長 焼津市のかつおぶしのことについてでございますけれども、新聞記事には掲載されていることは承知いたしております。

しかしながら、具体的にどのような内容かということについては、把握しておりませんのでお答えできません。

○8番 禰占通男議員 この焼津というか静岡県ですよね、これは、2015年4月6日に静岡県と4市1団体に農林水産省から万博日本館の旗が寄贈されているということを御存じでしたか。

○下山 忠志水産商工課長 承知しておりません。

○8番 禰占通男議員 やはりこれは県と……、取り巻く市町村との協力関係ですよね。

ここに一つ、この島田茶業協同組合、やはりここもありますよ。やはり水産だけじゃなくてやはり農業もひっくるめて協力しているんですよ。もううらやましい限りですよ、こういうのは。

そして、あと焼津市の会社は平成14年5月にHACCPの認証を受けています。それは御存じだと思うんですけど、それに引きかえて私が一番驚いたのは、1300年前の古事記の記述どおりにかつおぶしを……、当時の製法に可能な限り近づけて再現したともあります。

私はこの努力というのはものすごく必要と思うんですよ。将来的にこれがどのように役立つかわかりませんが、こういう活躍があったからこそ、やはりこの万博の食材として認められたのではなからうかと思ってるんですけど、そういうことについての御意見はお願いいたします。

○下山 忠志水産商工課長 EUのベンズピレンの話をもとにされているのかと思いますけれども、

このことについては輸出基準について、全員協議会でも、私も答弁しましたけれども、関係業界と国の間で今後論議をされるものだというふうに認識をしておりますけれども、その基準のことについては、現在、枕崎フランスかつおぶしがフランスで進出をして工場建設の準備を進めておりますけれども、フランス政府にその建築の申請をするに当たって、EU基準のベンゾピレンの基準をクリアしないと出せない、申請が出せないというふうな状況でございましたけれども、3月議会のときに私答弁いたしましたけれども、そういう製法を研究をした上で、その基準をクリアしてフランス政府のほうに申請がなされているというふうなことでございますので、そのEUに対するかつおぶしの普及といいますのは、そういう方法でクリアされていくのかなというふうなかたちで考えております。

○8番 禰占通男議員 この問題に対して大学関係も協力しているっていうことで、私はほんとうらやましいですよ。

我々の県には、水産学部もあることですし、いろんなことができるんじゃないかならうかと思えますけど、やはり、朝もありましたように産学官という言葉も出てきましたが、やはりそれはお願いするところをお願いして、やはり教を請うところには請うたほうがいいのではなからうかと思っております。

6番目の質問にまいりますけど、5月11日に、朝もありましたけど、市長、組合長、国会議員の訪欧がなされない旨の報告がありましたが、今、約40分ぐらいかけて課長等にいろいろ質問をしてまいりましたけど、この持ち込めない結果がわかっていることではなかったのかと私一人の考えだったんでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○下山 忠志水産商工課長 市長が訪欧取りやめを決断されたのが、渡航手続期限の4月8日の前日、4月7日でございます。それから国会議員が訪欧取りやめを決断されたのが、渡航手続期限に迫るに4月当初であります。水産加工業協同組合長については、4月12日の県議会議員選挙が終了して間もなく訪欧取りやめを決断されております。

これに対して、先ほどから申しますように、これに対してミラノ博にかつおぶしを持ち込まないでほしいとする水産庁からの枕崎水産加工業協同組合へ連絡があったのが、ミラノ博でイベント開催予定日5月12日の直前、5月11日であるというふうに認識しております。議員が御指摘のことには当たらないというふうなことで考えております。

○8番 禰占通男議員 結局、最初に思っていたことが実行にかなわなくて、朝、副市長の答弁もありましたけど、今回は持ち込んでいけないものを持ち込んだということで、私は本当に危惧しております。

何でかという、先ほど幹事省のことについても聞きましたけど、この本市の農林水産業、経済産業、国土交通関係、これは全部万博に関係している省ですよ。そして、これについてのインフラ全般を含めてですけど、将来的には汚点を残す、簡単に言えば補助金・交付金等にも私は響いてくるのではなからうかと、素人の浅ましさとするかそこら辺まで思っております。

であればですよ、早急に何らかの対策は、とらなくていいのかどうかをお伺ひいたします。

○下山 忠志水産商工課長 議員御指摘の今回のことで国の関係省庁からのいろんな影響があるのではないかというふうな質問でございますけれども、私どもといたしましては、あくまでもミラノ博でPRするに当たり、かつおぶしのパフォーマンス、PRするために持ち込んで行って最終的に……、まとめられて持ち込んで行って、最終的に水産庁のほうから会場へ持ち込まないでくださいという通知があったということでございますので、そこがすぐその今後の補助事業とかそういうものに影響するかというふうなことで考えますと、私どもはそういうふうなかたちでは認識しておりません。

○8番 禰占通男議員 県への対応というのは、何かなされたんですか。今回のその出展がかなわなかったということについては。

○神園信二企画調整課長 訪問団の派遣につきましては、今回の地方創生の交付金が原資になっております。これは、旅費ということでございます。訪問団の派遣については、枕崎市が事業主体、ミラノへの出品というのは、これは加工組合が取り組んだという事業でございます。

で、今回の経過につきましては、旅費の原資となりました部分につきましては、県の担当される担当課のほうに、このような経過でございましたというふうな御報告をしておりますけれども、旅費についての交付金の返納に当たるような事例ではないと。実際、訪問団が行ってPRをして大成功で帰ってきているので大丈夫ですと。あと、7月にまたフランスから訪問団がお見えになりますので、その対応はしっかりしてくださいというふうなアドバイスまでいただいているところでございます。

○8番禰占通男議員 質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時8分 休憩

午後2時16分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 皆さん、こんにちは。

改選後初の一般質問となります。

この日本共産党の議席を守っていただき、こうして一般質問に立てること心から感謝いたします。今回、大先輩であります牧さんが勇退されまして、牧さんがここに築いてこられた日本共産党の貴重な議席でもあります。

早いもので、私が枕崎に移り住んで36年になりますが、当時は、夜になると街灯もなく真っ暗で懐中電灯が必要でした。また、家の前を通る小学生の子供たちが「何でもかんでも反対共産党」と大声で叫んでいるのを聞いて、私はもう何十年も昔に引き戻されたような気がしていましたが、ある日集落の会合に出席したときに、農協の役員をされていましたが、もうお亡くなりになりましたが、中原秀雄さんがみんなの前で、「この世で東の開聞岳から太陽が上ると、共産党の牧さんが言うことには間違いがない」と言われて、これにはびっくりしました。

これは、牧さんが議会で、この行政に厳しいチェックを入れ、住民にとってよくないことには1人でも反対を貫き通す。この日本共産党の旗を掲げ、意気盛んに活動し、住民の皆さんから信頼されているからだと思いました。

そして、11期44年間という長きにわたって議員活動を続けてこられたこと、それが本市の発展にもつながり大きな貢献をされてきたことは、多くの方がお認めになることと思います。

私は、住民の福祉と暮らしを、そして平和を守る立場から一般質問をしてみたいです。

今回、選挙を通して市民の方からさまざまな要望や御意見をいただきました。そして、たくさんのお会いがありました。

あるところで、サッカー少年たちが練習を中断して駆け寄ってきて、握手、握手とみんなが手を差し伸べ「頑張ってください」と声援を送ってくれたかと思うと、1人の少年が「ちょっと待って」と走り去って何かを握ってきました。「はい、これで頑張ってください」とあめ玉1つ渡されました。きっと大事なあめ玉だったんでしょう。

また後日、まちの中でサッカーボールを抱えた少年たちとぼったり、すると「あっ、受かったの」と、私も思わず「うん、受かったよ。これから頑張るからね」と見ず知らずの少年たちですが、心がほっとする出会いでした。

そして、頭をよぎるのは、憲法9条を破壊する戦争法案です。この子たちの未来のためにも、こんな恐ろしい法案を通すわけにはいきません。この戦争法案によって真っ先に犠牲にされるの

は、未来ある若者です。

志位委員長は、国会質問で若者が殺し殺されかねない危険性を浮き彫りにしながら、若者を戦場に送るわけにはいかないと追及しました。

安倍首相はこの追及を受け、これまで行けなかった戦闘地域にまで自衛隊を送り、米軍を支援すること、そして攻撃されたら武器を使って反撃することを認めました。これは憲法が禁じた武力行使そのものであり、自衛隊員をさらに過酷な状況へと追い込むものです。

非戦闘地域での活動とされたイラクやインド洋でのこれまでの活動でも、いつ攻撃されるかわからない状況のもとで多くの隊員が心の不調を来して、54人もが帰国後みずから命を絶ちました。

戦争法案が強行され、戦闘地域でも活動するようになれば、殺し、殺される危険性は格段に高まって、多くの隊員が犠牲になることはわかりきっていることです。若い自衛隊員から「災害救助にあこがれて入ったのに……、人殺しはしたくない」との痛切な訴えが寄せられているのは当然です。

志位委員長の国会質問では、アメリカの無法な戦争に一度も反対したことがない自民党政治の対米従属ぶりが浮き彫りになりました。安倍首相が進める戦争法案は、日本がアメリカと一緒に海外で戦争できる国へと大転換し、一層危険な対米従属の道に踏み込むものです。こうした政治に若者の未来を託すことはできません。

戦後の日本を根本から変えて、自衛隊の活動を拡大させるような戦争法案が、このように明らかになったからには、本市としても市民の暮らしと平和を守るために、憲法9条を根底から破壊してしまうような法案は廃案にすべきと考えますが、まず、市長の見解をお聞きします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 5月26日に衆議院本会議で審議入りした自衛隊法改正案など10本の改正法案を一括した平和安全法制整備法案と新法の国際平和と支援法案の2本からなる安全保障関連法案につきましては、今、国会でも議論の真っ最中ですので、今後の審議の推移を見守りたいと思っております。

○12番豊留榮子議員 前回、1年前になりますが、この法案が出始めたころ、やはりこのような質問をしたら、同じような答弁をされました、市長は。

でも、あのときと事情は違いますよね。もう今回は既にこの法案を出して、先日は憲法審査会で参考人の憲法学者が3人そろって、この集団的行使を可能にするのは、戦争法案について、憲法に違反するとの認識を示されました。

市長も御存じかと思いますが、この参考人は、審査会幹事会で各党が協議して決めたもので、与党も含めて合意した参考人全員が、これ、憲法に違反していると判断を示しております。戦争法案の違憲性がより鮮明になったところです。

神園市長にお聞きしますが、この戦争の放棄と戦力を持たないことを定めたこの憲法9条は、変えたほうが良いとお考えなんでしょうか。

○神園征市長 憲法論議につきましてはの考え方は、この場では避けたいと思います。

○12番豊留榮子議員 以前……、2年になりますか、南日本新聞が憲法アンケートというのを各市長にされたことがあったと思うんですが、そのとき市長は、どう答えたか覚えていらっしゃいますか。

○神園征市長 覚えております。豊留さんも覚えてらっしゃるからそういう質問をなさるんですけども、今この場での議論は避けたいと思います。

○12番豊留榮子議員 もう、待たなしの重要な時期に入ってますよね、この自衛隊の行使。共産党は平和、首相は安全法案とか言っていますが、これはもうまさに戦争法案そのものであって、みんなが口をそろえて言ってますよね。

こういうときに共産党は、こんなことばっかし言うと、国政のことばっかし共産党は言っておっしゃいますけれども、国政があつての地方自治でありますし、それを、ただ指をくわえてそうだそうだと言うのじゃ、ちょっとあんまり無責任だと思うんですね。

だから市としても、どういう態度でその国政に声を上げていくのかという、そういう考えもあっていいかと思うんです。

市長はお答えになりませんでしたけれども、その憲法9条に関しては、必要があれば変えなければならないというふうに、答えてらしたと思うんですね。違いますでしょうか。（「今の質問は」と言う者あり）

どちらかといえば変えることに賛成であるというふうに答えてらしたと思うんですけども、アンケートにですね。

○神園征市長 憲法全体が云々ではなくてですね、私は、憲法前文に国語上の間違いがあるところ思っておりますので、そういったものは早く正しておいたほうがいいと、こういうふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 市長ね、この法案に関しては、本当に自衛隊員の方たち、この法案が決まればもうそれに、国の方針に従うしかないっておっしゃりながらも、これ法案が通れば、自衛隊員をやめていく人が多くなるだろうとおっしゃってますよね。

また、私も自衛隊に行っている子供たちをたくさん知っていますけれども、先ほども言いましたが、自分たちはその救助活動ができるということに誇りを感じてやっているって言うんですよね。それを戦争に駆り出させるような、こういう法案をつくったらいかんとするんですよ。

市長の周りにも、その自衛隊員の方はいらっしゃるかと思っておりますけれども、そういう点はどうか考えますか。

○神園征市長 戦争に賛成しているわけではありません。戦争にはあくまでもやめてほしいと。戦争に至らないような努力をしなければならないところ思っております。

○12番豊留榮子議員 ですよ。ぜひその方向で国政に向けて声を発してください。このままいったら本当に……、このすぐに憲法改正ということにはならないでしょうけれども、重大なことになります。

先ほども言いましたけれども、自衛隊員の方たちは、ほんと救助活動をするために自分たちは自衛隊に入った、国を守るために自衛隊に入ったって言っています。

ところが、イランやイラクに行って帰ってきた後、自殺者が続々と出ているという、そういう現場を後ろから見ていただいても耐えられなくなったんだと思います。このことは、強く市長に要望しておきます。

次に、先ほどからずっと問題視されていますミラノの件ですがね、私はこの交付金の活用についてお尋ねしたいと思うんです。

今回、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金実施計画、これがふるさと特産品の新展開・新技術のチャレンジ事業として、フランスのブルターニュ地方コンカルノーやミラノ万博において、このかつおぶしの宣伝をするということでありました。

現実的には、このかつおぶしの焦げがだめということで、持ち込めなかったのですが、例えばこの件に限らずですね、その交付金の活用ですとか利用なんですけれども、これは、事業をやるという人が市に提案を持ちかけてくるのか、また、市のほうがこういう交付金がありますよ、使いませんかって言って、目ぼしい業者さんとか市民の方に提案するのか、その辺のところを教えてください。

○神園信二企画調整課長 議員のお尋ねのどちらが提案するのかというお答え申し上げます前に、実際、市の派遣団はかつおぶしのPRを行っております。

焦げが……、今、質問の中では、焦げ成分が問題視され持ち見込めなかったと報道されている

というふうなお話ですと、全くPRができなかったというふうな聞こえ方をしますので、先日の全協でも業界の皆さんがお話ししましたとおり、パンフレットも手配りをしましたと、かつおぶしの紹介です、DVDも流して、しっかりかつおぶしのPRはしましたというふうな御報告されています。その辺のところは御理解いただきたいと思います。

交付金の活用についてのお話でございますが、今回の交付金の実施計画を立案するに当たりまして、実は1月中旬にこの交付金額についての県の電話連絡があって、ようやく各自治体がスタートできるという体制になりました。

で、2月下旬には、県との実施計画下協議を始めなければならないということで、実質1カ月しかその事業検討期間が設けられてないという非常に窮屈な、国の都合だったんですけども、窮屈なスケジュール設定で、通常の交付金事業の段取りとは特別に異なる取り扱いでございました。

そのような事情によりまして、各課に急々に事業検討を進めてもらいましたけれども、各課の事業検討期間としては、実質1週間程度しか時間が設定できないというふうなスケジュールでございます。で、各課もまた事業計画立案に非常に苦勞をしたものと考えております。

このような状況を背景に、実際に各課から実施要望があった事業につきましては、ふだん各課が関係団体、各業界、それから市民の皆さんなどから、こういう事業が欲しいねという要望などをいただいているものの、適当な補助金・交付金事業などの対象とはならないために財源確保に苦慮していた事業、こういうものを実施したいという要望、それから、本年度の当初予算案にはもう組み込まれておりましたけれども、その全額を一般財源で賄う予定であったものが主となっております。

平成28年度以降の交付金の姿につきましては、現時点で予算規模、自治体への配分方法、それから交付金で実施できる事業の要綱・要領、何ら国からまだ示されてございません。

この段階で広く市民の皆さんに、その交付金をどのように使いましょうかというふうな提案を求めたとしましても、今後国が示す交付金で実施できる事業の要綱・要領、こういうものと市民の皆さんが希望した事業が、食い違った場合、事業実施ができないということで結果的に市民の皆さんの不満、こういう事業を欲しいと言ったのに市はしてくれないと。でも、国はだめだよと言っているというふうな事態になると思いますので、市民の皆さんの不満を高めるばかりであろうというふうな考えております。

各課におきましては、日ごろから各団体、業界、市民の皆さんの意見も聞いて、さまざまなやりたい事業、こういうものを抱えているところですけれども、同じく議員の皆さんも、それぞれ精通する各関係団体、業界、そして市民の皆さんの御要望をお聞きのことと思いますので、各課にその要望をお伝えいただきますとともに、希望する事業の概要等について各課の担当に御相談・御連絡をいただければ大変ありがたいと、これを踏まえて検討をしたいと考えております。

なお、26年度補正、今現在使っております先行型等々の事業でございますが、この交付金の対象となる事業につきましては、国が従来行っている補助事業、交付金事業と同じ内容の事業に充当してはなりません。

それから建物建設、建物の改修等のハード事業、それから祝い金支給等のいわゆるばらまきと言われるような事業には充当してはならないという通達が出されていること等を考えあわせますと、いろんな要望をいただいたとしても、すべての要望に沿いかねる場合もあるということは、御承知おきをいただきたいと思っております。

○12番豊留榮子議員 今回は準備する段階が短かったということなんですけれども、先日、全員協議会に業界の方がお忙しい中、来ていただいたんですけれども、その中で出席された方が、自分たちは2年前から計画をして準備をしてきたんだということを強調されておられました。

だからふと、あれ、この交付金って、この人たちは本当は要らなかったのかな、市が押しつけ

たのかなと思ったんですが、その点はどうなんですか。

○神園信二企画調整課長 今回の市の訪問団の事業と申しますのは、この訪問団を業界の皆さんとともにヨーロッパに派遣して、さきの議会にも提出しました事業概要の事業を、PRの内容を行うことで、本市の水産業の振興を図ろうというふうな考え方で議会のほうにも御提案を申し上げまして、議会も御了解いただいて議決されて旅費の支給と、訪問団の渡航というふうなかたちになったわけでございます。

先日の全員協議会での団体の皆さんの発言につきましては、私も傍聴しておりましたが、議員おっしゃるとおり、今回のミラノ博へのかつおぶし出品は、ずっと業界が準備を進めてきたんだと、その中で、業界内で積み立てもして準備をしてましたと。

で、その業界の取り組みを知った市が、業界は頑張っているなど認めてくれて、交付金による訪問団の派遣を計画してくれたと、市の訪問団の派遣については、市と市議会がそういうことで、水産業振興というところで認めて決めてくれたものと思っていると、大変ありがたかったというふうなことも、たしか、私も傍聴しておりましたが、ありがたかったということで総括されてらっしゃったと。

で、市の訪問団の派遣事業のいわゆるPRの部分ですね、こちらのほうについては、ほかに随行をした、このたぶん積み立ての中で、自費で随行された方々が8名いらっしゃいましたので、その方々の旅費に充当されたのかなと思っておりますけれども、市の訪問団の派遣というのは、訪問団を編成をして、その訪問団の一員になっていただけませんかということをお願いして了解いたしましたというところで、旅費を負担する義務が出ますので、この旅費については出しておりますけれども、そのほかに積み立てをされた分については、随行された自費の、業界の皆様が一緒に行かれたというふうなかたちだと思います。

○12番豊留榮子議員 なかなか私たちは、この交付金の活用の仕方ですとか、それがなかなか我々もわからないですが、市民の方たちっていうのは特にわからないと思うんですね。

これは本当に今後、市民の方が利用しやすいようなことで、いろいろ何か確定してきましたらね、ぜひ公表していただいて募集を募っていただきたいと思います。要望しておきます。

次に、市内の危険箇所の総点検についてなんですけれども、今回のこの少女の死は、余りにも痛ましくて御遺族の悲しみも増すばかりかと思えます。本当に心から御冥福をお祈りしたいと思います。

今回、新聞報道によります女の子が遊んでいたとされる側溝は、なぜ今までふたの取りつけをしてこなかったのか。またこれまでに子供に限らず転落事故などなかったのでしょうか。まずお聞きします。

○依積田清文建設課長 全員協議会でも説明いたしまして、また午前中にも説明いたしましたが、幅員が4メートル、5メートルの路線を優先して今まで蓋版の設置をしてきております。

この路線は幅員が6メートルであり、当面の計画はなかったところであります。また、過去における転落事故の情報もなかったところでございます。

○12番豊留榮子議員 今まで事故もなかったということですが、結構長い距離ふたがないですよ。今、目撃情報のあった場所っていうのは確定されているようなんですけども、長い間ふたのないその放置されたこの側溝は、今まで本当に公民館ですとか、住民の方からふたをしてほしいという要望はなかったんでしょうか。

○依積田清文建設課長 現在まであの路線につきまして、ふたをしてほしいとか、危険であるとかという情報も我々には来ておりませんでした。

○12番豊留榮子議員 例えば、これは確定じゃありませんけれども、その少女が遊んでいたその側溝から少女が転落して流されたとすれば、とても危険な、見るからに危険な場所ということになりますよね。

これは市としては、危険箇所だという認識はされてこなかったのでしょうか。

○**依積田清文建設課長** 市としては、そこがそういう危険な箇所であるという認識はございませんでした。

○**12番豊留榮子議員** でもこれは……、目撃情報だけの話になることですがけれども、実際にはほんと危険な箇所であったということですよ。

また今回、全協の中で側溝にふたのない箇所ですとかいろいろ出てきました。枕崎校区で側溝にふたのない箇所が18路線の564メートル、立神路線で8路線1,700メートル、桜山地区の5路線で489メートル、別府地区の3路線261メートル、合計34路線の総延長が3,014メートル。また、水路の間口転落危険箇所が枕崎校区で3路線で8カ所、そして立神校区が1路線で1カ所、桜山校区が5路線の6カ所で合計9路線の15カ所ということですが、このような危険箇所を、今後どのように改善していくのでしょうか、お聞きします。

○**依積田清文建設課長** これらの路線につきましては、学校から1キロ以内の区間を緊急で調査しておりまして、この結果でございます。

これにつきましては、学校でも調査を、危険箇所ということで上げておりますので、それらと調査結果を精査し、緊急性が高いと思われるところから優先的に実施していきたいと思っております。

○**12番豊留榮子議員** 例えば、今回転落されたのではないかとされているその箇所を先ほどの答弁の中でも、そこを、すぐふたをしていくということでしたけれども、その費用というのはどのくらいかかるんですか。

○**依積田清文建設課長** 両方の側溝をすべて新しい側溝にかえて、もちろんふたもつけていきます。そして舗装面も改修していくということで、約140メートルほどを計画してるんですが、今のところは正確な数字でございませんが、1,600万から2,000万近くまで、これにつきましては、それに接続する路線もある程度含まれてきますので、そういう大きな額になるようでございます。

○**12番豊留榮子議員** 結構かかるもんですね。

今まで側溝のふたが余っていた時期がありましたよね、今、その余ってる側溝のふたってというのはないんですか。

○**依積田清文建設課長** 側溝が……、今現在の側溝に合えばいいんですが、余っていた部分が昔の型であったり、古いものについてはもう処分したり、それと昔の製品につきましては、今、市内の中でも古い街路がありますけど、その街路のふた自体が今もう壊れてきているというような状況でありまして、新しいふたが残った場合には、我々は保存して、それを再利用しているところがございます。

○**12番豊留榮子議員** この事故があってから、住民の方から電話がありまして、立神小学校の通学路の安全マップにも示されているんですけども、この226号線からこのヤマダ電器を右折、そして自動車学校の交差点までは、この歩道もあって側溝にふたもあるんですが、その先に歩道がなくて交通量がとても多いので、ここに両側の側溝のふたをつけてほしいという要望なんですけれども、歩道も欲しいということなんですけど、こういう交通量も多いので、大変、歩いてる人は危険な思いをしているということなんです。

これは早急な手当が必要ではないかと思うんですが、ここはどうでしょうか。

○**依積田清文建設課長** この路線につきましては、昨年度から蓋版設置を始めておりまして、今年度も実施する計画でございます。

○**12番豊留榮子議員** いつから実施されるんですか。予算はどのくらいでしょう。

○**依積田清文建設課長** 今年度中には、行いたいと思っております。

それで予算につきまして、まだ設計が上がっておりませんので、幾らということは申し上げることはできません。

○12番豊留榮子議員 こうしてマップをもらいましたけれども、こう見てみて主なところを私も回ってみましたけれども、まだ、これ歩いていたら危険だなと思うようなところが本当たくさんありました。

これは教育委員会としては、各学校のこの安全マップが注意すべき場所などを示しているんですけども、この子供の通学路の安全を確保するためにどのようなことを考えているのかお聞かせください。

○米盛基保健体育課長 女子児童が通っていた小学校におきましては、事故後、地域担当教諭と児童が通学路の危険箇所等の確認をしながら集団下校しております。

また昨日は、日曜参観ということで、登校時・下校時に児童と保護者が安全点検をしながら、一緒に通学路を歩いて、親子で安全確認を行ったところです。また、市内全小・中学校に対しましても、児童・生徒一人一人の通学の再確認をお願いしたところでございます。

自分の命は自分で守るという観点、これを各学校において、これまで以上に発達段階に応じた危険予知トレーニング、危険回避能力を養い、子供自身が安全に気をつけ、自分の命を守るという意識の育成に取り組んでまいりたいと思っております。

○12番豊留榮子議員 先ほども言われてましたけども、東北の大震災で自分の身は自分で守るということで、てんでんこで逃げるという教育をずっとされてきたという学校、ほんとすばらしいと思いますよね。あれは絶対、どこでも実践していかなきゃいけないことじゃないかなと思いますね。枕崎においてもそのてんでんこで逃げるとい、でもあれはもう大変な訓練を積んできた学校でしたよね、一丸となって。

やっぱりそういう経験ですとか、訓練ですとかってというのは、本当に必要じゃないかなと思いますね。ここは、枕崎は台風も来ますし、また、地震が起きたらどうしようとか、津波が、どうしようとかって心配もあります。

一つは、子供の安全対策はもちろんしなきゃなりません。対策はした上でその危険な場所、危険が迫ったときに子供たちがどんな対応を、危険能力をその場で発揮して活動できるというそういう能力もつけさせないといけないと思うんですね。

我々が小さいころは、危険な箇所だらけでしたから、自分たちでけがもしながら、いろいろしながらこれをして危ないんだとか、ここに行ったら危険なんだという能力っていうのは、自然と養われてきたんですよね。

でも、今は本当にけがをさせてはいけない、事故に遭わせてはいけないっていうんで、社会全体が守りの態勢に入ってますよね。だから、そういう危険な体験というのは、子供たちも今しようとしないうし、できなくなっています。

ですから、この安全指導っていうのは、本当に体験させちゃいけないし、疑似体験は必要ですけども、そういうことをどのように考えているのかお尋ねします。

○米盛基保健体育課長 今回のことでなんですけども、地震とか、津波とかこういうことに対しての避難訓練を毎回やっている学校もございます。集団下校、そういうことも考えているところもございます。ですが、今回のことに関しましては、まことに残念なことだったなと考えております。

一つですね、保護者にマップをお願いして、長年自分のところに住んでるわけですので、自分の地域の危険箇所を一番知っているのは親じゃないかということで、親をお願いをして、その危険マップに記録をして学校に提出していただいた経緯もございます。

そういうことで、今、外遊びの少ない子供たちにどうやって危険回避をさせるかということで、先ほども言いましたけれども、危険予知トレーニング、例えば、「今、階段に乗っています。今から危ないことはどういうことでしょうか」というような発達段階においた、危険予知トレーニングというのをどんどんやっていかなければならないかと考えております。

また、実際、自分が危険なところに出会った場合、そっからすぐ逃げる。そういう態度、それが育成できればなど考えているところでございます。

○神園征市長 今の件に関連してですね、一つ事例を上げたいと思いますが、その小3の女の子がああいう事故に遭って、一生懸命捜索とかなんかしてるときに、立神校区の住民の方から電話がありました。

通学路じゃないんだけど、学校からの帰り道に河川がある。これは馬追川のことです。で、馬追橋に至るその河川の堤をですね、小学生が歩きながら、そこから石を投げて何したりして遊んでいると。非常に危険だから、あそこの堤に防護さくかなんかできなのかといったような声でした。

私はすぐ建設課長にも電話をしまして、一緒に現場を見に行きましたけれども、そこについては、地区の公民館長から建設課長にもまた連絡があったそうで、建設課長が県のほうに防護さくができないのかと、そういったことを問い合わせをしたりした後でしたので、これは、建設課長からどういう結論だったかというのは、また報告してもらいますけれども、そのことをもって学校に寄りましてですね、校長先生にそれをお伝えいたしました。

こういう、地域住民からこういったことがありましたと。通学路じゃないんだから、通学路以外のところを通して、やっぱりそういった子供たちは危険な場所を通っていますよと。ぜひ、これは学校とかですね、地域住民のほうで十分気をつけて、子供たちを教えてもらわないと困りますと。立神中学校のほうにも、その旨を伝えてくださいとお願いをしてみました。

その後で、教育委員会のほうにも行って教育委員会にも伝えたんですが、そのときに教育委員会のほうからは、両学校の校長先生がそこを、現場を見に行ったらと、見に行ったらその小学生が、言われたとおり、堤のところを通りながら石を投げたりして遊んでいるところだったといったようなこともあります。

ですから、どこにどういう危険が潜んでいるかわからないわけでありますから、これは、行政はもちろんですけども、地域の住民も一体となってですね、気をつけなければいけないと思います。防護さくについては、建設課長のほうから説明させます。

○俵積田清文建設課長 今、市長が申されましたように、防護さくにつきまして、事前に私のほうで県のほうに確認をしております。

県のほうによりますと、その区間につきましては河川の管理道路であり、そこを通行すること自体が勧められないというようなことで、そして河川には防護さくとかそういうことは、河川管理上できませんというようなことで回答がありましたので、公民館長とそこの方々にもそういうふうにお伝えいたしました。

○12番豊留榮子議員 そうですね、ほんと危険な箇所というのはたくさんあるんだと思います。このことはですね、これから市の側溝の安全ですとか、管理、その点検、これは嚴重に、これは市の責任としてやっていかなきゃいけないことだと思うんですけども、そういう体制というのはとっておられますか。

○久木田敏副市長 今回の事故を受けてということでもないんですが、以前から、けさほどから建設課長が答弁しておりますように、その危険箇所等と思われるような場所についても年次的に整備をしてきております。

今回の、通してですね、教育委員会のほうとも、また危険箇所の、そういう安全マップ等々についても整備してもらっておりますので、そこら辺は連携をさらに強めて、また対策をとっていききたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 人の命がかかっていることですので、これは嚴重にその対策をとっていただきたいと思います。

今後その責任問題とかも問われてくるのではないかなという気もいたしますので、どうか今後

の見通しをよろしく願いしておきます。

次に、三島航路の運航についてお聞きいたします。

現在、三島村と鹿児島市を結ぶ村営の船が週3便を限度に運航されているようですが、国土交通省は、10月からこれを拡充することを許可したといえます。

このことは、国会の質問で本土との定期航路の増便を求めていた日本共産党の塩川鉄也議員に対して、5月25日同省海事局の新垣課長が報告したといえます。

この10月から、このうち月1便、黒島と枕崎市を結ぶ航路がふえることとなります。

塩川氏は3月6日の衆議院予算委員会で、三島村の住民が急病時などの不安を抱えていることを紹介して、本土と村を結ぶ航路の1日1便の運航をとという村の要望にこたえるべきだとして、また、離島を抱える自治体でつくる全国離島振興協議会が、離島航路を海の国道と位置づけ、全航路への支援の抜本拡充を要望していることを示し、国の補助を充実させるよう求めました。

これに対して太田国交相は、離島の方たちの利便性を獲得することは大変重要とし、できるだけ要望に従いたいと答えました。

本市としては、今後どのような対応をしていくのか、まずお聞きいたします。

○神園信二企画調整課長 お尋ねの三島航路の枕崎延伸実現というところにつきましては、枕崎市、それから三島村、鹿児島県、九州運輸局がメンバーとなっております三島村新交通ネットワーク協議会というところで検討を重ねながら、さまざまな経過をたどって、今日の運びということになったところです。

平成21年からこの協議会での検討が始まりましたけれども、実は、平成25年に三島村の前の村長さん、こちらが特に市長との面談を求められて、本市のほうまでお見えになっております。

応接室で対応したんですけれども、その応接室の場で、枕崎航路が本格航路となった場合、みしま丸の枕崎延伸で生じる運航赤字の相当部分を、枕崎市に負担していただきたいという申し入れがされたところです。この申し入れにつきましては、この協議会の会長あいさつ、三島村の村長さん、前村長さんがしておりましたので、その中でも述べられております。

この時点で、枕崎航路が本格航路になった場合の枕崎延伸分の赤字というのが、当時、最低で7,000万円から8,000万円以上に上ることがこの協議会で予想されておりましたため、市長は、黒島流れなどの歴史背景を考え、みしま丸の枕崎延伸を希望する皆さんのお気持ちは理解するものの、その運航赤字の相当部分を枕崎市が負担することはできないとしまして、本市の協力体制も慎重なものとなったところでございます。

ちょうどこのころ、みしま丸の誘致をしていらっしゃる民間の団体の方々が、一生懸命声を上げて、みしま丸、三島村のヨットレースも受け入れるべきだというふうな議論もされましたけれども、このような経過がございまして、当局のほうは非常に慎重な動きになったということで、苦しい時期がございました。

その後、今の村長、村長さんかわっていらっしゃいますので、現村長が就任した後、数カ月しまして、また市長に面談を求められております。これも本市の応接室で対応しておりますけれども、みしま丸の枕崎延伸で生じる運航赤字について、枕崎市に負担を求めることはないという考え方を、村長さんかわられまして初めて示されました。これもさきの協議会の中で、会長さんごあいさつの中ではっきり言われております。

この発言を受けまして、本市も一時慎重になっておりましたけれども、以前に増して枕崎延伸についての協力体制をしきまして、この協議会で検討を重ねた結果、10月から三島・枕崎間の一般旅客路線として、国から航路許可というところが出たところでございます。

今後、みしま丸の枕崎漁港東側岸壁の使用について、現在使用しております砂利・鉱石の運搬船がございしますが、こちらとの利用調整、それから三島村のほうで東側の岸壁であれば給水施設が欲しいと、それとみしま丸用の仮設のターミナルの整備が欲しいというふうなことを申されて

おりますので、これらの整備が考えられますが、これにつきましては、三島村はもちろんのこと枕崎漁港の管理者でございます鹿児島県当局、それから出入港等の運用を行う本市との間で施設整備に係る負担協議が行われるというふうな運びになります。

それから三島村村民の方の病院受診とか、買い物等の、入港後の利便性の確保というところも出てくるんですけれども、これにつきましては、三島村が主体的に取り組みますということで、今、試験運航で入ってきている分についても、村のチャーターするバスで運んでいらっしゃるようでも、本市としても、可能な限りの協力は行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○12番豊留榮子議員 しんぶんの赤旗なんですけど、6月2日付にですね、この三島村の大山辰夫村長さんの話が載っていました。

紹介しますと、「航路拡充は村民の悲願で、今回の枕崎への新航路事業認定は、村民も喜んでます。離島と本土を結ぶ航路は、生活物資の輸送をはじめ医療、教育など島民の生活にかかわる必要不可欠なものです。今は便数が少ないために必要であってもすぐに病院に行けない、本土の身内に不幸があっても、通夜や葬儀に間に合わない状況です。道があれば当たり前のようにできることが、島民は船がなければできないのです。私たちは現在、週3回の便をすべて枕崎までつなげて往復させることで、週6日は島民が本土へ向かうことができるようにすることを目指しております。今回の認定は、それに向けた一歩です。国は離島航路を国道と位置づけて、支援を拡充していただきたいと思っています」と語っておられます。

私たちは、車がない日常生活に不便を感じますが、島の方々は船ですから、これは自分で操縦するわけにはいきませんし、本当に不便を感じていることと思います。

この三島航路の運航は、島の人たちの生活を守るためにも、この定期航路は必要でしょうし、本市にとってもですね、このまちが活性化されるんじゃないかと思えますし、これは三島村と一緒にあって、積極的に県への働きかけをすべきではないかと考えますがどうでしょうか。

○神園信二企画調整課長 議員のおっしゃるとおりでございます。今現在、先日の新聞で報道されました、10月から月1便というのがですね、いわゆる一般旅客路線という位置づけでございます。いわゆる普通の旅客船のコースができました、それに認めますというお話であります。

で、三島村さんが期待をしているのは、いわゆる枕崎でいいますと、赤字バスの国の補助がございまして、船についても同じような取り扱い、その国の補助路線というものがございまして。これが今現在、鹿児島と三島間の分にしか適用がされない。で、黒島から枕崎の分については、それは補助路線ではありません、ただ単なる一般の旅客船が通る航路を認証をただけですという言い方でございまして、三島村の皆さんの毎日1便体制というのを何とか実現するためには、本市、それから鹿児島県さんもそうですし、それらが一体となって、この新交通協議会の中でですね、早く、一刻も早くこの補助路線ということで認めていただかなければ、なかなか出てくる運航赤字というものの補てんの方法がなければ、島も1日1便体制というのは苦しいのかなと思いますので、そちらのほうに向けて努力をしたいと、一緒に県と村と市とあわせて努力をしたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 そうですね、赤字路線になってしまうと、今回の村長さんは、赤字の負担をしてくれとはおっしゃらなかったと言いますが、実際、これ島が抱え込んでしまうと大変なことになりますし、これはぜひ働きかけてほしいと思えますね。

それと塩川氏はですね、国交省の報告に対して「重要な前進です。住み続けられる離島をつくる上で、生活航路の確保は不可欠です」と語り、新航路を国の補助対象とすることや、さらなる拡充を求めています。現在、枕崎市は砂利運搬用の港を活用していますね、これが、ここをきちんとターミナルにするとしたら、どのくらいの費用がかかるものなんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 その辺の枕崎港、受け入れる側の岸壁の整備とか、仮設のターミナル

の整備につきましてはですね、三島村さん、欲しいですというお話はされますけれども、じゃあ具体的にどの程度の規模で、どういう能力のものをというふうに私どもからお尋ねをして、鹿児島県さんの管理の漁港ですので、早く鹿児島県さんとも協議をして、市も含めてですね、漁港の整備には市の分担金等出てまいりますので、どこがどういうふうな分担をするべきなのかという話し合いの場を早く設定してほしいということで、私どもも南薩振興局のほうに申し入れをしておりますし、島のほうは島のほうで鹿児島島の振興局のほうに申し入れをしていると。その場の設定を急がないと、その辺のところは数字が見えてまいらないというふうな状況でございますので、この動きについても急ぎたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 これはぜひ枕崎にとっても交流が深まればメリットも出てくると思いますし、これはぜひ海の国道ですか、これが認知されるように、ぜひ、枕崎としても頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時21分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 皆様、こんにちは。

通告に従って一般質問を行いたいと思います。

まず、5月15日、小学3年生の児童が亡くなられたことに対し、心より哀悼の意を表し、また、心より御冥福をお祈りいたします。

私は、今回の選挙に当たり地方創生を一生懸命頑張ることを市民に訴えてきました。

急激な人口減少を阻止し緩やかな人口減少を実現するために、今から数年間勝負の期間ではないかと思っております。

まち・ひと・しごと創生法において、国は、まち・ひと・しごと創生、長期ビジョンと総合戦略の全体像を示し、地方創生を推進するに当たり、地方自治体は、地方人口ビジョンと2019年までの5年間の地方版総合戦略を策定することになっております。

地方版総合戦略は、基本目標と基本的方向を設定し、かつ具体的な施策を設定することになっております。まず、地方における安定した雇用を創出する。2番目に、地方への新しいひとの流れをつくる。3番目に、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。4番目に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標が示されております。

まず、地方における安定した雇用を創出するにおいて、農林水産業の成長産業化、6次産業市場10兆円とあります。成長産業化の意味は何なのか、本市での6次産業の具体的事例はあるのか、まず質問いたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、農林水産業の成長産業化とありますが、これにつきましては、国は、5つの観点から取り組みを推進し、農林水産業の成長産業化を図る考えのようです。

具体的内容につきましては、担当課長が答弁いたします。

○真茅学農政課長 農林水産業の成長産業化についての国の取り組みの概略を述べますと、まず1点目は、農林水産業共通の取り組みとして、各分野が連携しオールジャパンで輸出体制の整備等日本の食文化や食産業の海外展開を推進する。

2点目、農業については、生産性の向上と耕作放棄地の発生防止や解消の推進、また、米については、平成30年度をめどに生産数量目標の配分に頼らない生産となるような取り組みを推進する。

3点目、林業については、森林資源の循環利用の推進、新たな合板等の普及に向けての取り組みや公共建築物の木造化の推進、木質バイオマスなど新たな木材需要の創出などのほか、林業担い手の育成・確保などにより、国産材の安定的供給体制の構築を推進する。

4点目、水産業については、持続可能な生産基盤維持のため漁業資源管理の高度化の推進、国産水産物需要拡大のための官民協働での消費者ニーズに合った商品の提供推進、水産加工施設のEU向けHACCP認定の加速化、燃油使用量の削減推進など収益性の高い操業・生産体制への転換を推進する。また、浜ごとに施設配置や役割分担・販路開拓等を定めた浜の活力再生プランの作成と実現。

5点目は、農林漁業・農山漁村の多面的機能の維持発展のための取り組みや鳥獣被害対策実施隊等による効率的な鳥害被害対策の推進。

以上、述べました5つの観点からの取り組みなどにより、2020年度までに6次産業の市場規模を10兆円に、農林水産物・食品の輸出額を1兆円に、国産材の供給量を3,900万立方メートルに、食用魚介類の生産量を442万トンに向上させようとするものであり、これらの取り組みを通して、農林水産業の成長産業化を図ろうとするものであります。

また、本市での6次産業の具体的事例としまして、農業における6次産業の具体的事例につきましては、農業と地元企業が連携した事例として、サツマイモと焼酎の例があり、本市の主要産業の一つになっております。

また、一部ではありますが、紅茶や緑茶において、生産から販売まで行っている事例がありません。

○下山忠志水産商工課長 水産業における6次産業の具体的事例につきましては、水産業と地元企業が連携した事例といたしまして、カツオ等の水産物と水産加工製品の例があり、これも農業と同様、本市の主要産業の一つになっております。

○4番城森史明議員 確かにですね、その要は、枕崎市はそういう意味では、6次産業化は、ある程度成熟したかたちになってるという理解でいいんですかね。そのときに、さらにその成長産業という意味でやろうとしたときに、その辺の、ほかの分野のですね、どういう方向性があるのか、6次産業におけるですね。まるで成熟した産業になってるわけですね、今の現状、話を聞きますと。ですから、ほかの展開をどうするのか。

それとですね、やはりその6次産業化とうたってますけども、そういう意味でね、6次産業化を含めてそういう新しい展開があるのかどうか、どういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

○真茅学農政課長 6次産業化の中で、特にお茶が取り組みやすい分野ではあるんですけども、どうしてもネックとなっておりますのが、販路の確保というのがあります。なかなかそこに踏み込めない実情があるようでございます。

そういう中で、6次産業化には当たらないんですけども、例えば輸出のお茶を進めようということで、今取り組みが始まったところでございます。

また、機能性作物として桑なり……、ミシマサイコ等、そういうのも検討していこうということで、今やっているとございます。

○4番城森史明議員 そういうことでは、先ほど問題になりましたかつおぶしのミラノ展開というのも、海外戦略というのも一つの方向性だと思うんで、海外輸出なのか、さらにそういう新しい分野であるのかということだと思うんで、後で関連があるんで、この質問はこれで終わりたいと思います。

それとですね、企業誘致の件ですね、この件についてはですね、以前、地方創生に関して各自自治体の市長に対するアンケートをとったときにもですね、企業誘致というのがやっぱり第一に上がってるんですよ。

それでその中で、幾ら地方には企業誘致は……、確かに大規模な企業は難しいでしょうけども、なかなかできないでしょうけども、やはり企業誘致というのは、若者の仕事をつくる上で非常に大事な項目だと思うんですけども、まず、要はですね、予算がですね、平成27年度予算が企業誘致費として139万なんですよ。この額でですね、本当にその効果の出る企業誘致活動が行えるのかという点とですね、それと以前も質問したんですけど、企業立地優遇制度が県下19市の中でも、すべてこう出してるんですけども、その中で本当に枕崎市は遜色のない、他自治体に比べても遜色のないものになってるのかという2点を質問いたしたいと思います。

○神園信二企画調整課長 企業誘致費に計上しております費用につきましては、毎年、大阪、東京、こちらで交互に開催されます県主催の企業立地懇話会、それから東京で開催されます鹿児島県のタベ、こちらに出席をしまして各会にお越しになった企業経営者、コンサルタントの方々、およそ200名近くお見えになりますけれども、この方々との名刺交換、面談、懇談に参加するための旅費、それからまた年1回、既に誘致しました企業の本社を訪問して、各社長さんへのごあいさつをしながら、次の企業誘致に役立つ情報提供をお願いするということなどのための旅費、こういう旅費を中心に計上されております。

また、市長が東京に出張の際には、衆参両院の議員会館、それから県の東京事務所に足を運んでいただきまして、情報収集、情報の提供をお願いするほか、各都市の枕崎出身者のもとを訪ねて協力をお願いするなどの努力を重ねております。

さらに、担当課では、県庁に出張したときには、県の産業立地課を訪ねまして情報提供のお願い、それから情報収集を行う等の活動を行っているところです。

で、現在の予算で十分な企業誘致活動が行えるのかというお尋ねですが、他市の例で申しますと、多額の予算、数千万というふうな金額を投じまして、コンサルタントなどに委託しまして、交渉先の企業を掘り起こしていただくという委託をしながら、そういう手段もあろうかと思えますけれども、幾ら交渉先が多く見つかりましたとしても、実際の工場誘致に結びつきますのは、相手企業の原料サプライチェーンの確立とか輸送のコスト、それから完成品の輸送コスト、人材の確保、それから相手企業の関連産業、関連取引先との連携、相手企業の事業計画と経営状態などその多くの要素やタイミングというものが、本市が提供できる立地条件とびたっと一致した場合にしか立地はかなわないというふうな状況でございますので、まずは、さまざまな情報収集に努める地道な努力の積み重ねが重要であるというふうに考えております。

なお、一たん、立地可能性が高いと思われる企業との交渉が始まった場合は、これまでもそうでしたけれども、さまざまな調査費、それから工事費等の措置を急々にお願いすることがございますので御理解をいただきたいと思えます。

それから、企業立地優遇制度についてでございますが、総体の金額というところでは、現状で、他市と比較して遜色はないというふうには思っておりますが、市長からは、さらに県下で他市に引けをとらないものになるよう見直しなさいというふうな指示を受けております。

事務方としましては、次の企業誘致の時点で、相手企業の希望も入れた柔軟な制度変更というようなことを行いたいという考え方から、見直しの時期を見計らっていたところですけども、今後につきましては、できるだけ早い時期に見直しを行いたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員 その企業誘致をする場合は、こちらからですねコンタクトをして、パソコンでそのあれを調べるなりしてですね、する場合と、相手から来る場合とがあると思うんですけど、昨年度は何件ぐらいその件数はあったのかですね、あったんですか。

○神園信二企画調整課長 昨年度の記憶をたどっておりますが、たしか4件ほど相手企業さんと

はお話をしておりますが、まだその事業計画は固まらない、それから単に枕崎の立地状況といえますか、市の土地の状況をお尋ねになられた会社というのもございます。

私どものほうで先ほど御紹介しました企業立地懇話会、それから鹿児島県の夕べ等に出席する場合には、事前に、どういう会社のどなたがお見えになっている、来られるのかということを一覧表を見まして、その業種とその社長さん、それから出席者の出身地ですね、この辺までを事前に調べまして、その方々と名刺交換をして意見交換をさせていただくということで、県の担当の方にも、枕崎市としては、この方とこの方とこの方に会いたいというリストを上げまして、担当の方に必ずこの懇話会、それから鹿児島県の夕べの時間の中で、お会いして、名刺交換して、懇談ができるようなやり方をやっているという状況でございます。

また、反応がよかったときにはですね、それぞれ東京事務所、大阪事務所の担当の課長さんがいらっしゃいますので、引き続き御連絡をとりたいということでお願いをして、御連絡をとるに至るといふかたちもでございます。

○4番城森史明議員 直接その枕崎市がコンタクトをとって、やったり、それとトップセールスというかですね、そういうことをやっておられないんですか、企業訪問とかですね。

○神園信二企画調整課長 先ほど冒頭のところで、市長が東京に出張したときには、あちこち情報提供をお願いしているケースがございますということで、お願いしておりますけれども、まだ近年、ここ一、二年のところで有力な情報には当たっていないというところであります。

担当課のほうで県庁に出張したときに情報をいただいて、昨年度で2社、どうだろうかというふうなお話……、県を介してのお話になりますけれども、そのような情報提供、こちらの枕崎の状況はこういう状況ですと。で、向こうから、こういうぐらいの広さの土地がありますかとか、その土地の周辺はどのような状況ですかというふうな情報の交換をした事例はございます。

○4番城森史明議員 ですから要は、企業誘致は熱意じゃないですかね。熱意を持ってその……、ただ、ライバルも多いわけですから、やっぱり熱意が一番大事で、やはり係を、課とは言いませんけど係ぐらいつくってですね、現在、企画調整課さんやっておられますから、専門の人を配置してですね、やはりこの誘致は力を入れるべきじゃないかと思えます。

やはり、南九州市のタツノオトシゴハウス、あれもほんとわずかですけども、あれも企業誘致で来たんですけども、5人以下ぐらいの感じですよ。だけれども、あそこの番所鼻公園の活性化には、非常に大きな効果が出てるわけですよ。

ですから、やはりそういう小企業でもいいわけで、今の時代はもう小企業じゃないとだめだと思えますよ。それを、数を重ねるってことが大事じゃないかと思えます。

それと立地優遇制度なんですよ、これ私もちょっと調べたんですけど、非常に枕崎は劣ってるんですよ、他の近隣に比べて。

例えば、限度額ですね補助限度額、枕崎は2,000万から4,000万ですね。だけれども南九州市は8,000万なんですよ。で、いちき串木野市に至っては1億なんですよ。非常にほかの優遇制度もあります。いちき串木野市は、団地を抱えていますから、非常に力を入れているわけです。

この辺の差にもやっぱりあらわれてると思うんですよ。だからこの辺はやっぱり、遜色のないものにしてください、しないと同じスタートラインに立てないわけですから、この辺のところも早急な改善をお願いしたいと思います。

次にですね、地方への新しいひとの流れをつくるにおいてですね、地方移住者の推進について、本市への移住者の過去5年間の年度別実績は幾らなのか、お尋ねします。

○神園信二企画調整課長 御質問いただきまして、何とか調べる方法はないかということで手を尽くしましたがけれども、本市に転入手続をされるときにですね、移住希望を持ったいわゆるU・J・Iターン者であるのか、移住希望者であるのかと、どうかという手続を確認する場面がございませんで、転入者のうちどの程度の方が、移住希望者であるかということ把握する方法はご

ございませんでした。

ちなみに、転入者の推移につきましては平成22年度で713人、23年度で673人、24年度で1,024人、25年度で816人、26年度で737人となっております。転入者の関係ですので、これは住民基本台帳に基づく数字でございます。

近年、東京・大阪などから定年後にUターンしてきたんだろうと思われる方々がふえる傾向を感じてはおりますけれども、いわゆる若年者、若い働き盛りの方々のU・J・Iターンというのは余り多くないと考えております。以上でございます。

○4番城森史明議員 転入者だけでは、これは何ともこの……、仕事なんかで転入して来てるものもあるものですから、これは参考にならないと思うんですけど、やはり私の近くにも60歳……、定年でやめられた人が、夫婦で帰られた人がいますけれども、そのような人たちが帰ってくるだけで全然、田舎というのは違うわけですよ、非常に活気が出るというかですね。

そういうあれなんで、やはり、このやはり地方への移住施策をですね、この辺は考えてもらいたいんですけども、その辺の推進施策はどのようなものが必要と考えているかお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 推進施策についてのお尋ねでございますが、まずこのたび、国が設置しました移住希望者向け情報提供機関、全国移住促進センターというものがございます。

こちらのほうにセンターが立ち上がって、すぐに本市も情報提供を行って、もう既にそのネット上のホームページのほうに立ち上がって情報提供を行っております。

このほかにも農水省関連団体、こちらのほうには、いわゆるこれは、昔の田舎で暮らしたいですか、これの関連の情報提供だと思っておりますけれども、移住による新規就農者向け等の情報提供機関、これがありますので、各省庁所管の外郭団体等、よく公設された機関があるようでございますので、これらへの情報提供等も行っていきたいというふうに考えているところであります。

○4番城森史明議員 これも関連することですけども、地域おこし協力隊というのがありますが、これは私が調べたところ、地方創生交付金では措置はされないと。

しかし、これは非常に活用すべき点だと思うんですね。で、若い人が移住した……、若い人の移住者はいないということ、先ほどの返答でしたが、任期終了後、約6割の隊員が同じ地区に定住しているとのこと。

私の住んでる地区は、非常に農業が盛んで、高齢者が多くですね、後継者が少ないので数年後には耕作放棄地が増加する。農家の中でもすばらしい栽培技術を持ってる方も多数いるんですね。その後継者がいないことによって、そこでもう技術はもう絶えてしまう。

やはり、次の世代にですね、農業や技術を伝承し、地域を守るために地域おこし協力隊ということではですね、一つの手段ではないかと思うんですよ。

そういう意味で、その辺のところの考え方が、最近、鹿児島県内でも多数の自治体がそれを、地域おこし協力隊をですね、採用しております。その辺の考えはどうか質問いたします。

○神園信二企画調整課長 議員がお尋ねの内容で地域に農業後継者といいますか、技術の伝承とかそういうところも含めまして、農業後継者を確保するような目的でというときには、先ほど御紹介もしました農水関係の出先、それから農政関係の機関でありますけれども、農業会議所、各農業支援センターですか、こちらが行います地方移住の上、新規の就農を支援する制度がございます。そういった地方移住を希望する方と地方をマッチングする機会の提供もあるようでございます。

で、地域おこし協力隊というのを、そういう目的で入れればどうかという御提案でございますけれども、なかなかその地域おこし協力隊を、その農業の後継者と申しますか、地域の農業技術の伝承とか耕作放棄地の解消というかたちで入れているところが、余り例は多くないようですし、その後の定着率が余りよくはないというふうな報告もあるようです。

で、先ほど御紹介しました農水関係の制度を利用しますと、新規就農の農業技術の指導とか研

修も受けられるようですので、あとは、本市のほうでも農業後継者の認定等を受けますと、一定の期間、いわゆる助成金が出るという制度等もございますので、新規就農の場合は、そういうほかの制度を検討したほうが有利なものになって地域の定着率も上がるのかなというふうな考え方はしていることでございます。

地域おこし協力隊が、もう絶対だめということではありませんが、効果的な方法というところを考えると、別な方法を考える手もあるのかなというふうには思っております。

○4番城森史明議員 私が言った事例は、一つの事例でありまして、いろんな意味でね、やはり地域おこし協力隊というのは、これはすべて特別交付、経費は特別交付税で財政支援されるわけですから、やはりそこを考えて、その農業……、私、農業だけで言いましたけども、やはり一定期間ですね、地域に居住して、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援、地域協力隊活動を行いながら、その地域への定住・定着を図るものなんですよ。

だから、結局目的は定住・定着なんですね。先ほども若者の移住者がゼロだということで、やはりこれを利用しながらですね、そういう積極的にこれをやっていかないとですね、なかなかこの地方創生には、たどり着かないと思うんですよ。

ですから私、農業だけを言ってるんじゃないですよ。地場製品のPRや地域おこしの支援、地域もいろいろありますよ、文化芸能の保存とかですね、総合的にいっぱいあるんですよ。

だからそういう意味でやはり、こういう地域おこし協力隊にとりあえず応募すると。ほかのだって商店街や水産業にもあるんじゃないですか、そういうのは。だから、そういうあれで取り組んでほしいという意味ですよ、その辺はどうなんですか。

○神園信二企画調整課長 最初のお尋ねが農業関係のを中心にお尋ねでしたので、効果的な方法は別にもあるんじゃないかというお答えしましたけれども、今言われた総合的な地域おこし協力隊というところは、これはもう必要性、今もう全国で認められているところでございますので、どのような部分でどういうふうに活用していくのか。今、総合戦略を策定中でございますので、今後その中で、どう活用してどうするかたちで入れていくかというのは検討をして、また、御報告できるかというふうに考えております。

○4番城森史明議員 ですから、そういう意味で、ぜひ取り組んでいただいでですね、いい制度であるんで、はっきり言って定住・定着には、もうこの手段しかないような、私自身、向けておりますよ、実際。

そういうことで、この件はぜひですね、地域をいろいろ、地域の意見も聞きながら、活用ができないか取り組んでほしいと思います。

次に、質問ですけども、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるというのがあります。

現在、年少人口率は県下19市の中でどうなっているのか、それと本市の20代・30代・40代の年齢の中で、それぞれの既婚比率もしくは未婚比率がわかるのか、わかったら教えてください。

○神園信二企画調整課長 本市の年少人口比率ですが、平成22年の国勢調査データで11.5%、県下19市中15位ということでございます。

それと未婚率ですけども、同じく平成22年国勢調査データで20代76.5%、それから30代33.8%、40代20.6%という状況でございます。

○4番城森史明議員 このデータからすると非常に少子化率が少ない……、年少人口率が低いということですよ。

ということはやはり、人口をですね、今後ふやしていくため、非常にマイナスのデータじゃないかと思うんで、やはりこれを絶対上げていく必要があると思うんで、そのあれになるのが、やはり若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。これをいかに具体化するかということなんですけども、その中で結婚から出産、そして子育てまでの切れ目のない支援が必要であるが、

この3段階です、本市においてはどれが最も重要であるのか。で、こういうデータを分析した上で……、当然これは、いろんなデータを分析しなきゃなりません、分析した上でしなきゃなりませんけど、その根拠に対する分析をやっているのかやってないのか、これを質問いたします。

○神園信二企画調整課長 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという目標の達成のための施策に関しましては、まずは、若者が希望どおり結婚し子供が持てるよう、若い世代の経済的安定を図ること。それから子育て世代の悩みを包括的に支援する機関等の設置、設置の検討、それから保育等のサービスの充実、負担の軽減の検討など、さまざまな施策の検討が必要であると考えております。

本市におきましては、現在、総合戦略策定のため結婚・出産・子育てに関する市民アンケート、これを20歳から39歳までの本市の男女2,000人を対象に行っております。

きのうあたりから順次ほかのアンケートも一緒に届いていると思いますけれども、そのアンケート結果を分析した上で、市民の声を生かせるよう、今後の本市の具体的施策を検討していきたいと考えております。

で、結婚から出産、子育てまで切れ目のない支援が必要であるということではありますが、この3段階の中で、本市においては、どれが最も重要であるかというお尋ねにつきましては、まさに議員が言うとおりの、それぞれの項目ですね、結婚から出産、そして子育てまで切れ目のない支援というものが重要だというふうに国も私どももとらえておりますので、これに加えて若者、子育て世代の雇用と生活の安定も必要となるというようなことなど、多くの課題を同時に解決していく努力を重ねることが必要であると考えております。

具体的にどのような事業を行っていくのかということところは、アンケートを集計した上で、市民の御意見等も入れながら、検討していきたいと考えているところです。

○4番城森史明議員 ことし、国もですね、その若者の結婚支援に初めて踏み込んだ内容となっていますよね。

具体的に、国が今までやってなかった若者の結婚支援に踏み込んだ内容っていうのは、具体的にはどういうふうになってるんですか。

例えば、自治体のあれに、支援先は自治体なのか、民間にも支援するのか、その辺の内容は出てるんですかね、具体的な内容は、その。

○神園信二企画調整課長 ちょっとお尋ねの意味をとらえかねておりますけれども、結婚についての役割に……、（「いや、じゃもう一回」と言う者あり）すいません。

○4番城森史明議員 今までは国もその具体的な男女の出会いとか、出会いとかそういうのには、全然かかわってこなかったわけですね。それが今回初めて、若者結婚支援というか、結婚支援……、さっきに戻って、若い世代の結婚・出産・子育てっていうのがありますけれども、出産とか子育てについてはいろんな補助が確かにありますけども、結婚に関しては、今まで国はしてこなかったわけですね。

だから、今回初めて、その結婚支援にも乗り出すということなんですけども、その辺の内容っていうのは把握できてますかっていう。

○神園信二企画調整課長 結婚支援の交付金事業というのが、昨年度あたりからいろいろ話題になりまして、国のほうでも設定はされております。

その各自治体で希望するところはありませんかっていうふうなところも、文書等も回ってきておりますけれども、実はこの交付金の内容がですね、いわゆる出会いの場の設定、いわゆるお見合いパーティーの開催には使えません。

で、いわゆる対象となる男性・女性を呼んで講演会をなさいますとか、ちょっと議員がイメージしているそういう直接的な出会いの場の設定にですね、使えませんよというふうな交付金の設定の仕方です。これは今も変わってありません。

で、そういう使い方ができればなあという希望はあるんですけども、その辺のところなかなか国のほうが、交付金の制度として変えていただけないもんですから、難しい状況があるというところでもあります。

○4番城森史明議員 先ほどそのアンケートをするということで、一応20代・30代とあったんですけども、今ちょっと晩婚化になってるんですね、ちょっと40代までして欲しかったなという、私個人的に思ったんですけど、やはりそういう意味で……、南さつま市もですね、きもりどんとか実際に先行してやってるんですね、その辺をもっと積極的に踏み込んでですね、お願いをしたいと思います。

2040年にはですね、20代・30代ですね、妊娠適齢期っていうんですかね、その女性の数が半減するんですね、枕崎市は。要は2010年には2,100人いた女性が、20代・30代の女性ですね、2040年には1,023人になるという試算があるわけです。

やはりこうした状況から、やはり、あとは結婚比率を上げないと、これを解消する、少子化っていうのを解消はできないと思うんですね、この辺のところも2019年度の戦略版にですね、ぜひ加えていただいて積極的にお願いをしたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

次に、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するにおいて、小さな拠点の形成支援とあるが、小さな拠点とは何なのか、まず質問をしたいと思います。

○神園信二企画調整課長 国の総合戦略で提唱しております小さな拠点というところは、国土交通省が策定した国土グランドデザインの中で示したもので、その考え方としましては、小学校など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散しているさまざまな生活サービスや地域活動の場などを「合わせわざ」でつなぎ、人や物、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みをつくらうとする取り組みであるというふうに紹介されているところであります。

○4番城森史明議員 その具体的なイメージとしては、例えば、枕崎市で考えた場合ですよ、小学校区なのか、公民館区なのか、その辺はどうなんですか。そういう、それともそういう取り決めはないんですか。

○神園信二企画調整課長 そういう、その地区のとらえ方はございませんが、ただいま申し上げましたとおり、小学校区などということで前もいろいろ御紹介しましたとおり、地区、小学校区というふうなくくり方が一番いいのではないかというふうなお答えも従前の一般質問の中でも、私どもさせていただいたかというふうに記憶しております。

○4番城森史明議員 その中で多世代交流・多機能型っていうのが書いてあるわけですよ。これはどういう意味なんですか。

○神園信二企画調整課長 この小さな拠点、拠点の機能として、これまでばらばらに整備されていた子供のための機能や施設、それからお年寄りのための機能や施設など、複数の機能をあわせ持つ整備を行って、子供からお年寄りまで1つの拠点に集合して利用することで、多世代が日常的に顔を合わせて交流ができるものにしようというような考え方で、多機能・多世代交流型というふうな用語が使われているところであります。

○4番城森史明議員 多機能型というのはどういうことですか。

○神園信二企画調整課長 今までの例えで申し上げましたとおり、子供のための機能と申しますと、いわゆる預かり、お子さんの預かりの施設、それと例えばお年寄りのための機能ですので、健康づくりのいろんなセンター的な役割、こういうものを一緒にあわせ持つ、同じ館の中に、今はいわゆるばらばらに、目的別につくってありますけれども、それを一つにミックスして、同じ建物の中に入れていこうというふうな考え方というふうにとらえていただければと思います。

○4番城森史明議員 ちょっとこの辺のところは、まず、私自身も全然、あまり具体的なイメー

ジがわからないんですけど、次の質問であるコンパクトシティとの関係ですよ。

例えば、この辺の……、次に、都市のコンパクト化と周辺部のネットワーク形成というのを質問項目に上げてますけども、結局ここと連携してくると思うんですよ。

要は、ネットワークを結べば、コンパクトシティを中心地につくってネットワークを結べば、もう小さな拠点はいらんんじゃないかということ、思うんですけどね。

○神園信二企画調整課長 従前、枕崎市の市街地にいろんな機能を集中して、あとネットワークで各集落、各校区の中心となる場所を結んでというふうなお話をしましたけれども、いわゆる金山もそうですけれども、桜山地区、特に別府地区等は土地が広うございますので、それぞれの各小学校区にですね、やはり拠点となる、例えば先ほど、今まで御紹介したのは、子供のための機能とか老人のための機能とかいうふうなお話をしておりましたけれども、本市の場合は、先日行いました小さな拠点等につきましては枕崎版の拠点ということで、まずは日常の、最寄り品ですか、最寄り品を求める場所がなくなるという不便を解消するために、ひとつ拠点をつくっていきましようというふうな考え方で実施した事業ですので、そういうものを枕崎市版の小さな拠点事業としては、今後も進めていきたいということは、これ、予算委員会の中でもお話をしたところでございますので、そういう枕崎市版の小さな拠点づくりというのは、国の考え方とは少し異なるものだというふうにお考えをいただければありがたいと思っております。

○4番城森史明議員 そういう意味では、例えば金山校区で考えれば、廃校になりましたけれども金山小学校に、例えばいろんな交流の部屋やら、その老人のですね、要支援の人たちを、要は介護予防っていうか、そういう施設をつくったり、それが、それを、そういう施設が集まったというイメージでいいんですか。

○神園信二企画調整課長 金山小学校の跡地の利用につきましては、そういう方法も一つあるかとは思いますが。

で、それで一つのいわゆる多機能・多世代交流型施設として、また、コミュニティの交通ネットワークで結ぶという手も一つあると思えます。

ただ、先日、枕崎版の小さな拠点事業というかたちでやりましたのは、今現在、今まで買い物、最寄り品の、朝晩買い物のために市民の、住民の方が集まってきてたところが失われる可能性が高いというものを、まずカバーするためにそこに1つ拠点をつくっていきこうと。

で、そこにいろんなまた機能の付加をしていきこうとするものであれば、また私もは、行政としてお手伝いをすべきではないかなというふうに考えておりますし、そういう拠点が、例えば桜山・別府地区、別府地区は広うございますので、上手・下手ぐらいで何とか広がって行って、いわゆる今、不自由だといわれている買い物弱者対策といいますか、それだけでもまずは防ぎたいと、解決したいというふうな考え方でやっていったわけでございます。

○4番城森史明議員 それでは、つくるときは何かの公募とか考えているんですか。

○神園信二企画調整課長 この事業の引き受け先の公募についてのお尋ねでありますけれども、冒頭小さな拠点の考え方の説明で御紹介しましたとおり、小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中での拠点ということで考えておりますので、市としましては、各校区に1カ所から2カ所の拠点整備ができればと、ぜひやりたいというふうには考えておるんですけども、各校区のどの集落、どの地点に整備するのが市民の皆さんの、その地区の校区の皆さんの御理解を得られるのか、また、先に行いました金山・田布川地区の先行例のように、各地区で、各校区で事業主体となっただけの受け入れ組織の機運があるのかというところが大変問題になりますので、各地区を代表する議員の皆さん、それから校区の公民館連絡会等の意見も聞いて、調整を図りながらこの小さな拠点整備事業、それをやっていくところの広がりを持たせていきたいというふうに考えているところであります。

○4番城森史明議員 次ですけど、要はコンパクトシティということで、コミュニティバスです

ね、これは一応、構想がありながら財源負担が大きいということで実現はしてないし、また、市の業者との関連もあって実現しないということですけども、やはり市民はですね、介護しながらの買い物や病院通いは、肉体的にもですね、年金をもらいながらタクシー代も結構かかるし、非常にその大変だということところが、特に老老介護をしている人たちなんかはね、聞くんですよ。

ですからぜひですね、コミュニティバスの実現をしてほしいんですけど、過疎債で80%の交付税措置とか、そういうのでは可能なんですか、これをつくるときに。

○**神園信二企画調整課長** コミュニティバスの実現につきましては、さまざまな要素が、要因がありまして、難しい局面にありますということは議員の皆さんも御承知のとおりです。

また、介護をしている方に限らず、地域にお住まいの方々の買い物、それから病院通いのための負担が大きいということも私ども承知しております。

これへの対応策としましては、今般の総合戦略策定の中で、新たな解決策を検討したいというふうに考えております。

なお、具体策がまとまった後には、市民の皆さんの理解、地域の皆さんの御協力等がないと事業が進まない場合もあるかと思っておりますので、市民の皆さんへの丁寧な説明を行い、御理解と御協力をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○**4番城森史明議員** 南さつま市はですね、つわちゃんバスで非常にうまくいってるわけですから、ほかの市にできて、なぜ枕崎にできないのかっていう、それが不思議で……、なんですけども、例えばその……、要はここに通告で出しましたけれども、特に要介護者を、介護度を限定してタクシーの補助券を出すとか、その辺のことはどうなんですか。

財源的にそれと、それは財源的に過疎債でできるのかどうかっていうことをちょっとお尋ねします。

○**神園信二企画調整課長** 財源的にそういうかたちが、過疎債の該当になるかどうかというのはちょっと、にわかには今、こちら、ここですね、お話しするのは難しいです。

ほかの手段はないかというということで、先ほども申しましたけれども、総合戦略の中で新たな解決策を検討しておる最中でございますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っております。

○**4番城森史明議員** 次に、既存ストックのマネジメント強化というのはどういう意味なんですか。

○**神園信二企画調整課長** 市のような公共機関におきましては、これまで政策目的別にばらばらに施設が建設・設置された状況を見直しまして、真に必要な施設であるのか、今後もその施設を維持管理できる状況であるのかなど、総合的な見直しを行いまして、その役割を終えた施設については除却をし、引き続き役割は必要であるが、建物等の老朽化で維持管理が難しい施設というのは、ほかの役割を持つ建物にその機能を移設するなど、既存の施設が持つ機能の集中と選択と、これを行うべきとする考え方です。

また、民間施設におきましては、現在話題となっている空き家について、危険空き家とされるものは法と条例に基づいて適正に措置し、利用可能な空き家については、その利活用を進めましょうというふうな考え方です。

市におきましては、既に公共施設の在り方検討会を設置して、公共施設のあり方を検討しておりますし、また、空き家の利活用につきましては、今後移住希望者への情報提供を行える体制の整備を検討していきたいと考えているところです。

○**4番城森史明議員** この民間でさっき……、公共施設ではないんですけど、やっぱり地方創生に関しては、空き家の再生利用というかですね、その辺は非常に、今後移住者を取り入れることになっていけばですね、非常に大事なことだと思うんですよ。

そういう意味でやはり、その空き家も再生をして、ある程度移住者・転入者に、特に移住者ですね、Iターン・Uターンの、それに住宅を提供すると。要は、総合的にそういう政策も必要と

思うんですね、ぜひお願いをしたいと、ぜひ具体化して実現してほしいと思います。

最後に、ふるさと納税なんですけど、一応カタログ……、本市も本年度からね、やるということで、3月議会で伺いましたけども、実際、何月からやるのか、それとその品目ですね、品目はどれぐらいを考えているのか、お尋ねします。

○神園信二企画調整課長 現在、寄附をいただいた方に返礼として、お届けできる特産品のリストアップの作業を行っております。

で、この数につきましては、今、水産物等々につきましては、一応の御提案をいただきました。と、焼酎につきましても御提案いただきましたが、なかなか難航してるのが農産物の関係で、今までそういう……、もし、提供品になった場合には、幾つかその数を、しっかりストックをしていただかないといけないというふうな事情等もありまして、それらのところで非常に苦慮しております。

今まで農家の方々は、つくったらそのまま農協に出せば、すべて引き受けていただけたと。しかし、今後はお客様の……、ふるさと納税をいただいた方が、私が幾つ欲しいですという数がある程度たまるまで、自分の手元にストックしてもらわないといけない。数が準備した分に満たないときには、それは、また自分で販路を別に探していただかないといけないというふうな事情等もありますので、そこんところでだいぶ苦勞をしておりますけれども、早くリストアップの作業を済ませたいというふうに思っております。

あとは、今やっております作業としましては、いろんな民間ウェブサイトもたくさんありますので、この運営会社の中からどの会社をお願いすれば、一番経済的でコストが安いのかというふうなところの検討を行っている状況でございます。

○4番城森史明議員 非常にそれは杞憂にすぎないと思うんですけど。農産物でも十分供給できる体制、品物によりますけどね。例えば、枕崎牛とか、枕崎牛がありますよね。黒豚は、鹿籠豚はないでしょうけども、鹿籠豚は少ないからあれでしょうけども、その辺の例えばタンカンとかですよ。

ですから、やはり商品の数、ここにもありますけども、特典をふやし寄附をアップということで、大体50から150以上の品物がないと、もうどうせ枕崎市は後発なんですから、もうそれぐらいの商品構想でいかないとなかなか、もうふるさと納税もね、やはりもう固まって、固まりつつあるわけでしょ。ですから、その辺は数を……、とにかく数をそろえて、出れば、不足すればうれしい悲鳴で、その辺は杞憂にすぎないと思うんですけど、その辺のところを最後にお願いしたいと思います。

○神園信二企画調整課長 ふるさと納税をいただいて、一番返礼で人気があるのが生鮮物というところであります。

議員もおっしゃるように、地元の農産物には非常に期待をしておりますので、また、その事情等一番よくわかってるのは、農政課でもありましょうし、地元を代表される議員の皆さんでもあろうと思っておりますので、また、御相談・御協力をお願いいたしたいと思っております。

○新屋敷幸隆議員 これをもって一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時21分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成27年6月23日)

平成27年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第3号）

平成27年6月23日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	58	枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	59	枕崎市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	60	枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	陳3	「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情	〃
5	陳4	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情	〃
6	陳5	市街地区の道路改良の促進について	産厚
7	56	平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）	予特
8	57	平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
9	63	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成28年度政府予算に係る意見書	
10		継続調査申し出について	
11		議員派遣について	
12		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
福 元 新 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者
田野尻 武 志 監査委員
永 江 隆 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務長
加 藤 省 三 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
三 島 洋 台 消防長
森 園 智 之 消防総務課長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
真 茅 学 農政課長
松 田 博 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 福祉課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号から第5号までの5件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 皆様、おはようございます。

ただいま議題となりました日程第1号から日程第5号までの5件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第1号枕崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、社会保障・税番号制度の導入等に対応するための給与システムの改修に伴い、職員の給与からの控除について、法律により認められているもの以外に給与から控除できるものを定めようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号枕崎市庁舎建設基金条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、庁舎建設基金について、庁舎の改修に係る事業の財源に充てることのできるようにしようとするものです。

条例の題名を枕崎市庁舎整備基金条例に改めるほか、基金の名称についても枕崎市庁舎整備基金に改めようとするものです。

委員から、今回の改正は、庁舎改修の財源が不足する見通しがあるため、基金を改修に使えるようにするのかということに対し、庁舎の耐震診断を実施した結果、耐震補強が可能とのことであり、今回、耐震補強とあわせて屋根防水や外壁の防水等も実施することが合理的かつ経済的と判断し、長寿命化の設計もお願いをしたということです。

また、耐震補強に関しては、国の防災・安全交付金や交付税措置のある地方債の活用が図られるが、長寿命化については、地方債の適用はあるが交付税措置はないということであり、また、事業は財源のめどが立っていないと実施できないので、一般財源が厳しい状況にあるときにも庁舎建設基金を活用できるように条例を改正しようとするものであるということでした。

また、庁舎建設という特定の目的の基金を途中で変更ができるのか、ほかの自治体ではこのような例があるのかということに対し、今回の改正については、建設という目的は失われておらず、建設に加え改築ができるように改正しようとするものであり、京都市で名称及び目的を改正した事例があるとのことでした。

さらに、基金を活用する場合には議会への説明はなされるのかということに対し、基金を活用する場合には、歳入で繰り入れ、歳出も予算計上されることになり、審査の中で説明することになるということです。

また、20年を基準に長寿命化を図っていくということであり、新庁舎を建てた場合の建設費用は、建物だけでも20億円ほどかかるものと試算しているとのことでした。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の改正は、旧3級品の紙巻きたばこに係る特例税率を段階的に縮減し廃止するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、平成28年1月からのマイナンバーの利用開始に係る個人番号または法人番号等に関する条文を整備しようとするものです。

委員から、今回の市税条例の改正では、情報保護の観点から、むしろ情報保護に関する条例の改正から提案されるべきではないのかという指摘に対し、今回の条例改正は、十分な周知期間や制度移行への準備期間を確保する観点から提出するものであり、個人情報保護条例の改正は9月議会での提案を準備しているということです。

また、国において年金関係での情報流出が大きな問題となっているが、個人情報保護条例の改正内容はどのようになるのかということに対し、十分な調査研究を行っていくが、特定個人情報や個人番号というのは、今までの個人情報よりも、より厳格な保護措置を講ずることとされており、本市での条例の整備は、番号法が特定個人情報、個人番号等に関する地方公共団体の情報保護の義務について網羅的に規定していない部分を条例で整備することになるとのことでした。

番号法に係る特定個人情報の庁内連携は、例えば福祉課と市民生活課の連携では平成28年1月1日から施行されることになり、個人番号を独自利用する場合は、それ以降になるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市金山町の福永和好さんから提出されたものであります。

委員から、現状では不確かな部分も多く、また、デリケートな問題であり継続審議すべきだとの意見や、万一事故が発生した場合、風向きによっては放射能が本市まで飛散することも考えられ、説明会を開くことは市民のためによいことだとの意見が出されました。

本件については、まず継続審査にすべきかどうかについて賛成少数で否決され、採択するかどうかについて採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2016年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、鹿児島県教職員組合南薩支部枕崎地区協議長から提出されたものです。

委員から、子供たちの教育にとって非常に重要であるという意見や、5年後、10年後の本市の教職員定数はどうなっているのかという意見、また、5月に発生した児童の痛ましい事故を二度と発生させないためにも先生は本市にできるだけ居住し、児童を見守り地域とのつながりを大事にしてほしいというような意見が出されました。

本件は、全会一致で採択すべきものと決定し、意見書については、総務文教委員の連名で本会議に提出することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通知がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 私は、議案第60号枕崎市税条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

今回、日本年金機構から125万件に及ぶ個人情報が流出したことから、マイナンバー制度について住民の不安は募るばかりです。

昨年7月にも、文科省が全国学力テストを委託しているベネッセコーポレーションから2,260万件の個人情報が流出しています。

そうした中でも、国は、社会保障・税番号制度システムの12けたを使って、マイナンバーの利用範囲を広げようとしています。

これは国民の管理を一層強化しようとしている政府の思惑は明らかです。一たび情報が流れ出せば、あらゆる個人情報があからさまになってしまいます。

マイナンバー制度は、国が国民全員に12けたの個人番号をつけて、個人情報を一つにまとめた共通番号制度を来年1月から運用開始するという事です。

この個人番号カードには、氏名・住所・生年月日、そして性別・写真と個人番号が表示されるということで、政府はこれを身分証明書としても利用できると言っています。2017年から健康保険証としても使えるといます。

このようにカードを日常的に使うほど、自分の番号が他人に知られる危険も高まるんじゃないでしょうか。利便性よりもカードを管理することのほうが大変です。

また、マイナンバーの目的は、国民の利便性の向上だけではありません。国民の所得や資産を効率的に把握し、税の徴収を強化すると同時に、医療費などはどのくらい使われているかなど、社会保障の抑制につなげようというねらいがあると言われます。

マイナンバーの危険性の1つは、100%情報漏えいを防ぐ完全なシステムの構築は不可能であること。2つは、意図的に情報を盗み、売る人間がいるということ。3つは、一度漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつかないことになる。4つ目は、情報が集められるほど利用価値が高まって攻撃されやすくなる。

以上のような危険性を含んでいること指摘して、市税条例の一部を改正する条例に反対して討論いたします。

○新屋敷幸隆議長 豊留議員、もう1つあるんじゃないですか。

○12番豊留榮子議員 もう1点、陳情3号です。

川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情について、日本共産党は賛成の立場から討論いたします。

2011年の3月11日、東北で大地震が起きました。

そして、巨大地震が福島第一原発を襲い、1号機から3号機はすべての電源が失われ、原子炉が空だきになり、冷却できずに爆破するという過酷な事故となりました。

あれから4年3カ月、いまだ事故の収束はできていません。それなのに昨年11月、伊藤県知事は、川内原発再稼働をいち早く承認しました。九電の住民説明会も不十分で、住民の不安は解消されないまま再稼働されてしまうのか。口永良部島で火山爆発が起り、改めて火山災害による爆発の恐怖がよみがえってきます。川内原発の周辺には、過去に巨大噴火を起こした火山が複数あると言われていています。

3万年前の始良カルデラ噴火で、火砕流が到達した可能性を九電が認めています。九電や規制委員会は、川内原発に火砕流が到達するほどの巨大噴火が、今後数十年の間に起きる可能性は低いと主張、起きるとしても前兆を把握できると説明しています。

しかし、火山学者からは、巨大噴火は国内で観測の経験がなく予知できないとの指摘がされ、日本火山学会は、昨年11月に審査基準の火山影響評価ガイドの見直しを求めています。

審査基準は、根本的な疑問が突きつけられたかたちですが、規制委員会は見直しをしようとしていません。

また、原子力規制委員会は、5月27日、川内原発の重大事故対策の体制などを定めた保安規定を認可しました。

九電は審査を終了したとして、3月から実施中の使用点検を終えた後、まず1号機について7月下旬の再稼働を、2号機は9月下旬を見越しています。

そうした中、再稼働ストップを求めて3.11鹿児島集会実行委員会が福岡市の九電本店目指して、5月の16日から27日にかけて九州横断311キロリレーデモが行われました。

同実行委員会は、この日までに集まった再稼働説明責任を果たすよう……、失礼しました、再

稼働ストップの賛同署名ですね、11万3,400人分を提出した後、再稼働に当たって社長に説明責任を果たすよう求めていた公開質問状への回答を九電側から受けましたが、九電の態度は再稼働先にありきで、九電の見解を一方向的に伝えるもので、住民の不安を取り除くような誠意は感じられなかったといえます。

鹿児島県内では、出水市、伊佐市、肝付町、屋久島町の4議会が住民説明会を要求するよう陳情書を採択しています。

本市においても、九州電力は住民が納得できるような説明責任を果たすべきだと思います。

よって、この陳情に賛成して討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 次に、吉松幸夫議員。

○5番吉松幸夫 私は、陳情第3号川内原発1・2号機の再稼働について九州電力に住民説明会を開くことを求める陳情について、反対の立場から討論をいたします。

この陳情は、住民説明会を求めるものでありますが、既に鹿児島県においても、知事も再稼働を認めていること、さらに県議会においては、説明会は冷静な説明の場として成り立たないとして陳情は不採択とされたこと、報道されております。

また、再稼働の問題は、地元をはじめ近隣の自治体においては、地域経済に大きく影響するもので、非常に取り扱いの難しいデリケートな問題であります。

よって、私はこの陳情は、継続審議とすることが妥当と考え、採択に反対の討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、吉嶺周作議員。

○3番吉嶺周作議員 私は、日程4号について賛成の立場から討論いたします。

東日本大震災から4年が過ぎました。いまだに自宅に帰れず避難所生活を余儀なくされている方が大勢いる中、私たちは、地震・原発の恐ろしさを改めて痛感させられたところであります。

そういった中、我が鹿児島にも同じく川内原発1号・2号機が本年8月中旬、9月下旬と立て続けに再稼働していくわけですが、本当に皆様、心から安心ですか。私は、そうは思いません。

なぜなら、4年前私が議員に就任したばかりの6月定例会での一般質問の中で、25年前チェルノブイリ原発事故が起きた事故から6日後には、2,000キロ離れたイギリスにまで放射性物質が雨とともに降り注ぎ、25年たった今でも土壤汚染に悩まされ続け、苦しんでいる人々がいますと、私は説明いたしました。

総務課長の答弁では、川内原発が福島原発と同じようなレベルの事故が起きた場合、川内原発と枕崎は約60キロ離れていますが、野菜や魚関係の放射能汚染の可能性が考えられると言っております。

また、福島原発から本市までは約1,200キロメートル距離がありますが、チェルノブイリ原発事故では2,000キロ離れたイギリスにまで飛散したということですので、4年前の福島原発事故での放射能汚染の被害は最小限でとどまり、ただ運がよかっただけのことだと私は感じております。

もしかしたら、被害はもっと拡大していたかもしれないということも、想定しておく必要もあるのではないのでしょうか。

現在、原発近辺の町では、モニタリングポストを設置したから安心、避難訓練をしているから安心だという考え方もありますが、それが本当の安心・安全でしょうか。

こういったことをしなければならないということは、逆に、危険がすぐそこにあるからですよという意味として受け取ったほうがいいのではないかと私は考えます。

したがって、委員会でも採択されましたとおり、事業当事者である九州電力には住民説明会を開催していただき、住民に対してしっかりと誠意を持って責務を果たしていただきたいと強く求めるものであります。

議員の皆様方の御理解と御賛同をいただきたく、私の賛成討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、立石幸徳議員。

○13番立石幸徳議員 私は、陳情第3号川内原発の再稼働に当たって住民説明会を求めることの採択することに賛成の討論をしたいと思います。

東日本大震災後、4年と3カ月が経過をしました。この大震災が引き起こした福島原発事故、これは、原発は1度事故を起こしたら取り返しがつかない、そういうことを現在でもまざまざと見せつけております。

現在、我が国においては、原発は全く稼働しておりません。原発ゼロの状態です。約2年間来ていないわけでありまして。しかしながら、停電一つ起きておりません。

この原子力発電を、私たちの枕崎市から約60キロ離れている川内市において、日本で初めて再稼働をさせるというわけでありまして。

陳情文の中にある、昨年5月11日の福井県大飯原発の再稼働、これを認めないという判決の結論、これは大飯原発から250キロ圏内の住民は、直接的に人格権が侵害される具体的な危険があると認められると、そういった判決の結論であります。

このような中、枕崎市民から、川内原発再稼働に当たって、事業者が住民説明会を開催してほしいという陳情が出されてきたわけでありまして。

本市議会としては、当然、住民の不安や疑問点を取り除くための機会を設けることに積極的に取り組むこと、住民代表機関としての果たすべき責任があると考えます。そしてまた、事業者である九州電力も関係住民の理解を得るための努力は、あらゆる機会をとらえて実施しなければならないことでもあります。

最近においても、去る6月18日、口永良部島で5月29日に続いて爆発的な噴火が起きております。

川内原発再稼働後、周辺近くで想定外の噴火が起きたらどうなるのか。また、原発をねらったテロ対策はどのようになっているのか。再稼働以前に関係住民に説明しなければならないことはたくさんありますが、きちんとなされているとは思いません。

3月議会で、本市議会と同一の陳情を継続審査扱いとしていた日置市議会も、去る6月11日の本会議で、この陳情を採択しております。

水産・漁業を基幹産業とする我が枕崎市においては、他市以上に原発に対し住民の関心が高いと見なければなりません。

住民の願いにこたえるため、市議会としては、総務文教委員会決定のとおり本陳情を採択すべきだと考えますので、陳情採択に賛成の立場を明らかにして討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 次に、清水和弘議員。

○7番清水和弘議員 私は、陳情第3号川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

川内原発の位置から本市位置までは、直線距離で約、大体60キロメートルぐらいあると考えられます。

しかし、冬場においては北から北西の風が吹くことなどを考えれば、川内原発に事故が発生した場合、風の強さなどにもよりますが、本市にも影響が生じることは十分に考えられます。

そして、福島原発発生以来この2年間、原子力発電を使用しなくても日本国内の電力需給は何ら支障はしておりません。

また、安倍総理は、EUや米国より厳しい基準を申している中、具体的にどのような厳しい基準なのか、皆さん御存じでしょうか。

そしてまた、本市では総務文教委員会に付託するといつて、総務文教委員会では賛成多数で住民説明会をするということになりました。

このようなことから、川内原発1・2号機再稼働に当たっては、住民が納得いくよう、公の場

で住民説明会を開催していただき、住民からもいろいろな意見・質問などを述べていただき、住民に安心・安全の生活をしていただくためにも、私は、九州電力による説明会を求めることに賛成いたしました。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号及び第2号の2件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第58号及び第59号の2件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程3号及び第4号の2件について、順次、起立により採決いたします。

まず、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択と決定いたしました。

お諮りいたします。

次に、日程第5号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は、採択と決定いたしました。

次に、日程第6号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

沖園強議員。

[沖園強産業厚生委員長 登壇]

○沖園強産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第6号市街地区の道路改良の促進について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本陳情は、枕崎市山手町の枕崎市政を考える会の代表者から提出されたものです。

陳情者からは、昨年9月定例会及び本年3月定例会に同趣旨の陳情書が提出され、それぞれ不採択とされております。

今回の陳情に関し、委員からは、農村地区等においても道路整備に関する要望等もある中で、市街地区に特化したものであることや、そのほかの記載内容が議会での審査になじまないものであることを指摘する意見と、そうであるとしても、高齢者等のために道路改良を望む陳情者の願いは理解できるという意見がありました。

このように、本件については、採択すべき、また不採択にすべきとの意見が分かれ、採択するかどうかについて採決の結果、賛成少数で不採択にすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

清水和弘議員。

○7番清水和弘議員 私は、陳情第5号に賛成の立場で討論いたします。

まず、この陳情第5号提出者は、昨年から同じような内容の陳情書を今回で3回も提出しているわけです。

なぜ、同じような内容の陳情書を3回も提出しなければならなかったのか、議会は真剣に考える必要があると私は思います。

まず第1回目提出したとき、陳情書の記入の仕方が悪いということで、議会のほうで提出を、訂正をさせております。（このページに訂正発言あり）その中で訂正をさせておきながら、議会は不採択にしたわけです。

このことは、議会は自分たちがやったことを否定していることになり、議会は無責任と言わざるを得ません。

このようなことでは、枕崎市民に信用されなくなることは危惧されます。

今回も、陳情書の文章になじまないということで不採択になりました。

しかし、この陳情書を読むと、文末の5行目ぐらいから陳情になっておるわけです。

また、私は、市長の平成27年度施政方針にも、高齢者や障害者が安心して地域に暮らせるよう努めますとあります。市長の施政方針に協力をする立場であるならば、この陳情書に賛成すべきだと私は考え、賛成討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

○9番沖園強議員 ただいまの御発言の中で、議会が訂正させたという文言がございましたが、議会が訂正させたんじゃないと、委員会でもないということに私は思っております。

よって、今の討論者にその部分を訂正していただきたいと、そういうふうに思います。

○新屋敷幸隆議長 今、沖園議員からそういった発言があったんですけど、訂正をお願いします。清水議員。

○7番清水和弘議員 今の議会と言いましたけど、産業厚生委員会の誤りでした。

訂正しておわびいたします。

○新屋敷幸隆議長 暫時休憩します。

午前10時4分 休憩

午前10時5分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開します。

今また清水議員から発言があったんですけど、この陳情書の訂正はですね、委員会から……、暫時休憩します。

午前10時5分 休憩

午前10時9分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開します。

○7番清水和弘議員 私は、先ほど議会と言ったことでは訂正しておきます。（81ページに発言訂正許可に係る議長発言あり）

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第6号に対する委員長報告は不採択でありますので、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第6号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立少数であります。

よって、陳情第5号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第7号及び第8号の2件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

吉嶺周作議員。

[吉嶺周作予算特別委員長 登壇]

○吉嶺周作予算特別委員長 皆様こんにちは。

ただいま議題となりました日程第7号及び第8号の2件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に吉嶺周作、副委員長に永野慶一郎委員を選出いたしました。

審査の過程における当局説明及び委員から出された意見・要望については、お手元に配付いたしました。また、委員会は、議長を除く全議員で構成されていますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第7号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,880万円を追加し、予算総額を109億2,880万円にしようとするもので、当初予算額より0.4%の伸びとなります。

社会保障・税番号制度関係費に関し、番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤を構築することを目的としているということです。

また、メリットとしては、年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減り、これらにより行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されるなどの説明がなされているということです。

委員から、個人情報保護対策、サイバー攻撃に対するセキュリティ対策等について質疑があり、情報ネットワークのセキュリティ体制については、本市の情報ネットワーク構成として、外部との接続に関する出入り口が3カ所あるということですが、その中で、LGWAN（エルジーワン）及び住基ネットワークは、国及び地方公共団体と専用回線で接続しており、庁舎内にはファイアウォール機能を備えた機器等を設置しているということ、また、市民の個人情報などを扱う基幹系住民情報システムは、庁内のネットワークとは分離をした独自のネットワークを構築しており、システムサポート会社によるリモート保守のための接続以外は外部からの接続はできないシステムとなっているということ、もう一つのインターネット回線は、庁舎内にファイアウォールやネットワークを管理する専用機器を設置することで外部からの不正アクセスを遮断することなどのセキュリティ対策を行っているということです。

また、本年度からは基幹系システムをクラウド化して、データセンターに設置されているシステム機器を利用することになり、これまでの庁舎内にシステム機器を導入している場合と比較すると、より高いセキュリティレベルが確保されることになるということです。

委員から、マイナンバー制度に係る情報ネットワークのセキュリティ対策、個人情報の保護については、十分に対策を講じてほしいという要望がありました。

次に、庁舎整備事業に関し、大規模改修の工事内容は、庁舎の耐震化とあわせて外壁改修工事や屋根の防水工事等を実施し、使用可能期間を20年程度延ばして長寿命化を図っていくものであるということです。

今回の庁舎整備事業に係る補助は、耐震補強設計に係る分のみの費用に対して3分の1の補助があるということですが、長寿命化のための大規模改修については、補助はないということです。また、耐震補強工事については、防災拠点ということで防災・安全交付金の対象になると考えているということです。

委員から、庁舎の耐震化は図らなければならないが、大規模改修をして20年間使用するのではなく、もっと早く建てかえをする方向で検討できないかという意見に対し、当局からは、耐震化を行っても短期間しか使用できなければ、むしろ耐震化が無駄になるということもあり、今回

一緒に、最大20年間の長寿命化を図っていくという説明がありました。

次に、枕崎市内周遊観光アシスト事業に関し、委員から、購入する電動アシスト自転車の管理、運営等について質疑があり、購入する電動アシスト自転車は10台で、駅前観光案内所に8台、お魚センターに2台を配置する計画であるということです。

購入に当たっては、指名競争入札により購入業者を決定するが、市内のレンタル自転車の業者からは、事業の推進とあわせて、購入の際は地元の取扱店も指名してもらえよう意見があったので、それらを考慮して進めていきたいと考えているということです。

また、購入後はレンタル自転車のTSマーク保険に加入し、利用者が万一事故を起こした場合は、賠償責任補償等が適用されることになるということです。

管理・運営については、観光協会に無償で貸し付け、駅前観光案内所及びお魚センター観光案内所で借用の手続きをとり、利用者には有料で貸し出すということであり、市内を周遊観光していただいた後、借り受けた場所での返却、また、どちらかの場所での乗り捨ても可能となるよう考えているが、具体的には、今後、観光協会と綿密に詰めていくということです。

次に、平成26年度の補正予算で繰り越した地方創生先行型交付金事業のふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業に関し、事業の内容が変わってきているのではないかという委員からの指摘に対し、実施事業の計画決定は、事業の目的効果が本市の行政課題の解決に資するものであるか、また、事業実施の優先順位等を検討しているが、今後もさらにしっかりした検討・計画を行っていききたい、また、個別の事業計画を策定する段階においては、事業計画策定の段階で事業実施の見通しについて、今後も十分な検討を行いたいと考えているという説明がありました。

なお、さまざまな事業を執行していく上で、執行段階の状況変化により、当初計画どおり事業執行ができない場合は、関係法令及び例規に基づき適切な執行を心がけたいと考えているということです。

委員からは、3月の予算審査では事業内容を見て審査し、議決しているが、ミラノ万博関係の事業では、トップセールスがトップセールスではなくなり、当初とさま変わりしている。さらに、農水省のプレスリリースは、食品としての特例措置として認めるというものを、道具として持っていったとの説明になっている。どういう物を持っていったのか、また、どういう事業目的だったのかなど、その事業の評価を整理しておいていただきたいという意見がありました。

審査の過程においては、ただいま報告しました意見等のほか、職員の再任用に関する事、水産多面的機能発揮対策支援事業に関する事、土地借上料に関する事などについて、質疑等が出されました。

本件については反対があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ55万9,000円を追加し、予算総額を3億2,103万7,000円にしようとするもので、当初予算より0.2%の伸びとなります。

補正の内容は、重複・頻回受診者訪問指導事業の実施に伴う保健事業費の増額であります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 議案第56号平成27年度枕崎市一般会計補正予算について、日本共産党は反対の立場から討論いたします。

先ほど市税条例でも反対しましたように、市民のプライバシー侵害につながる、危険性のある社会保障・税番号制度にかかわる住民情報システムなどの改修の委託料などが含まれていることから、補正予算に反対いたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、日程第7号について、起立により採決いたします。

日程第7号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

次に、日程第8号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

ここでちょっと議長より発言があります。

先ほどの発言の訂正については、議長の許可となっております。

先ほどの7番議員の発言の訂正については、申し出のとおり許可いたします。

よろしく申し上げます。

次に、日程第9号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための平成28年度政府予算に係る意見書。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっている。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後9年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要である。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。離島・山間部の多い鹿児島県においては、2学年の子供が1つの教室で学ぶ複式学級が多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとはいえない。子供の教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題である。

こうしたことの解決に向けて、小人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員もふえている。子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

子供の学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割が重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

こうした観点から、平成28年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望する。

- 1、子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3、離島・山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」等言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第10号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教・産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務の継続調査の申し出がありましたが、それぞれ申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、

御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第12号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、公益財団法人南薩地域地場産業振興センター、一般財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎お魚センター及び南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから質疑を行います。回数は3回とし、簡潔に願います。

枕崎市土地開発公社ほか4件のそれぞれの経営状況を説明する書類について、質疑はありませんか。

○4番城森史明議員 私は、お魚センターについて質問をしたいと思います。

まず、私も3年間の決算を比較してみました。その中でですね、純利益のところはですね、平成24年度は1,400万あったわけですね。それがどんどん25年、26年、減少しているわけです。この減少の理由は、まず何なのか。

それとですね、これを、売上高に直接つながるですね、その入場者数ですね、これは3年間でどういう変化しているのか。その入場者数の中で、例えばそれを分けたときに……、団体ですね、個人ということで分けたときに、その入場者数はどうなっているのか。

次にですね、売り上げ的にはですね、要は売り上げ的には……、減少、売り上げ的には非常に……、非常に激しい減少はないわけですね、売り上げ的には、非常に平均的で1億3,000万、1億4,000万を上下しているわけです。そういうことで、その中で利益が減っているわけですから、それは何なのかということ。は、1番につながりますけども。

それとですね、予算の件ですね、3番目に予算の件。27年度予算がですね、26年度予算に比べてマイナス120万減ってるわけですよ。

要は今度、地方創生でお魚センターにもWi-Fi設備だったですかね、そういうかたちで設備投資をするわけですね。そして、観光客も今ふえつつあると。外国人もふえつつある。その中で、なぜ、その売り上げ、予算がマイナス設定をしているのか。3番目ですね。

次4番目、一応、貸借対照表で長期借入金を返済してますね。毎年約900万ぐらい減ってると思うんですね。これは損益計算書の中には、どこにあらわれているのか。

この4点を質問したいと思います。

○永江隆水産商工課参事 まず、1点目の純利益が減少になった要因ということですが、考えられる要因として、まず、一昨年度まで固定資産税それと法人市民税の減免申請を行い、そして、市のほうで減免を認められたと。その分で租税公課費が大幅に上がっております。

それともう1点、一番の稼ぎどきでありますゴールデンウィーク、今年のゴールデンウィークに雨の影響で非常に売り上げが伸びませんでした。

それと、365日ずっとお魚センターは休みなしで営業しておりますが、去年は台風で2日間ほど休館したこともございました。また、夏休み期間中に冷夏あるいは台風、そういった悪天候の影響でお客様が、入館者数の影響が出まして売り上げが伸びなかったと、こういったことが利益

の減少につながったというふうに考えております。

それと入館者数でございますが、昨年度の入館者数に関して言いますと、一昨年度の100.2%、コンマ2%なんですけれども、微増ということで現状維持している状況でございます。

ただ、年度当初に消費税率の5%から8%の改定等がございまして、買い控え等があったのか、売り上げの増にはつながらなかったところであります。

また、団体の一般観光客で申しますと、これも昨年度と約同等の現状維持でございます。観光ツアーで申しますと昨年度より1,000名ほど減っております。観光バスの入り込み台数にいたしましても、昨年度と、6台増ということで、ほとんど一緒の現状でございます。

あと借入金のごとでございますが、貸借対照表の固定負債をごらんいただきたいと思っております。長期借入金が1億6,801万2,339円と、これが長期借入金の借入残高でございます。損益計算書には、この元金の借り入れ分は出てきません。金利分だけが損益計算書のほうに出てくると。この元金の部分につきましては……、「いや……、元金は言っていない」と言う者あり

予算についてでございますが、できれば昨年並みの予算を計上したいところでございますが、何分売上高もなかなか伸び悩んでおります。で、過去2年の実績を踏まえて、その平均値とか、あるいは経常経費である程度固まっている額が確定しているものは、その額を計上してこのような予算になったところでございます。

○4 番城森史明議員 私が長期負債を言ったのは、毎年毎年、長期借入金は減ってますよね。900万ぐらい減ってるでしょ。その900万はどっから出すのかということなの。それが例えば、損益計算書の中にその900万という数字があらわれなきゃいけないですよ。だからその辺のところの仕組みが、思うんだけど、それがどうなっているかっていうことを、また後で。

それとですね、売り上げを分析したときですよ。その自動販売機の場合は200万ほど減ってるんですね、見たら。3年比べたらですね。ということは、参加者が減……、まあ買わないのか、200万っていったら10%ですから結構大きいわけですよ。

だからその辺のところは、自動販売機はどうせ経費は変わらんわけですから、経費は同じように360日かけてますから、経費は変わらんわけですから。これをやっぱりふやすべき努力をしないのかなと。200万って結構大きいですよ。

そしてもう1つは、固定資産税が、減免があったために利益がふえたっていうことでしたですけども。例えば、販管費は24年度比べて1,000万ぐらい上がってますよね。7,400万あったのが8,400万ぐらいになっていますよね。その1,000万っていうのは非常に大きい。原価は上がっているということですから。その辺が大きいのと、それともう一つは、その辺がどうなってるのかというところでですね。それと要は、売り上げの中にですね、例えばレストラン部分と物品販売は含まれているわけですよ。その割合は、どういう割合の額になっているのか。

これ見ますと人件……、レストラン部分もふえれば確かに人件費もふえてですよ、それで利益が下がっているような、あれを受けるわけですよ。

ですから、ただその物品販売とかレストラン販売、当然、それは人間がふえればどんどん売り上げも上がっていくわけです。それで売り上げが上がればいいですけど、売り上げはあんまり伸びてないですよ。だから、その辺ところがどうなっているのか、ちょっとお願いをしたいと思います。

3回だけということなので、ちょっともう一つ、地場産業センターについてしたいと思うんですけど。これの正味財産……、内訳表のこの公益事業の部分をちょっと説明してほしいということです。7ページですね。この辺が……、概略でいいですから。

それと、南薩エアポート分がありますけど、資産の部で、貸借対照表の未収入金というのがかなりふえてますね。これはどういうものなのか。

それと損益計算書の中で、雑費はどういうことなのか。雑収入はどういうことなのか。

それと純資産の部で、非常にその、これは繰越利益剰余金というのがですね、あります。マイナスになってますよね。この件についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○永江隆水産商工課参事 まず長期借入金の返済部分の御説明ですけれども、この借入金につきましては、資本取引に関する部分の経理でございますので、損益勘定とはまた別処理になります。

で、財源といたしましては、固定資産購入費、あるいは長期借入金の返済、いわゆる資本投資の部分ですね、そういった部分につきましては、減価償却費で内部留保された財源と、それと当年度の利益剰余金の部分で返済をしていく財源になるというふうなかたちになりますので、損益計算書には計上されないところでございます。

それと自販機収入なんですけれども、これも昨年度の消費税率の改定によりまして、自販機のそれぞれの商品も値上げいたしました。そういったことで買い控えといいますか、そういった自販機の売り上げの減につながったのではないかとというふうに分析をしているところでございます。

あと部門別の売り上げに関してでございますが、全体売り上げに対しましてレストランの売り上げ、これが昨年度で6,888万4,000、前年度の98.0%ということで、これも若干、同様に、全体の売り上げと同様に減っているというところでございます。

また直営で売店を行っておりますが、これにつきましても3,474万2,000ということでですね、昨年度の対前年比で92.1%、これも微減しているところでございます。

○下山忠志水産商工課長 地場産業振興センターの7ページの正味財産増減計算書の公益事業について説明ということでございます。

公益財団法人に移行いたしましたして、公益事業・収益事業・法人というふうなかたちで、会計を分けておりますけれども、この公益事業につきましては、南薩地域の地場製品の普及拡大部分の展示販売と、この部分が公益事業というふうなかたちに区分されているところであります。

○神園信二企画調整課長 南薩エアポートの貸借対照表、未収金の内容についてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、オリックス（92ページに訂正発言あり）からのソーラー管理費、こちらのほう1月から3月までの部分、昨年度まで、25年度までですか、25年度までは一括して年間分をいただくようなかたちになっておりましたけれども、昨年9月ソーラーが運用開始したところで契約のまき直しをしております。このため、年間分を四半期に分けていただくようなかたちで契約のまき直しをしておりますが、この分、未収金になりましたのは、ソーラー管理費、1月から3月までの管理費につきましては、4月以降に支払われたということで、締め日が3月31日で締めてございますので、その入金のずれいところがオリックス（92ページに訂正発言あり）のソーラー管理費、当該1月から3月までで445万円相当でございますけれども、この分が4月にずれて入金をされたというところでございます。

それと損益計算の雑費の内容と雑入の内容というところでございます。

雑費につきましては……、まず、雑入のほうから説明をしたほうがよろしいかなと思うんですが、これにつきましては800万と大きな数字でございますけれども、780万円を天文台建設費ということでオリックス（92ページに訂正発言あり）から御寄附をいただいたものということになります。それが中心でございます。

雑費につきましては、その天文台に、建設に係る雑工事費、それから天文台の開所式の式典等、それから通常営業分の雑費等の支出で膨れ上がったところでございます。

それから繰越利益……、繰越の利益剰余金の説明をということでございました。南薩エアポートは、資本金1億4,350万円を持っているところでございますけれども、創業当初から黒字が出てればこれがふえていくと。

しかし、繰越利益の剰余金といたしましては、現在、マイナスの1億2,751万9,441円を計上してございまして、この結果、株主資本が数字として上がっていくというふうな計算になってい

るところでございます。

○4番城森史明議員 　そういうことで要は、お魚センターの場合には、長期借入金等があるわけで、それと現在の状況では、資本金もマイナスになっている状況ですね。

ですから、最低、利益、純利益で1,000万以上はないとですね、24年度が記録しましたように、やはりそういう最低1,000万ぐらい上げていくような目標でやっていかないと、なかなかこの辺の赤字解消が図れないのではないかと思うわけですね。確かにそれは非常に難しい面があります。

だけどやっぱり、今、地方創生ということですね、いろんなかたちでしてるわけですから、今がチャンスじゃないかと思うんですね。そういう意味で、そういう目標を持って努力をされたらどうかという、思うことで、したわけです。

そして、確かに地場産業とかつお公社と同じようなところが3つあるわけですね。地場産業センターは、南九州・南さつまとやってるわけですから、逆に、その辺のところの商品構成では何らかの特徴は持たせられないのか。売り上げ増に対してですね。要は、地場産業は、もっと南さつまの物を入れたりですね。そういう特徴を持たせてやれないのか。

そういうことで、最終的にやはり純利益で、最低でも私は1,000万以上上げないと、この経営状況というのは前向きにいかないとと思うんですね、その辺についてどう考えておられるのか、最後にお聞きしたいと思います。

○永江隆水産商工課参事 　今、議員がおっしゃられるように、非常に、依然として厳しい状況は続いております。1,000万の純利益というのは、なかなか難しい部分もあるんでしょうけれども、お魚センターとしては、今現在、好調でありますわら焼きたたき体験とかですね、体験観光メニュー等をアピールして、それらが非常に今のところ好調でありますので、そういった部分を生かしながら、さらにメディア等にアピールして集客を働きかけていきたいと。また、売り上げ増につながるように、努力していくように指導もいたしているところでございます。

○新屋敷幸隆議長 　ほかにありませんか。

○13番立石幸徳議員 　私は、南薩エアポートの決算についてですね、幾つか質疑をしたいと思っております。

先ほどの答弁・説明でも出されたこの枕崎天文台、これが平成26年度9月から開所といましようか、新規にスタートしておりますのでね、この天文台の状況がどうなのか。そして、今後どういうかたちで、天文台をいかたちで運営していくのかという点に絞ってお聞きするんですが、まず26年度決算は、営業収益部門で見ると373万8,000円は赤字、損失なんですね。

それを先ほども言いました天文台の建設費780万ですか、この雑収入でもってカバーといましようか、営業外の収益でその部分を消すようなかたちで、結果的には収益を420万ぐらい出しているわけです。ただ、これも先ほどの説明でもありましたが、営業経費の中の雑費の中にもその天文台関係の雑費もあると。その辺を割り引いてもですね、実質的には26年度はエアポート、赤字ですよ、赤字決算。この枕崎天文台がですね、その新しく設置をして、一体これがどういうことを、どういう影響を及ぼしているのか。

つまり市長自身はですね、平成26年度の施政方針の中でも、枕崎天文台は枕崎の観光の目玉として、今後いろんなかたちで期待できるというような施政方針もわざわざ言われているんですね。

で、具体的に聞きますが、27年度予算との関係で、給料手当が26年度決算は1,460万ぐらいあるんですが、27年度の予算では、これが400万ぐらい減少しております。この人件費の減っているのは何が原因なのかですね。それから、この決算資料以外に枕崎天文台利用状況というものも資料を、先般、議会事務局のほうから配付させていただきました。

で、9月1日から3月31日までの天文台利用状況を見ましても、昼の部門が149人、夜が38名ですか。その下のほうにいろんな行事とか、メガソーラーの入室者、そういうのもあるんですけ

どね。メガソーラーが1,370人の入室者、大体1割ちょっとぐらいの人が天文台のほうには行っている、そういう状況なんですね。そこら辺について、その天文台をめぐるエアポートがどういふふうな運営をしてるのか、教えていただきたいと思ひます。

○神園信二企画調整課長 まず、最初に27年度、第26期収支予算の関係で給料手当が減少となった原因というところをお尋ねでございます。

これにつきましては、職員1名が第25期、前年度で定年退職をしたということで、その後の補充しておりませんので、その分給料手当は減少ということで計上をしていると聞いております。

それと利用の状況でございますが、ただいま議員が資料をもとに御説明されましたとおり、お昼で149人、夜間で38人という利用の状況でございます。

さまざまな、主な行事、団体、訪問者等もその資料に掲げているとおりでございますが、昨年9月の1日に天文台オープンをしまして、3月31日までの間やっておりますけれども、夜間また昼間、天候が悪ければ、これはごらんをいただけないというふうな状況ですね。天文台、望遠鏡をのぞいても太陽も見えませぬし星空も見えないわけですので、こういう状況。それと夜間の利用につきましては、前もって御連絡をいただきたいというふうなお願ひを申し上げておまして、前もって御連絡をいただいてごらんをいただいた方々が、お手元の38人というふうな状況でございます。運用としては、そのような状況でございます。

○13番立石幸徳議員 この人件費の関係で、定年退職者の1名が減と言ひんですが、この方は天文台の関係の職員と、こういうふうに理解していいんですかね。

それと27年度予算でございますよ、支出のほうで、新たに天文台星空観察会という勘定科目で、160万ぐらい支出のほうで計上してらるんですね。天文台の観望料は24万、27年度を予定してらるみたいですね。今までの実績からいくと9月1日から3月31日まで半期以上ですよ、初年度実績で3万2,400円ですよ。これ年間ベースでして、倍としても10万円いかないうな実績なのに、27年度は24万組んでる、収入にですよ。

そして、この天文台星空観察会ってこれは、どういふかたちでこの観察会に160万も出すんですか。この辺の説明をいただきたいと思ひます。

○神園信二企画調整課長 まず、最初のお尋ねであります職員給料手当の減の分については、天文を担当されていた職員の分かということのお尋ねでございます。

定年退職された方は、天文を担当とされていらっしゃった方でございます。

それと第26期、27年度の予算につきましては、天文台星空観察会160万円の予算の計上というところでございますが、天文の御担当の職員が定年退職ということになりましたので、その後の運用につきましては、南薩地区に天文関係の愛好会といひますか、組織がありまして、そちらの方々に天文関係の夜間の観察会を催していただきたいというふうなかたちで、天文台の利用を図ろうというふうな考え方をしているところでございます。

その経費といたしまして160万円を、計上をさせていただきますと、それに対して24万円という観望料も低いではないかと、達成もできるのかというふうなお話でございましたが、広く南薩地区の住民の方々まで広報しまして、その天文イベント、大体、月に2回ということで計画もされているようですけれども、その天文の観覧にお見えになった方の観望料というのは、南薩エアポートの収入として計上したと。

で、ただ観望料、天文観察会の160万の経費と天文台の観望料、この差額については大きいのではないかとこのところでございますが、これは天文台の設置自体が、どう、南薩エアポート社が実施する社会貢献事業ということでの位置づけをされて、このようなかたちで計画されておりましたので、その分のかかる経費というふうな考え方になると、基づくというふうなことで聞いております。

○13番立石幸徳議員 今説明を聞いていると、天文台のこれからの展望ですね、それこそ。非

常に気がかりですよね。で、それこそ地元新聞でも報道をされるぐらい、この天文台の期待感と
いいでしょうか、これから非常にいろんなものが枕崎天文台で広がるというようなものがあって、
その担当職員は1年ちょっとでもう定年退職と。

あとその星空観察会ですか。どっか市外から来るみたいですがけれども、この方々に160万です
ね、やるその根拠もよくわからない。

それから今、課長のほうから社会貢献事業という言葉が出ましたけどね、社会貢献そのものは、
私はすばらしいことですが、この第三セクターがですよ、収益を無視してですね、これからこ
のままでずっといくとすると、多く収入を見積もって24万、これ毎年星空観察会に160万出すと
しても差し引き140万くらいは、この部分については赤字ですよ。そういったかたちで、ずっと
その天文台運営をやっていかれるつもりなんですかね。

もうちょっと、我々は、今ここで聞きたいのは、経営の実態を聞くわけですのでね。その辺の
展望を最後にお聞きしておきたいと思います。

○神園信二企画調整課長 星空観察会の内容につきましては、今、私どもがいただいている資料
によりますと、27年度で大体月間2回、およそ、もう既に7月からということになりますと、
9カ月18回程度の開催になろうかというふうに考えて、そういう計画を持っていらっしゃるよ
うです。

大体、先ほど言いましたとおり、月2回、夜間のいろんな天体のイベントがあるようですので、
それに合わせてやっていくというふうなことでございます。

それから議員御指摘のとおり、社会貢献事業とはいえ相当な経費がかかるではないかというふ
うなお話でございます。これにつきまして、今年度の損益計算の中でも営業損を出すような状況
でございましたけれども、今後、オリックス（92ページに訂正発言あり）からのソーラーの委
託料、それと市からの指定管理料という安定した収入がございますので、人件費も来年度以降、
そういうかたちで、落ちた計算で出てきているようでございますので、その分で何とかカバーを
しながら、また実際、社会貢献の部分については赤字といいますか、当然そこに、社会貢献事業
ですので、収益を期待しながらやるというものもあるんでしょうし、また、それはそれで地域へ
の貢献ということで、自腹を切るという事業もあるんでしょうし、さまざまな考え方だろうとは思
いますけれども、その中でお考えになられた事業であるというふうに考えているところであり
ます。

○7番清水和弘議員 私はですね、お魚センターについて、この長期借入金、これが1億6,801
万2,339円と貸借対照表になってるんですけど、これの返済計画はどうなってるのか。

それですね、21期、22期、23期を調べたところ、この21期には372万返済、それから22期
905万、23期決算では921万となっているようなんですが、この返済計画はどのようになっ
てるのかですね。

それとお魚センターの入場者数について、枕崎もアートのストリートの立体作品が設置されて、
外国人やいろんな観光客が多くなってると思うんですけど、この来客者数の推移はどのようにな
ってるのかですね。

それと損益計算書で23期の税引前当期純利益、これが63万8,659円、22期これが362万6,075
円になってるんですが、この理由を説明してください。

それと地場センターについて、この8ページ、当期経常増減額は、26年度決算ではマイナス
1,075万3,684円、25年度では961万3,592円減少してる状況なんですけど、これをどのように判断
して、また対策はどのようにしようと考えているのか。それと正味財産期末残高、これ25年度
決算に比べて1,016万0,713円減少してると思うんですけど、この原因をどのように分析して
おるのか。また、今後の対応について質問しておきます。

それとお魚センターでも言いましたけど、地場センターの来客数、これはどのような方法でカ

ウントしているのか。そのような点を質問します。

○永江隆水産商工課参事 まず、お尋ねの長期借入金の返済の内容でございますが、平成22年11月に1億9,000万円の長期借入を行っております。

26年度で申しますと元金返済分、おっしゃられるように921万7,624円、利息分が320万0,852円と合計1,241万8,476円の返済となっております。これは元利均等一括償還でございますので、毎年、この返済額については変動はございません。元金がふえるとそのまま利息分が減っていくというようなかたちなんです、資本取引の分の元金……、利益剰余金もその財源となりますので、元金がふえるから財源が減るといったことはありません。返済予定は、平成42年10月までということで、20年償還で返済をしていく計画でございます。

あと、入館者数につきましては、先ほども申しましたとおり前年比の100.2%ということで、何とか現状維持を保っております。

この中で、いわゆる整備された枕崎駅とかあるいはアートストリートとかそういったものを、観光拠点をあわせて交流人口増を図っていけるように努力していくよう指導しているところでございます。

○下山忠志水産商工課長 地場産業振興センターの平成26年度正味財産増減計算書の当期経常増減額でマイナス1,075万3,000円、それから平成25年度の決算におきましてもマイナス815万2,000円というふうなかたちの数字が出ております。

この差し引きにつきましては、収入から支出を引いた額、その中身には、建物、什器、備品等の減価償却費、これは約900万程度引かれているわけなんですけれども、そういうもろもろを引いたかたちでこういうふうなかたちの数字になっているところであります。この原因の分析でありますけれども……、しばらくお待ちください。

地場産業振興センターの収入の部分につきましては、販路対策事業、これが地場産業振興センター1階売店の特産品販売あるいは県内外の物産展等の催事、それから県内の物産館における委託販売、そういう部門で占めております。

全体的にこの売り上げが伸びておりませんけれども、この特産品販売につきましては、売店等の特産品販売、それから物産展等による特産品販売等につきましては、4月の消費税増税により、消費者の買い控え、それと秋の行楽シーズンにおいて週末、一番この書き入れどきの連続した台風襲来、これで閉館したこともあります。こうしたことが影響して入館者数が約4万2,000人ぐらい減少しております。これが大きな要因であるというふうに考えているところであります。

しかしながら開拓も進めておりまして、県内の物産館等におきましては、販売箇所を毎年開拓をしてふやしておりまして、昨年とすると物産館の販売は約350万程度ふえているような状況でございます。

それと、今後どのようにこういうことに対応していくのかということですが、先ほどもお話をしましたように、県内の物産館の委託販売、これを年々また開拓をして新規にふやしていこうというふうなかたちで考えております。

さらに地域活性化・地域住民生活等支援交付金事業によりまして、地場産品の販路対策事業といたしまして、東京圏域、名古屋圏域、福岡圏域の物産展の回数をまたさらにふやして取り組んでいきたい。そして県内におきましても、今、販売数の多いイオンモールでありますとか、それから鹿児島島のニシムタ店、そういう集客率の高いデパートにおいて、イベントの販売に参加をしていきたいというふうに考えているところであります。

それと来客数の推移でございますが、地場産業振興センターにおきましては、1階入り口の風除室のところにセンサーでカウントするカウンターがございます。それで管理をしているところであります。

○7番清水和弘議員 来客者数についてですよ、お魚センターはコンマの2%増と答弁ありまし

た。このコンマの2%といっても、我々は数字で言ってもらわないとわからんわけですよ。それで、この近年、わかっていたらですよ、5年間分ぐらいの来客者数についてお答えいただきたいと思います。

それと地場センターの件ですけど、私はこの枕崎は、この稚内と提携を結んどるわけですね。私もいろんな国内、国外いろんなところに行ってきました。その中で一番、北海道の産地品というのは本当おいしくて、もう我々鹿児島県人が口にしたことない品物があるんですよ。そのようなものを……、何って言うんか、陳列していただけないのか。

それとですね、私もこの入場者数、来客者数ですかね、入館者数か。これについては今、センサーで調べると言いましたけど。その場合、1人の人が行ったり来たりしたらそれもカウントされるんじゃないんでしょうか。その辺はどうなんでしょうか。

それとお魚センターのほうでもですね、カウントの仕方はどのようにしているのか。その辺をお尋ねいたします。

○永江隆水産商工課参事 まず、先ほど答弁漏れがございましたので、純利益の減についてお答えいたします。

純利益につきましては、先ほども申し上げましたが減免申請を行わなかったことが大きい要因と、さらに悪天候等の影響で売り上げが伸びなかった、この2つが大きかったというふうに分析しているところでございます。

あと入館者数の推移でございますが、5年前の平成22年度37万4,426名、23年度34万0,670名、平成24年度34万8,805名、平成25年度34万1,474名、平成26年度34万2,029名、それぞれ年度によって非常に浮き沈みがありますけれども、少しずつ減っているような状況というふうにこちらのほうでは認識しております。

それと入館者数のカウントでございますが、レジシステムの計数カウントでありますとか、レストランの入場者数等もメニュー数でわかりますので、そういったものを加味して入館者数を出しているというふうなふうに聞いているところでございます。

○下山忠志水産商工課長 稚内商品のことについてお答えいたします。

稚内商品につきましては、お魚センター等でも陳列をして販売をしているところです。

売れ行きにつきましては、売れておりますけれども、それほど、どうなのかなというぐらいの状況であります。

今、稚内の方々ともお話をさしていただきますけれども、確かに北海道物産展として鹿児島あるいはそういうところで来て、現地の方々物が物産展として出向いてくれば、確かにその売り上げは上がるでしょうと。

しかしながら、置いて、どのぐらいのものかというのは、ちょっと何とも言えないというふうなことでございます。

こうしたことから、お魚センターの売り上げ状況も今後見た上でですね、研究しながら進めていきたいと思っております。

それと入場者数のカウンターであります。カウントでありますけれども、出たり入ったりすれば重複してカウントされるでないかということですが、確かにおっしゃるとおりでございます。

しかしながら、もうずっとそういう、最初からそういうふうなかたちでカウントしてきております。その分については、幾らそのダブっているかというふうなことは、把握はできておりません。

○7番清水和弘議員 この入館者数については、はっきりした数字じゃないということがわかりました。

お魚センター、地場センターもそうなんですけど、山形屋でのですよ、北海道物産展、これはすごく盛況なんですよ。このようなども参考に話を聞きながらですね、やっていく考

えはないのか。

それと今、お魚センターの利用者の件なんですけど、レストランでの利用客数みたいな答弁だったと思うんですけど、これはそしたら下の部分でお土産品なんか買う人たちは入ってないということでもいいんでしょうか。

○永江隆水産商工課参事 入館者数ですけれども、レストラン売上メニュー数がそれぞれ1人1品というようなかたちでカウントするんでしょうけれども、あと、もちろん売店の売り上げ等のレジも見ながら入館者数をカウントしているというふうに聞いております。

それと、北海道物産展等をモデルにしながら、そういったイベントも企画してみてもどうかという御提案ですけれども、お魚センターでも稚内の商品を取り扱わせていただいております。そういったことも御提案も参考にしながら、今後そういったのも検討してみる余地はあるかというふうに考えております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○8番禰占通男議員 エアポートの件ですけど、予算に電気保安委託料っていうのが今回入ってるんですけど、昨年までのやつにはこれはないんですけど、今回どのようなことでここに計上されているのかをお伺いいたします。

○神園信二企画調整課長 こちらにつきましてははですね、昨年、ヘリポートの管理をしていただくように指定管理というかたちでスタートしたんですけれども、昨年度の指定管理の契約の中に、電気保安の委託につきましては、1年間、市のほうで主体を持つということで契約しておりましたけれども、27年度につきましては、その分につきましてもエアポートのほうで担当していただくというかたちで、その分私ども市からの支出としては、この電気保安の委託の必要な、今までかかっていた経費については指定管理料の中に加えて支出してございますので、それを南薩エアポートのほうは、電気保安協会のその作業のほうに支出をしていくというふうなかたちでございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○9番沖園強議員 1点だけエアポートについてお伺いしときますが、今回の26年度決算の営業損失の部分で一番大きいのは、先ほど言われた天文台の関係とか雑費の関係ですよ。

それともう一つ減価償却ですね、この部分がだいぶ大きいと。前年度より160万程度ふえているわけですよ。そういったことからしてですね、建物、什器等の備品等も当然ふえてきていると、その中で建物付属設備とは何であるのか。

そして、事務所改修とかいろいろあったわけですから、当然、有形固定資産はふえてきているということなんですけど、予算書を見ると今度の減価償却、27年度は50万程度減っているわけですよ。

それは、定率で減価償却していくんですか、天文台のほうの部分等はどうなってるのか、その付属設備は何なのか、お示しいただきたいと思います。

○神園信二企画調整課長 まず、お答えの簡単などころから、建物付属設備、固定資産でその分がふえてるのは何かというところでございますが、管理事務所が新築されまして、事務方は新築事務所のほうに移転はしたんですけれども、この天文台の整備の時点で、天文台職員は旧ターミナルビルのほうに残ってございました。

ところが、旧ターミナルビルの空調がもう全く止まって、故障中ということでございましたので、この際ということで、空調機器の廃棄それと新規取得を行った経費でございます。

それと、「減価償却」と言う者あり）減価償却につきましては、新しい……、しばらくお待ちください。新しい観測用のドームの部分、こちらにつきましては耐用年数38年の……、これが定額の償却方法になるのではないかと考えております。定額ですね、はい。それとあと建物付属、新たに取得しました分の建物付属設備のほうは13年の定率法。それと天体望遠鏡等を取得

してございますが、これが耐用年数5年の定率法というふうに定額の部分と定率の部分とごちゃ混ぜといますか、一定の方式で減価償却してないものですから、それぞれを当てなければならぬという状況でございます。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 なければ、企画調整課長から訂正があるそうでございます。

○神園信二企画調整課長 私、先ほど13番議員の質疑に対しまして、エアポート関係で資金の提供先、それからさまざまな場面でオリックスという会社名をお出ししましたけれども、この資金の提供先、管理契約の締結先等もオリックスではなく、Kクリーンエナジー社でございますので、訂正しておわびを申し上げたいと思います。

大変失礼いたしました。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成27年第4回定例会を閉会いたします。

午前11時29分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

平成27年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①立石 幸徳	枕崎市国民健康保険財政の健全化について	<p>1 5月27日、医療保険制度改革法が成立。国民皆保険成立以降で最大の改革といわれる国保改革が実施される。本市への影響として、どのようなことを予測しているのか</p> <p>2 本市国保の累積赤字約2億6,500万円の解消は、今後、年度初めに予算化して対応すべきではないのか</p> <p>3 国保財政安定化支援事業の見直しにより、本市への配分は、どうなるのか</p>	市 長 副市長 課 長
	道の駅について	1 国土交通省登録の「道の駅」を本市にも設置すべきではないか	市 長 副市長 課 長
	交流人口について	1 本市の訪日外国人誘客対策について	市 長 副市長 課 長
	免税店について	1 本市並びに周辺地域の免税店の状況について	市 長 副市長 課 長
	地方創生について	1 まくらざき版総合戦略策定の進捗について	市 長 副市長 課 長
②清水 和弘	市政のあり方について	<p>1 5月16日の小学3年生女子児童の事故の原因と、今後の対応、対策はいかに</p> <p>2 イタリア・ミラノでの食の万博において、本市の</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
③禰占 通男	<p data-bbox="384 398 563 517">小学女児の死亡事故について</p> <p data-bbox="384 1016 563 1178">ミラノ万博のかつおぶしの日本からの移動について</p>	<p data-bbox="619 226 1209 253">かつおぶしが出品できなかった理由について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="596 398 1150 425">1 事故原因の把握はどのようになるのか <li data-bbox="596 533 1123 560">2 今後の対策はどのように進めるのか <li data-bbox="596 667 1294 741">3 通学路の安全対策は今までどのようになされてきたのか <li data-bbox="596 846 1150 873">4 学童保育はどのようになっているのか <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="596 1016 1294 1090">1 持ち込んだかつおぶしが使えなかった。どのような方法での持ち込みであったのか <li data-bbox="596 1196 1294 1270">2 「日本館の出展」に当たっては、どこが幹事省であるのか <li data-bbox="596 1375 1294 1538">3 日本館レストランの運営事業者はJ F コンソーシアムに委託され、コンソーシアムには、7社が参加するとのことである。7社に対して訪問・情報収集などはなされたのか <li data-bbox="596 1644 1294 1807">4 3月議会で「ミラノ万博の期間中のかつおぶしの日本からの移動については、差し支えないとの結果が出され、プレスリリースもされている」と答弁されているが、何か誤解があったのではなかったのか <li data-bbox="596 1912 1294 1986">5 2015年2月13日の農林水産省のプレスリリースによる内容はどのようなものであったのか 	<p data-bbox="1331 398 1422 562">市 長 副市長 教育長 課 長</p> <p data-bbox="1331 1016 1422 1135">市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④豊留 榮子	集団的自衛権行使の法制化について	<p>6 焼津市のかつおぶしが日本代表の食材として採用されたのはどうしてなのか</p> <p>7 5月11日に市長、組合長、国会議員の訪欧がなされない旨の報告があった。持ち込めない結果がわかっていたのではないのか</p> <p>1 戦後の日本を根本から変えて、自衛隊の活動を拡大させるような「戦争法案」が26日の衆議院本会議で審議入りした。首相は「自衛隊が戦闘行為を行うことはない」と言いながら、「不測の事態に際して自衛隊員の生命や身体の防護」のため「武器を使用できる」と答弁している。憲法9条を根底から破壊してしまうような法案は廃案にすべきと考えるが、市長の見解を</p>	市長 副市長 課長
	交付金の活用について	<p>1 今回、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金実施計画に「ふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業」としてフランス国ブルターニュ地方コンカルノーやミラノ万博においてかつおぶしの宣伝をするということであったが、現実的には、かつおぶしの焦げ成分が問題視され、持ち込めなかったと報道されている。この件に限らず、交付金の活用は利用する者が提案してくるのか、行政が提案するものなのか</p>	市長 副市長 課長
	市内の危険箇所総点検について	<p>1 今回、女の子が目撃されたという側溝は、なぜ今までふたの取り付けをしておこなったのか。これまでに、子供に限らず転落事故などはなかったのか</p> <p>2 側溝にふたのない箇所が枕崎校区18路線564m、立神校区8路線1,700m、桜山校区5路線489m、別府校区3路線261m。また、水路の間口転落危険箇所が枕崎校区3路線8箇所、立神校区1路線1箇所</p>	市長 副市長 教育長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>所、桜山校区5路線6箇所合計9路線の15カ所ということだが、このような危険箇所を今後どのように改善していくのか</p> <p>3 立神小学校通学路安全マップに示されている226号線からヤマダ電機を右折し、自動車学校の交差点を過ぎると、歩道がなく交通量が多いと記されているが、ここは両側に側溝のふたもなく歩く人には大変危険な道路で早急な対策が必要ではないか</p> <p>4 教育委員会としては、各学校の安全マップが注意すべき場所などを示しているが、子供の通学路の安全を確保するためにどのようなことを考えているのか</p>	
	三島航路の運航について	<p>1 黒島、硫黄島、竹島を經由する三島航路が枕崎に10月から運航予定されるということだが、本市はどのような対応をするのか</p> <p>2 三島航路の運航は、島の人たちの生活を守るためにも定期航路が必要だと言われるが、本市にとってもまちが活性化されるであろうし、積極的に県への働きかけをすべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長
⑤城森 史明	地方創生について	<p>1 まち・ひと・しごと創生法の中で、総合戦略（2015～2019年の5カ年）が具体的に示されている。「①地方における安定した雇用を創出する」「②地方への新しいひとの流れをつくる」「③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標が示されている。</p> <p>(1) 「地方における安定した雇用を創出する」において、農林水産業の成長産業化、6次産業市場10兆円とある。成長産業化の意味は何か。本</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>市での6次産業の具体的事例はあるか</p> <p>(2) 企業誘致の誘致活動は、現在どのように行っているのか。平成27年度の企業誘致費は139万円であるが、この額で、本市の将来につながり、かつ、効果の出る企業誘致活動が行えるのか。企業立地優遇制度は、県下19市の中で遜色ないものになっているのか。コンテナヤード整備は水産業における雇用の大きな受け皿になると思うが、どのような状況なのか</p> <p>(3) 「地方への新しいひとの流れをつくる」において、地方移住者の推進について、本市への移住者の過去5年間の年度別実績は幾らか。推進施策はどのようなものが必要と考えるか</p> <p>(4) 地域おこし協力隊は、地方創生交付金で措置されないのか。任期終了後、約6割の隊員が同じ地区に定住しているとのことである。私の住んでいる地区は農業が盛んであるが、高齢者が多く、後継者が少ないので、数年後には耕作放棄地が増加する。農家の中ですばらしい栽培技術を持っている方も少なくない。次の世代に農業や技術を伝承し、地域を守るために、地域おこし協力隊は必要不可欠と思うがどうか</p> <p>(5) 「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」において、年少人口率は県下19市の中でどうなっているか。本市の20代、30代、40代の年齢の中で、それぞれの既婚比率もしくは未婚比率は幾らか。この目標を達成するために、どのような施策が必要と考えるか。結婚から出産そして子育てまで切れ目のない支援が必要であるが、この3段階の中で、本市においてはどれが最も重要であると考えているか。その根拠に対する分析をどのようにやっているのか</p>	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	ふるさと納税 について	<p>(6) 「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する」において</p> <p>① 小さな拠点の形成支援とあるが、小さな拠点とは何か。多世代交流・多機能型とあるが具体的にどのような意味か。小さな拠点づくりに関して、ある地区で先行型で採用になったが、市民に対し平等な公募はしないのか</p> <p>② 定住自立圏の形成に対しどのように考えるか</p> <p>③ 都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成とあるが、本市ではネットワーク形成が実現していない。介護しながらの買い物や病院通いは、肉体的にも経済的にも市民の大きな負担となっている。コミュニティバスが実現不可であれば、代がえ措置はできないのか。要介護者にタクシー券を補助する等</p> <p>(7) 既存ストックのマネジメント強化の意味は何か。このための必要な施策は何か</p> <p>1 平成27年度から返礼品の贈呈をカタログショッピング形式で行うことであるが、どのような内容で行うのか</p>	市 長 副市長 課 長

平成27年第4回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第56号平成27年度枕崎市一般会計補正予算（第1号）

○補正予算の概要

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,880万円を追加し、予算総額を109億2,880万円にしようとするもので、当初予算額に対し0.4%の伸びとなる。
- ・ 地方債の補正は、庁舎整備事業の追加によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、庁舎整備事業、社会保障・税番号制度関係費、経営体育成支援事業補助、県の地域振興推進事業を活用した枕崎市内周遊観光アシスト事業、枕崎広域観光周遊推進事業などである。
- ・ 補正財源については、県支出金1,767万8,000円、国庫支出金1,381万6,000円、繰越金787万1,000円、諸収入569万1,000円、市債140万円の増、繰入金700万円、寄附金65万6,000円の減で措置した。

○当局説明

- ・ 社会保障・税番号制度関係費に関し、番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤を構築することを目的としている。
- ・ 番号制度のメリットとして、年金や福祉などの申請時に用意しなければならない書類が減る、これらにより行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されるなどの説明がなされている。
- ・ 情報ネットワークのセキュリティ体制については、本市の情報ネットワーク構成として、L G W A Nと呼ばれる総合行政ネットワーク、住民基本台帳ネットワーク、インターネット回線の3つで構成され、外部との接続に関する出入り口が3カ所となっている。

L G W A N及び住基ネットワークは、国及び地方公共団体と専用回線で接続しており、庁舎内にはファイアウォール機能を備えた機器等を設置している。また、市民の個人情報などを扱う基幹系住民情報システムは、庁内のネットワークとは分離をした独自のネットワークを構築しており、システムサポート会社によるリモート保守のための接続以外は外部からの接続はできないシステムとなっている。

インターネット回線は、庁舎内にファイアウォールやネットワークを管理する専用機器を設置することで外部からの不正アクセスを遮断することと、インターネット閲覧や電子メールの送受信を制限するなどのセキュリティ対策を行っている。

- ・ 本年度から基幹系システムをクラウド化して、データセンターに設置されているシステム機器を利用することになり、これまでの庁舎内にシステム機器を導入している場合と比較すると、クラウド化されたデータセンターの厳重な入退室の管理、24時間体制の有人対応による監視・保守など高いセキュリティレベルが確保されることになる。
- ・ クラウド化した後は、データセンターと本市のコンピュータ間だけが接続される専用回線を利用して通信を行い、その通信においても不正アクセスがないかを監視するシステムとなっており、住民情報の管理は、庁舎内にシステム機器を導入して住民情報を保存する場合と比較して、個人情報の盗難やデータ流出に関しては安全性が高いものとなっている。
- ・ 職員が住民情報システムを利用する場合には、業務ごとに利用できる権限を設定したログインIDとパスワードを与えることで、業務ごとに利用できる範囲を制限をして運用されることになる。
- ・ 職員が利用する端末パソコンのセキュリティ対策については、ウイルス対策ソフトによる最新のウイルスパターンの登録やファイアウォールは築いているものの、電子メールなどの情報を取り扱う際の職員の適切な判断や個人情報の取り扱いも含めて、職員への指導・研修を十分

に積み、さらに情報セキュリティ対策の強化に努めたいと考えている。また、何らかの事故があったときの措置についても、手続をしっかりと定めて対応していきたいと考えている。

- ・ 指紋や虹彩認証の方法によるセキュリティ対策については、非常に高額な投資が必要になってくるので、そこまでの必要性は今のところ検討していない。また、高度なシステムを入れることになると初期投資が膨大になってくることから、今の状況では、それを採用することは難しいと考えている。
- ・ サイバー攻撃への対応については、住基システムに関してはデータセンターを外に置き、専門の方が24時間監視することから、データセンターへの直接の攻撃があった場合は、すぐに対応できる。また、インターネット回線では、住民情報システムへのアクセスはできない。
- ・ 県内の自治体におけるクラウド化は、枕崎市と伊佐市の歩みが早く、クラウドセンターには、県内ではこの2市が入ることになっている。
- ・ データセンターは宮崎県延岡市に置かれ、周辺の市町村5団体と、福岡、大分の自治体も参加の意向表明をされていたと思う。また、民間については、設置会社と同系列会社のデータも同じデータセンターの中に保存されている。
- ・ 高度なセキュリティ対策に対応できる人員は、情報政策系の職員4名と契約している業者から派遣されているシステムエンジニア1名の体制である。
- ・ 電算費の補正の内容は、住民情報システム改修に係る部分は、当初予算額に対し国の補助金が増額となって交付の通知があったことによるものであり、また、社会保障システム関係の改修は、当初予算額700万円に対し616万7,000円で、83万3,000円の減で通知が来たことによるものである。
- ・ 戸籍住民基本台帳費の補正は、個人番号の通知、個人番号カードの交付等の委任事務を地方公共団体情報システム機構に委任する事務が主な内容である。
そのほかに個人番号カードの申請受け付け等の事務に関する費用を計上しており、これらの費用は国から個人番号カード交付事業費、個人番号カード交付事務費として補助金が交付されている。
- ・ 番号制度に係るシステムの独自活用については、システム改修の必要が生じた場合は平成28年度以降の予算で対応することになるが、その場合、補助はなく一般財源での対応となる。
- ・ 番号制度に関し、住民情報システム関係は27年度で終了し、補助制度もなくなる。
社会保障システム関係は、厚労省の補助関係になり、28年度までかかってシステム改修を終わらせる意向であり、28年度まで一部その助成は続いていく予定が組まれている。
- ・ 番号制度に係る個人番号の利用は、平成28年1月1日施行となっており、市民生活課、福祉課等では施行日から利用が始まる。
- ・ 同一地方公共団体内での市長部局以外の行政委員会との連携については、本市はまだ施行日を決定していない。また、マイナンバー制の独自利用については、利用項目、施行の時期、システム改修の経費や行政の事務の効率化等を検討しながら進めていきたいと考えている。
- ・ 庁舎耐震補強及び大規模改修設計業務委託に関し、大規模改修の工事内容は、耐震化とあわせて外壁改修工事や屋根の防水工事等を実施し、庁舎の使用可能期間を20年程度延ばして長寿命化を図っていくものである。
- ・ 庁舎耐震補強工事及び大規模改修工事中の市役所の利用については、このまま執務を続けながら利用できるような工事、工法をとりたいと考えており、市民の利用についても同様だと考えている。
- ・ 庁舎整備事業に係る補助は、耐震補強設計に係る分のみの費用に対して3分の1の補助があるが、長寿命化のための大規模改修設計については補助はない。耐震補強工事については、防災・安全交付金が防災拠点ということで対象になると考えている。

- ・ 庁舎整備事業に係る地方債は、耐震補強設計について、補助金を除いた額に対して90%の公共事業等債を充当しており、その22%程度の交付税措置があるが、大規模改修設計については、交付税措置のある地方債の活用はできないところである。
- ・ 今回の庁舎建設基金の条例改正について、庁舎の大規模改修にかかる費用を一般財源で措置しなければならないが、多額に上ることから、庁舎建設基金についても活用が可能となる環境を整えたものである。
- ・ 庁舎の耐震補強工事は、庁舎の利用に差し支えないように、外づけ工法を採用する予定であり、外づけ工法の中で3つほどある工法のうち、どの工法が適しているのかを今回の設計委託で決めていきたいと考えている。
- ・ 基金の利息は、今、一番長期で運用しているのが10年国債で2,000万円ほどあるが、一般的に定期の利率は0.025%から0.13%で、それぞれの金融機関でばらつきがある。また、市債の金利は、市中銀行から15年で借り入れるとした場合、今0.85%と伺っている。
- ・ 枕崎市内周遊観光アシスト事業については、南薩地域振興推進事業を活用したもので、事業費が418万4,000円、負担割合は県2分の1、市2分の1となっている。
 内容は、電動アシスト自転車10台を購入し、観光案内所に8台、お魚センターに2台を配置する予定であり、事業費の内訳は、電動アシスト自転車購入費が112万4,000円、駅前観光案内所自転車倉庫新築費が283万円、お魚センターサイクルラック設置費が23万円の合計418万4,000円である。
 市は枕崎市観光協会に電動アシスト自転車は無償貸与し、管理運営は観光協会で行うものと考えている。自転車利用の手続きについては、駅前観光案内所及びお魚センター観光案内所で借用の手続きをとり、利用者は市内を周遊観光していただいた後、借り受けた場所において返却することを考えているが、駅前観光案内所及びお魚センターでの乗り捨ても可能とするとも考えている。
 具体的な運営は、今後、観光協会と綿密に詰めていく。
- ・ レンタル自転車については、現在駅前観光案内所で近傍の自転車業者を紹介して、観光客に利用していただいているが、今回のアシスト自転車導入について、その業者とも相談し了解をいただいているところである。
- ・ 利用者は観光協会と電動アシスト自転車の賃貸契約を締結して利用してもらおう。また、利用に当たっては、レンタル自転車のTS保険に加入し、利用者が万一事故を起こした場合、賠償責任補償あるいは損害補償が適用されるなどの事故対策等を考えている。
- ・ 電動アシスト自転車の利用者への貸し出しは有料とし、2時間、4時間、6時間、それを超える時間などの段階的な料金設定をして貸し出すよう計画しているが、具体的には今後詰めていきたいと考えている。
- ・ 電動アシスト自転車の充電については、観光案内所及びお魚センターに充電器を設置し、1回の充電で走行できる距離を利用者に示して、その範囲内で利用してもらうことになる。
- ・ 電動アシスト自転車の設置については、駅を観光起点と位置づけ、また本市を最初に訪れる観光拠点はお魚センターが大部分を占めていることから、当面駅前観光案内所とお魚センターに設置して対応していきたいと考えている。火之神公園への設置については、管理の面でのソフト的な費用や今後の利用のあり方、費用対効果などを見た上で検討したいと考えている。
- ・ 電動アシスト自転車の購入に当たっては、指名競争入札による購入業者の決定を考えているが、市内のレンタル自転車の業者からは、事業の推進とあわせて地元の取扱店も指名してもらえよう意見があったので、それらを考慮して進めていきたいと考えている。
- ・ 電動アシスト自転車の賃貸に係る益金は、基本的には管理費に充てていくが、バッテリーを3年に1回交換しなければならないが、その費用が益金と大体同額になると見込んでおり、それに

充てたいと考えている。

また、電動アシスト自転車のT Sマーク保険の加入にかかる費用は、年間で1台当たり500円で、その費用も管理費の中で対応していきたいと考えている。

- ・ 水産多面的機能発揮対策支援事業は、沿岸漁業者等で構成する活動組織「枕崎の海を守る会」が年間を通して行う藻場の保全活動、サンゴ保全活動、漂流漂着物の処理、教育啓発の場の提供活動に対して国及び市で支援を行う事業であるが、平成26年度は国庫交付金が381万5,000円、市の負担金については漁協からの指定寄附金を含み135万円の合計511万5,000円の事業費で行っている。
- ・ 魚礁設置については、沿岸漁業者の方々とも設置箇所の検討・協議を重ねて進めており、また、県も含めて協議をしているところであるが、今後さらに検討を進めたいと考えている。
- ・ 本市では1業者が底引き網漁をしており、漁場は、立神岩から三島の間ぐらいになっている。底引き網漁の漁場は、他市の業者を含め活動海域を定めており、本市の沿岸近くでは底引き網漁はなされていない。
- ・ 沿岸漁業の市場の入札は、2年前までは午前7時と午後3時の2回行っていたが、3時の入札では買い手が極端に少なくなり魚価が下がり、沿岸漁業者の収入にも影響を及ぼしていたことから、仲買の方々や沿岸業者の方々、漁協が協議し、利用頻度の高い7時に一本化するよう決定し、現在そういう運営を行っている。
- ・ 鹿児島は消費者市場で全国各地から仲買人が来ており、枕崎は産地市場で地元の仲買人あるいは全国に配送をする仲買業者の方々により入札が行われているが、浜値は水揚げ量や需要の関係で決定されるものであり、どちらの市場が高いとか安いとかは一概に言えない。
- ・ 入札は、買い手が値段を競り合う競りによる方法で行われており、値札を入れる早さも関係してくる。年配の方々になると字を書くのが遅かったり札が届かなかったりして競りに負けてしまうこともあるので、早い人に入れてもらうといったやり方を行っている事例もある。
- ・ 平成26年度補正予算で計上した地方創生先行型交付金事業のふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業については、ふるさと特産品海外展開のためのトップセールス事業380万6,000円、ふるさと特産品新展開のための社会基盤整備可能性調査事業が440万6,000円の合計821万2,000円の事業内容であるが、平成27年度当初予算計上の「地域産業競争力強化に向けた枕崎漁港活性化事業」と平成26年度補正予算計上の「ふるさと特産品新展開のための社会基盤整備可能性調査事業」が重複していたことから、平成27年度当初予算計上部分について今回減額をお願いしている。
- ・ 再任用給に関し、現在の再任用は一般会計で7人となっている。
平成27年度の再任用に係る予算は、期末・勤勉手当及び共済費まで含めて2,294万5,000円となっている。
- ・ 再任用は、国の制度に基づいて進めてきており、週5日間の勤務の方向性であるが、本市の場合は、本人たちの意向等も踏まえ、今、短時間勤務での再任用を行っている。
若い人たちの雇用の場の確保については、企業誘致を含めて、その確保に一生懸命努力をしているが、再任用の枠とは別に考える問題だと認識している。
- ・ 土地借上料は、市民駐車場として土地開発公社から借り上げている千代田保有地に係るものである。
- ・ 職員組合の事務所として貸し付けている北側車庫の2階部分の使用料は、行政財産の使用許可を出し、使用料は、固定資産評価額の7%で年間約65,000円となっている。また、あわせて光熱水費約26万円を実費負担として予算化している。
- ・ 本市の公共施設の整理については、公共施設在り方検討委員会において、まず耐震化を優先するというので、小・中学校、市役所の庁舎、総合体育館、市立図書館、市民会館の順にそ

の影響、建築年度等を考慮し進めていく。なお、総合体育館については、国体開催の関係で、市民会館等よりも優先順位を早めている。

- ・ 公共施設等の総合管理計画については、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要という国からの要請があるものである。
- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業に関し、スクールソーシャルワーカーは市内の小・中学校全校で活用しており、本年4月以降の対象児童・生徒数は5名から6名と聞いている。
スクールソーシャルワーカーは自然花の2人に依頼し、学校に直接出向いての活動のほか、自然花において家庭の課題を解決するために家族等を交えての活動も行っている。
- ・ ミラノ万博に関し、実施事業の計画決定は、事業の目的効果が本市の行政課題の解決に資するものであるか、また、事業実施の優先順位等を検討し行っているが、今後もさらにしっかりした検討・計画を行っていきたい。また、個別の事業計画を策定する段階においては、事業計画策定の段階で事業実施の見通しについて、今後も十分な検討を行いたいと考えている。
なお、さまざまな事業を執行していく上で、執行段階の状況変化により、当初計画どおり事業執行ができない場合は、関係法令及び例規に基づき適切な執行を心がけたいと考えている。
- ・ ふるさと特産品新展開・新技術チャレンジ事業の「ふるさと特産品海外展開のためのトップセールス事業」におけるミラノ万博でのイベントとして行う枕崎鯉節のPRについては、イベント主催者である本場の本物ブランド推進委員会から枕崎鯉節のPRを要請され、削り節大会、パンフレットの展示、映像紹介、だしのとり方の見本などによるPRを計画していたが、最終的に枕崎鯉節を万博会場へ持ち込まないよう連絡があったということで、枕崎鯉節を使った削り節大会とだしのとり方の見本はしなかったものの、大型スクリーンによる映像紹介やパンフレットを参加された皆様方に直接手渡ししながら説明したため、枕崎鯉節のPRはほぼ達成できたと考えている。
- ・ ミラノ万博への参加は、日本の代表として参加したので、今後の対応を検討してほしいとの意見については、「日本館基本計画策定委員会」からイベントステージにおいて5月12日から16日までの5日間のイベントを委託された「本場の本物ブランド推進委員会」より、5月12日の14時から14時30分までの30分間枕崎鯉節PRの依頼を受け、PRを行ったところである。

○委員からの意見・要望

- ・ マイナンバー制度に係る情報ネットワークのセキュリティ対策については、十分に対策を講じてもらいたい。
- ・ スクールソーシャルワーカー活用事業に関し、いろんな不登校の問題などもあるので慎重にやっていただきたい。
- ・ 本市の財政事情を考えた場合、基金の活用は非常に大事な問題だと思っている。また、今回の庁舎建設基金の運用のあり方はいいと思っている。
- ・ 職員の再任用に関し、本市の人口減少や財政状況を考えて、若い人たちの雇用の場の確保にもっと真剣に取り組んでほしい。
- ・ ミラノ万博関係の事業は、トップセールスがトップセールスではなくなり、当初とさま変わりしている。また、フランスのほうからは7月に来るといっても、3月の予算審査では事業内容を見て審査し、議決している。さらに、農水省のプレスリリースは、食品としての特例措置として認めるというものを、道具として持っていったとの説明になっている。どういう物を持

っていったのか、また、どういう事業目的だったのかなど、その事業の評価を整理しておいていただきたい。

◎議案第57号平成27年度枕崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○補正予算の概要

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ55万9,000円を追加し、予算総額を3億2,103万7,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.2%の伸びとなる。
- ・ 補正の内容は、重複・頻回受診者訪問指導事業の実施に伴い、保健事業費55万9,000円の増額である。
- ・ 以上の財源として、諸収入55万9,000円の増で措置した。

○当局説明

- ・ 重複・頻回訪問指導事業は、後期高齢者医療広域連合の委託事業で、それを枕崎市が受託し、その事業収入として55万9,000円を予算計上している。
- ・ 重複・頻回訪問指導事業は、国民健康保険特別会計の中でも行っており、国保特会のほうで現在2人の看護師資格を持つ者を訪問指導員として嘱託している。

今回、後期高齢者医療広域連合から後期高齢者についても平成27年度から重複・頻回受診者訪問を始めるということで今回の補正となった。

国保事業と合わせて約420回の訪問を組んでいるが、その内訳は、後期高齢で105回、国保で315回で、後期高齢が25%になる。その割合で、嘱託職員の月額報酬は1人が8万6,800円で、2人分の報酬の3カ月分を計上した。

- ・ 訪問する対象者は、後期高齢で42名、国保で126名をレセプトから重複・頻回が疑われる方を拾い上げて、合計168名を予定している。
- ・ 現在、国保事業で行っている重複・頻回事業では、国保連合会から送られてくる重複と頻回の条件に当てはまる方の帳票の中から訪問する対象者数を抽出している。
- ・ 後期高齢者支援金において現在、総報酬割部分は3分の1としている、年次的に平成27年度は2分の1に、平成28年度は3分の2に、平成29年度からは全面的に総報酬割にしようとしている。
- ・ 重複・頻回受診訪問は、まずは、対象者に状況を聞き、もし不適正な受診が見られた場合には指導を行うことにより、医療費の負担減につなげることや、また、重症化予防のための日常生活での運動や食事面での指導等を行いながら医療費の適正化に結びつけていこうというものである。
- ・ 医療保険改革法での後期高齢者医療への影響は、医療費によってだんだん上がっていくと予想されるが、支援金部分の割合は変わらないので、さほどないと思う。国保については、共済組合や健康保険組合で働く方々の保険料は上がっていくと予想されるので、総報酬割部分で浮いた国庫補助金を国保の財政支援に役立てようということ、大きな影響が出てくると考えている。
- ・ 現在、国保の行っている重複・頻回訪問の対象者の抽出基準は、重複については同一傷病で同一期に複数の同じ診療科目の医療機関を受診で、2カ所以上、頻回については同一傷病で同一期に同一診療科目を多数受診で、同じところに13日以上通ったという条件となっている。
- ・ 300億から500億円ぐらいの飲み残しの薬が家の中にあり、無駄が出ているのではないかなどというような報道もあるが、お薬手帳の普及による取り組みの強化など、今後とも薬剤師会と連携をとって、特に残薬整理事業とあわせて薬の重複がないよう調剤薬局でチェックできるような体制をつくっていかねばならないと考えている。

- ・ マイナンバーについては、保健事業とレセプトの連携の中で名寄せして、利用はしたいと思っているが、厚生労働省から利用指針はまだ出されていない。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 吉 嶺 周 作

枕崎市議会議員 豊 留 榮 子